



毎月2回10日・25日発行
発行所
川 崎 市 役 所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

規 則

- ◇川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則(第43号)..... 3194

告 示

- ◇自転車等の撤去と保管(第275号)..... 3194
◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第276号)..... 3195
◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第277号)..... 3195
◇かわさき南部斎苑における使用料及び手数料の収納事務の委託(第278号)..... 3195
◇かわさき北部斎苑における使用料及び手数料の収納事務の委託(第279号)..... 3195
◇道路区域の変更(第280号)..... 3195
◇道路の供用開始(第281号)..... 3196
◇予防接種の業務を行う場所(第282号)..... 3196
◇自転車等の撤去と保管(第283号)..... 3205
◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第284号)..... 3205
◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第285号)..... 3205
◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第286号)..... 3205
◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第287号)..... 3205
◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第288号)..... 3205
◇生活保護法等による指定施術機関の休止(第289号)..... 3206
◇生活保護法等による指定医療機関の休止(第290号)..... 3206
◇生活保護法等による指定医療機関の変更(第291号)..... 3206
◇指定障害児通所支援事業者の指定(第292号)..... 3206
◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第293号)..... 3206

- ◇入札占用計画の認定(第294号)..... 3207
◇自転車等の撤去と保管(第295号)..... 3207

公 告

- ◇一般競争入札の執行(第756号)..... 3208
◇川崎市視覚障害者情報文化センターの指定管理者の公募(第757号)..... 3209
◇南部地域療育センターの指定管理者の公募(第758号)..... 3210
◇陽光ホームの指定管理者の公募(第759号)..... 3211
◇開発行為に関する工事の完了(第760号)..... 3212
◇一般競争入札の執行(第761号)..... 3212
◇マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更の認可(第762号)..... 3218
◇令和5年度地籍調査事業の実施(第763号)..... 3218
◇一般競争入札の執行(第764号)..... 3218
◇道路位置の指定(第765号)..... 3219
◇公募型プロポーザルの実施(第766号)..... 3219
◇一般競争入札の執行(第767号)..... 3222
◇開発行為に関する工事の完了(第768号)..... 3229
◇一般競争入札の執行(第769号)..... 3229
◇一般競争入札の執行(第770号)..... 3231
◇公募型プロポーザルの実施(第771号)..... 3233
◇一般競争入札の執行(第772号)..... 3234
◇一般競争入札の執行(第773号)..... 3235
◇一般競争入札の執行(第774号)..... 3237
◇一般競争入札の執行(第775号)..... 3238
◇一般競争入札の執行(第776号)..... 3239
◇一般競争入札の執行(第777号)..... 3241
◇一般競争入札の執行(第778号)..... 3242
◇一般競争入札の執行(第779号)..... 3244
◇一般競争入札の執行(第780号)..... 3245
◇一般競争入札の執行(第781号)..... 3247
◇一般競争入札の執行(第782号)..... 3248

◇一般競争入札の執行 (第783号).....	3250	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第58号)	3296
◇一般競争入札の執行 (第784号).....	3252	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第59号)	3296
◇一般競争入札の執行 (第785号).....	3253	上下水道局告示	
◇一般競争入札の執行 (第786号).....	3254	◇川崎市入江崎余熱利用プールの使 用料に係る収納事務の委託 (第27号)	3296
◇一般競争入札の執行 (第787号).....	3255	◇川崎市上下水道局指定給水装置工 事事業者の指定 (第28号)	3296
◇一般競争入札の執行 (第788号).....	3255	◇川崎市上下水道局指定給水装置工 事事業者の指定事項の変更 (第29号)	3297
◇一般競争入札の執行 (第789号).....	3256	◇川崎市排水設備指定工事店の指定 (第30号)	3297
◇マンションの建替え等の円滑化に 関する法律に基づくマンション建 替組合の解散の認可 (第790号).....	3257	上下水道局公告	
◇条例環境影響評価書の公告 (第791号).....	3257	◇一般競争入札の執行 (第30号)	3297
◇一般競争入札の執行 (第792号).....	3257	◇一般競争入札の執行 (第31号)	3298
◇農用地利用集積計画の制定 (第793号).....	3264	◇一般競争入札の執行 (第32号)	3300
公告 (調達)		◇一般競争入札の執行 (第33号)	3302
◇一般競争入札の執行 (第219号).....	3265	◇一般競争入札の執行 (第34号)	3305
◇落札者等の公示 (第220号).....	3266	◇一般競争入札の執行 (第35号)	3305
◇落札者等の公示 (第221号).....	3267	◇一般競争入札の執行 (第36号)	3307
◇落札者等の公示 (第222号).....	3267	交通局公告	
◇落札者等の公示 (第223号).....	3268	◇一般競争入札の執行 (第41号)	3309
◇落札者等の公示 (第224号).....	3268	◇一般競争入札の執行 (第42号)	3310
◇一般競争入札の公告 (第225号).....	3269	◇一般競争入札の執行 (第43号)	3311
◇一般競争入札の公告 (第226号).....	3270	◇一般競争入札の執行 (第44号)	3313
◇一般競争入札の執行 (第227号).....	3272	病院局規程	
◇一般競争入札の公告 (第228号).....	3274	◇川崎市病院局企業職員特殊勤務手 当支給規程等の一部を改正する規程 (第12号)	3314
◇一般競争入札の公告 (第229号).....	3282	病院局公告	
◇一般競争入札の公告 (第230号).....	3284	◇一般競争入札の執行 (第25号)	3316
◇一般競争入札の公告 (第231号).....	3286	◇一般競争入札の執行 (第26号)	3317
◇一般競争入札の公告 (第232号).....	3289	教育委員会告示	
◇一般競争入札の公告 (第233号).....	3292	◇教育委員会定例会の招集 (第13号)	3319
税公告		教育委員会公告	
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第50号)	3294	◇令和6年度川崎市立川崎高等学校 附属中学校の入学者の募集及び決 定に関する要綱 (第2号).....	3319
◇差押通知書 (謄本) の公示送達 (第51号)	3294	選挙管理委員会告示	
◇納税通知書の公示送達 (第52号)	3294	◇川崎市議会議員選挙高津区選挙区 における当選の効力に関する異議 の申出に対する決定 (第19号)	3320
◇課税額変更 (取消) 通知書の公示送達 (第53号)	3295	◇川崎市議会議員選挙宮前区選挙区 における選挙の効力に関する異議	
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第54号)	3295		
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第55号)	3295		
◇差押通知書 (謄本) の公示送達 (第56号)	3295		
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第57号)	3296		

の申出に対する決定(第20号)	3322	状の公示送達(中原区第31号)	3336
監査告示		◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
◇包括外部監査人の監査に関する事		(中原区第32号)	3336
務の補助(第4号)	3323	◇国民健康保険料に係る督促状の公	
人事委員会公告		示送達(高津区第29号)	3336
◇令和5年度川崎市職員(高校卒程		◇介護保険料に係る督促状の公示送	
度・保育士・栄養士・臨床検査技		達(高津区第30号)	3336
師・学校栄養職)採用試験の実施		◇差押調書の公示送達	
(第3号)	3324	(高津区第31号)	3336
職員共済組合公告		◇差押調書(謄本)の公示送達	
◇役員の退職(第9号)	3333	(宮前区第22号)	3336
◇川崎市職員共済組合組合議員選		◇介護保険料に係る督促状の公示送	
挙の執行(第10号)	3333	達(宮前区第23号)	3337
市議会告示		◇後期高齢者医療保険料に係る督促	
◇川崎市議会議長選挙及び副議長の		状の公示送達(宮前区第24号)	3337
選挙の当選人(第6号)	3333	◇介護保険料に係る督促状の公示送	
区公告		達(多摩区第25号)	3337
◇住民票の職権消除(川崎区第79号)	3333	◇後期高齢者医療保険料に係る督促	
◇印鑑登録の抹消(川崎区第80号)	3333	状の公示送達(多摩区第26号)	3337
◇国民健康保険料及び介護保険料に		◇国民健康保険料に係る督促状の公	
係る差押調書(謄本)の公示送達		示送達(麻生区第24号)	3337
(川崎区第81号)	3333	◇介護保険料に係る督促状の公示送	
◇後期高齢者医療保険料に係る督促		達(麻生区第25号)	3337
状の公示送達(川崎区第82号)	3333	◇保険料に係る差押調書(謄本)の	
◇国民健康保険料に係る督促状の公		公示送達(麻生区第26号)	3337
示送達(川崎区第83号)	3334	◇介護保険料に係る納入通知書の公	
◇介護保険料に係る督促状の公示送		示送達(麻生区第27号)	3338
達(川崎区第84号)	3334	区選挙管理委員会告示	
◇国民健康保険料に係る督促状の公		◇川崎市個人情報の保護に関する法	
示送達(川崎区第85号)	3334	律施行規程(川崎区第18号)	3338
◇国民健康保険料に係る督促状の公		◇川崎市情報公開条例施行規程の一	
示送達(川崎区第86号)	3334	部を改正する規程(川崎区第19号)	3366
◇介護保険料に係る督促状の公示送		◇令和4年度における川崎市川崎区	
達(川崎区第87号)	3334	の選挙人名簿の抄本の閲覧状況	
◇国民健康保険料及び介護保険料に		(川崎区第20号)	3367
係る差押調書(謄本)の公示送達		◇令和4年度における川崎市川崎区	
(川崎区第88号)	3335	の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状	
◇介護保険料に係る督促状の公示送		況(川崎区第21号)	3368
達(幸区第33号)	3335	◇令和4年度における川崎市幸区の	
◇後期高齢者医療保険料に係る督促		選挙人名簿の抄本の閲覧状況	
状の公示送達(幸区第34号)	3335	(幸区第20号)	3368
◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達		◇令和4年度における川崎市幸区の	
(幸区第35号)	3335	在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況	
◇差押調書(謄本)の公示送達		(幸区第21号)	3368
(幸区第36号)	3335	◇川崎市個人情報の保護に関する法	
◇国民健康保険料に係る督促状の公		律施行規程(中原区第22号)	3369
示送達(中原区第30号)	3336	◇川崎市情報公開条例施行規程の一	
◇後期高齢者医療保険料に係る督促		部を改正する規程(中原区第23号)	3397

◇令和4年度における川崎市中原区 の選挙人名簿の抄本の閲覧状況 (中原区第24号)	3398
◇令和4年度における川崎市中原区 の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状 況(中原区第25号)	3399
◇令和4年度における川崎市多摩区 の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状 況(多摩区第20号)	3399
◇令和4年度における川崎市多摩区 の選挙人名簿の抄本の閲覧状況 (多摩区第21号)	3399
◇令和4年度における川崎市麻生区 の選挙人名簿の抄本の閲覧状況 (麻生区第20号)	3400
◇令和4年度における川崎市麻生区 の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状 況(麻生区第21号)	3400

規

則

川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第43号

川崎市民生委員の定数を定める規則の一部
を改正する規則

川崎市民生委員の定数を定める規則(平成27年川崎市規則第33号)の一部を次のように改正する。

本則中「1,857人」を「1,868人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

川崎市告示第275号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和5年5月16日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54

条の2第5項において準用する同法

第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和5年5月16日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和5年5月16日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第278号

かわさき南部斎苑における歳入の収納事務
の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、かわさき南部斎苑における使用料及び手数料の収納に関する事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和5年5月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の住所及び名称

所在地 川崎市川崎区堤根34番地15

名 称 公益財団法人

川崎市シルバー人材センター

理事長 池田 健児

2 委託事務

川崎市葬祭条例（昭和27年条例第33号）第6条第1項に規定する使用料及び川崎市手数料条例（昭和25年条例第6号）第2条第37号に規定する手数料の収納に関する事務

3 委託期間

かわさき南部斎苑 令和5年4月1日から令和6年
3月31日まで

川崎市告示第279号

かわさき北部斎苑における歳入の収納事務
の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、かわさき北部斎苑における使用料及び手数料の収納に関する事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和5年5月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の住所及び名称

所在地 川崎市川崎区堤根34番地15

名 称 公益財団法人

川崎市シルバー人材センター

理事長 池田 健児

2 委託事務

川崎市葬祭条例（昭和27年条例第33号）第6条第1項に規定する使用料及び川崎市手数料条例（昭和25年条例第6号）第2条第37号に規定する手数料の収納に関する事務

3 委託期間

かわさき北部斎苑 令和5年4月1日から令和6年
3月31日まで

川崎市告示第280号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年5月22日から令和5年6月5日まで一般の縦覧に供します。

令和5年5月22日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	多摩 第16号線	川崎市多摩区西生田 3丁目2612番5先	4.50 ～	27.78	
		川崎市多摩区西生田 3丁目2611番9先	5.00		
新	多摩 第16号線	川崎市多摩区西生田 3丁目2612番2先	6.00	27.78	
		川崎市多摩区西生田 3丁目2611番1先			

川崎市告示第281号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年5月22日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課に

において、令和5年5月22日から令和5年6月5日まで一般の縦覧に供します。

令和5年5月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
多摩 第16号線	川崎市多摩区西生田3丁目2612番2先	
	川崎市多摩区西生田3丁目2611番1先	

川崎市告示第282号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う予防接種については、別表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき告示します。

令和5年5月22日

川崎市長 福田紀彦

医療機関名	住所	
川崎ひのわクリニック	川崎市川崎区本町1-8-2	トストビル3階
松田内科医院	川崎市川崎区堀之内10-24	
いしいクリニック乳癌外科	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル10FB
稲葉医院	川崎市川崎区砂子1-5-22	
入江医院	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル
うすい整形外科医院	川崎市川崎区砂子2-2-10	第2園ビル
川崎おおつか内科・消化器内科	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル4F
川崎レディースクリニック	川崎市川崎区砂子2-11-20	加瀬ビル133 4階
あべクリニック	川崎市川崎区駅前本町4-7	堀井ビル3F
おおしま内科	川崎市川崎区駅前本町14-6	マーヴェル川崎3階・4階
川崎小児科・内科	川崎市川崎区駅前本町14-1	DKビル2F
ルナレディースクリニック川崎駅前院	川崎市川崎区駅前本町3-1	NMF川崎東口ビルB1F
ナビタスクリニック川崎	川崎市川崎区駅前本町26-1	アトレ川崎8F
川崎駅前クリニック	川崎市川崎区駅前本町12-1	川崎駅前タワーリパーク6F
三島クリニック	川崎市川崎区駅前本町5-2	大星川崎ビル6F
川崎駅ふみレディースクリニック	川崎市川崎区駅前本町14-6	マーヴェル川崎2階
畑医院	川崎市川崎区宮前町5-1	
総合新川橋病院	川崎市川崎区新川通1-15	
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	
阿部医院	川崎市川崎区貝塚1-9-10	
川崎すずき内科クリニック	川崎市川崎区貝塚1-15-4	ESTA BUILDING3階
悠翔会在宅クリニック川崎	川崎市川崎区貝塚1-15-4	エスタビルディング7F
由井クリニック	川崎市川崎区貝塚2-4-19	
かめだこどもクリニック	川崎市川崎区池田2-4-5	
ささきクリニック	川崎市川崎区池田1-6-3	2階
内科小児科宮島医院	川崎市川崎区池田2-7-4	
太田総合病院	川崎市川崎区日進町1-50	
馬嶋病院	川崎市川崎区日進町24-15	
川崎クリニック	川崎市川崎区日進町7-1	川崎日進ビルディング6.7.8階
宮川病院	川崎市川崎区大師駅前2-13-13	
村山整形外科	川崎市川崎区大師駅前1-6-17	パークホームズ川崎大師表参道2F
協同ふじさきクリニック	川崎市川崎区藤崎4-21-2	
野田医院小児科内科眼科	川崎市川崎区藤崎1-1-3	
平安医院	川崎市川崎区藤崎4-19-15	
キノメディッククリニック川崎	川崎市川崎区藤崎3-6-1-1F	
青山クリニック	川崎市川崎区伊勢町25-3	
総合川崎臨港病院	川崎市川崎区中島3-13-1	
なかじまクリニック	川崎市川崎区中島3-9-9	
港町こどもクリニック	川崎市川崎区港町5-2-103	
港町つばさクリニック	川崎市川崎区港町5-2	リヴァリエ棟104号
門前外科医院	川崎市川崎区東門前1-14-4	
和田内科医院	川崎市川崎区東門前3-1-6	

後藤医院	川崎市川崎区昭和2-16-16	
大師診療所	川崎市川崎区大師町6-8	
さくら中央クリニック	川崎市川崎区大師本町9-11	
AOI国際病院	川崎市川崎区田町2-9-1	
鈴木医院	川崎市川崎区田町1-6-15	
昭和医院	川崎市川崎区出来野7-20	
川崎大師いしまる内科クリニック	川崎市川崎区観音2-10-6	第3忠ぶねビル1F
川崎協同病院	川崎市川崎区桜本2-1-5	
いしい医院	川崎市川崎区桜本2-4-9	
高良医院	川崎市川崎区大島3-15-17	
花田内科胃腸科医院	川崎市川崎区大島4-16-1	
村上外科医院	川崎市川崎区大島1-5-14	
森田クリニック	川崎市川崎区大島5-10-5	
渡辺外科内科医院	川崎市川崎区大島2-17-16	
田辺医院	川崎市川崎区大島上町1-10	
アルトクリニック	川崎市川崎区渡田3-4-12	
川崎グランハートクリニック	川崎市川崎区渡田向町15-2	
川崎七福診療所	川崎市川崎区小田栄2-3-1	コーナン小田栄店2階
元木町眼科・内科	川崎市川崎区渡田新町2-1-1	
第一クリニック	川崎市川崎区渡田新町2-3-5	
野末整形外科歯科内科	川崎市川崎区小田5-1-3	
熊谷医院	川崎市川崎区小田5-28-15	
柴田医院	川崎市川崎区浅田3-10-12	
飯塚医院	川崎市川崎区京町2-14-2	
京町診療所	川崎市川崎区京町2-15-6	神和ビル
京町クリニック	川崎市川崎区京町1-9-11	
黒坂医院	川崎市川崎区京町2-8-17	
竹内クリニック	川崎市川崎区京町2-24-4	セゾール川崎京町ハイツ111
安土医院	川崎市川崎区浜町1-22-6	
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	川崎市川崎区浜町1-7-6	
日本鋼管病院	川崎市川崎区鋼管通1-2-1	
こうかんクリニック	川崎市川崎区鋼管通1-2-3	
市電通りごうだクリニック	川崎市川崎区田島町23-1	ラヴィーレ浜川崎1階
東扇島診療所	川崎市川崎区東扇島78	福利厚生センター2F
佐々木内科クリニック	川崎市幸区小向町3-21	
田村外科病院	川崎市幸区戸手1-9-13	
橋爪医院	川崎市幸区戸手2-3-12	
さいわい整形外科	川崎市幸区戸手1-2-1	みゆきコーポラス1F
三條医院	川崎市幸区幸町2-697	
関クリニック	川崎市幸区幸町3-7	
ゆみメディカルクリニック	川崎市幸区中幸町1-18-5-2F	
米田医院	川崎市幸区中幸町3-13	
大野クリニック	川崎市幸区堀川町580	ソリッドスクエア西館2F
川崎リウマチ・内科クリニック	川崎市幸区大宮町1310	ミュージア川崎222
こんどうレディース診療所	川崎市幸区大宮町2-8	イクス川崎サウス・タワー1-A
中村クリニック泌尿器科	川崎市幸区大宮町1310	ミュージア川崎227
ミュージア川崎こどもクリニック	川崎市幸区大宮町1310	ミュージア川崎2F
横山クリニック	川崎市幸区大宮町14-4	尊昌ビル4F
おさないクリニック	川崎市幸区南幸町2-80	KS紅屋ビル4F
小林クリニック	川崎市幸区南幸町2-80	
川崎幸クリニック	川崎市幸区南幸町1-27-1	
いきいきクリニック	川崎市幸区南幸町2-34-2	川崎クリスチャンセンター1F
けいクリニック	川崎市幸区南幸町3-104	中川ビル3F
ましも内科循環器内科	川崎市幸区南幸町2-26-12	
まつくら整形外科	川崎市幸区南幸町2-21-7-1F	
森田医院	川崎市幸区南幸町3-14	
第二川崎幸クリニック	川崎市幸区都町39-1	
あいホームケアクリニック	川崎市幸区都町37-10	さいわい都町ビル1階
黒瀬クリニック	川崎市幸区神明町2-1-1	
鈴木医院	川崎市幸区神明町2-14-7	
川崎中央クリニック	川崎市幸区神明町2-68-7	
植村内科医院	川崎市幸区戸手本町1-44-5-1F	
川崎くらかた胃腸内科	川崎市幸区塚越4-314-2	
田中小児科医院	川崎市幸区塚越2-217	
松葉医院	川崎市幸区塚越2-159	
みつや内科診療所	川崎市幸区古川町120	

さいわい鹿島田クリニック	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎
ゆりこどもクリニック	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎5F
まつの内科クリニック	川崎市幸区新川崎5-2	シンカモール3F
川崎セツルメント診療所	川崎市幸区古市場2-67	
関口医院	川崎市幸区古市場1-21	
中村整形外科	川崎市幸区古市場1-21	
石永医院	川崎市幸区下平間130	
千梨内科クリニック	川崎市幸区下平間359	レオV201
たつのこどもクリニック	川崎市幸区下平間359	レオV
ナカオカクリニック	川崎市幸区下平間38	
南武医院	川崎市幸区下平間205	
まつやまクリニック	川崎市幸区下平間341	レオⅢ2F
栗田病院	川崎市幸区小倉2-30-13	
パークシティクリニック	川崎市幸区小倉1-1	パークシティ新川崎クリニック棟217
柁原医院	川崎市幸区小倉3-23-4	
小倉かとう内科	川崎市幸区小倉5-19-23	クロスガーデン川崎209号
木村整形外科	川崎市幸区小倉1-3-14	
たくま幸クリニック	川崎市幸区小倉3-28-12	シャリオ佐野1F
生駒クリニック	川崎市幸区南加瀬4-27-6	
いしいアレルギーこどもクリニック	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル4F
うちやま南加瀬クリニック 内科・内視鏡内科	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル2階
鎌田医院	川崎市幸区南加瀬4-30-2	
かい小児科・内科・耳鼻咽喉科医院	川崎市幸区南加瀬3-25-1	
南加瀬しらい整形外科クリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルビル3階
南加瀬ファミリークリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルビル2F
川崎南部在宅診療所	川崎市幸区南加瀬2-8-15	新川崎ロイヤルハース1F-B
高取内科医院	川崎市幸区矢上13-6	
メディ在宅クリニック	川崎市幸区矢上2-7	
高橋クリニック	川崎市幸区北加瀬2-7-20	
スキップこどもアレルギークリニック	川崎市幸区北加瀬2-11-3	コニアガーデン新川崎
新川崎むらせ内科循環器内科	川崎市幸区北加瀬2-11-3	
鹿島田病院	川崎市幸区鹿島田1-21-20	
新川崎こびきウィメンズクリニック	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル2F
新川崎ふたばクリニック小児科・皮膚科	川崎市幸区鹿島田1-4-3	CLASSIMO-BLD.
はとりクリニック	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル3F
あむろ内科クリニック	川崎市中原区上丸子八幡町796	
武蔵小杉レディースクリニック	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階452号
武蔵小杉ささと小児科・アレルギー科	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4F
武蔵小杉ハートクリニック	川崎市中原区新丸子東3-946-3	MKファーストビル1F
むさし小杉内科クリニック	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階
さくらクリニック武蔵小杉内科・小児科	川崎市中原区新丸子東3-1100-14	フデアム武蔵小杉2F
田中内科クリニック	川崎市中原区新丸子東1-774	
ヒロクリニック	川崎市中原区新丸子東1-826	新丸子東口ビル1F
サンマルコクリニック	川崎市中原区新丸子東1-825-7	長井ビル2F
こすぎ駅前クリニック	川崎市中原区新丸子東2-925	白誠ビル1F
渡辺こども診療所	川崎市中原区新丸子東1-788	
荒田内科クリニック	川崎市中原区新丸子町747	グランイザ新丸子Ⅱ1F
新丸子皮フ科・アレルギー科クリニック	川崎市中原区新丸子町748 1F	
えじり子供クリニック	川崎市中原区新丸子町734-1	アベニオ新丸子1F
前田医院	川崎市中原区新丸子町765	
かわいクリニック武蔵小杉	川崎市中原区新丸子町767-2	氏橋ビル3階B区画
山出内科	川崎市中原区新丸子町727-1	
山口外科	川崎市中原区新丸子町745-3	
松本クリニック	川崎市中原区丸子通2-441	
新丸子ペインクリニック内科	川崎市中原区丸子通2-682	エデフィスAN101号室
やまと診療所武蔵小杉	川崎市中原区下沼部1760	カインド玉川3階
こだま診療所	川崎市中原区下沼部1886	セントラルハイツⅠ 101
わたたに医院	川崎市中原区下沼部1747	
中村医院	川崎市中原区下沼部1930-2	
平間クリニック	川崎市中原区中丸子589-11	
亀谷内科クリニック	川崎市中原区中丸子361	
土井小児科医院	川崎市中原区上平間1149-1	
菊岡内科医院	川崎市中原区田尻町35	
小林医院	川崎市中原区北谷町31	
中橋メディカルクリニック	川崎市中原区北谷町51-9	
二宮内科小児科クリニック	川崎市中原区北谷町693	

内田クリニック	川崎市中原区市ノ坪223	スカイ来夢101
武蔵小杉おさだ内科	川崎市中原区市ノ坪449-3	
キャップスクリニック武蔵小杉	川崎市中原区市ノ坪449-3	シティター-武蔵小杉
もくぼ内科クリニック	川崎市中原区木月住吉町2-25	エパビ° 2 4階
宇藤内科医院	川崎市中原区荻宿24-37	
野ロクリニック	川崎市中原区西加瀬16-10	メ°イカル°レイズ元住吉
わかばこどもクリニック	川崎市中原区西加瀬17-8	エクセレントビ°元住吉1F
綾部内科クリニック	川崎市中原区木月1-23-7	
元住吉こころみクリニック	川崎市中原区木月1-28-5	メ°イカル°ラサ°D元住吉3F
もとすみ内科・胃腸内科クリニック	川崎市中原区木月1-33-15	進栄ビ° 1階
北村医院	川崎市中原区木月2-14-6	
はぐくみ母子クリニック元住吉	川崎市中原区木月1-24-27	
元住吉くろさき呼吸器内科クリニック	川崎市中原区木月1-33-15	進栄ビ° 1F
住吉診療所	川崎市中原区木月3-7-3	
元住吉クリニック	川崎市中原区木月2-12-18	
徳植医院	川崎市中原区木月1-2-24	
豊崎医院	川崎市中原区木月1-31-10	
元住吉レディースクリニック	川崎市中原区木月1-30-17	
宮尾クリニック	川崎市中原区木月1-6-14	
みやぎ内科クリニック	川崎市中原区木月3-25-10	
毛利医院	川崎市中原区木月3-5-33	
江島整形外科クリニック	川崎市中原区木月祇園町14-16-115	
久保田クリニック	川崎市中原区木月祇園町15-1	
澤口内科クリニック	川崎市中原区木月祇園町14-16	ク°ランリビ°元住吉116
有田こどもクリニック	川崎市中原区井田中ノ町33-5	
中島クリニック	川崎市中原区井田中ノ町8-36	
川崎市立井田病院	川崎市中原区井田2-27-1	
さかもと内科クリニック	川崎市中原区井田1-36-3	
すずき耳鼻咽喉科クリニック	川崎市中原区井田1-36-3	
島脳神経外科整形外科医院	川崎市中原区井田杉山町29-10	
中原小杉元住吉ほしおか内科・消化器・内視鏡クリニック	川崎市中原区井田三舞町3-5	
上杉クリニック	川崎市中原区下小田中1-15-33	
なかはら内科クリニック	川崎市中原区下小田中3-30-3	
はぐくみ母子クリニック	川崎市中原区下小田中3-33-5	
神保内科クリニック	川崎市中原区下小田中2-1-31	中原クリニックビ° 1F
すずむらクリニック	川崎市中原区下小田中3-31-1	フェニックスコート1F
中原こどもクリニック	川崎市中原区下小田中1-1-6	ミル°ブ°ランタン3e 1F
たかはし内科	川崎市中原区下小田中1-3-6	JOJビ° 1F
むさし整形外科	川崎市中原区下小田中2-1-31	中原クリニックビ° 2F
山高クリニック	川崎市中原区下小田中2-33-39	
武蔵中原しくらクリニック	川崎市中原区下新城2-1-38	キューブ° Ⅲ101
回生医院	川崎市中原区新城中町2-10	
京浜総合病院	川崎市中原区新城1-2-5	
大迫内科クリニック	川崎市中原区新城2-15-2	
春原内科クリニック	川崎市中原区新城3-2-13	
中島医院	川崎市中原区新城3-5-1	
宮崎医院	川崎市中原区新城3-13-8	
うちだこどもクリニック	川崎市中原区上新城2-14-23	アド°ウ°アンススクエア武蔵新城1F
おばな内科クリニック	川崎市中原区上新城2-4-8	
新城女性のクリニック	川崎市中原区上新城2-11-29 4階	
はる内視鏡クリニック	川崎市中原区上新城2-11-25 3F	
ふじむら耳鼻咽喉科	川崎市中原区上新城2-11-29	武蔵新城メ°イカルビ° 2F
やまだ内科クリニック	川崎市中原区上新城1-2-28-201	
さかね内科クリニック	川崎市中原区宮内2-12-1	
ハウズクリニック渡辺内科	川崎市中原区宮内1-8-3	
おくせ医院	川崎市中原区上小田中1-26-1	ハイムチェリー-B101
しまだ小児クリニック	川崎市中原区上小田中2-42-22	スターネスト1F
だんのうえ眼科クリニック	川崎市中原区上小田中3-23-34	メ°イ°中原ビ° 3F
つちや内科・循環器内科	川崎市中原区上小田中5-2-7	クレシア武蔵中原1F
ポプラメディカルクリニック	川崎市中原区上小田中3-29-2	サ°・クレストシティバ°ークコート1F
はらクリニック	川崎市中原区上小田中6-26-3	2F-2
武蔵中原まちいクリニック	川崎市中原区上小田中6-23-10	小川ビ° 1F
武蔵小杉森のこどもクリニック小児科・皮膚科	川崎市中原区小杉町2-228-1	パークシティ武蔵小杉サ°カー°テンタワース°ウエスト
加藤順クリニック	川崎市中原区小杉町3-441-1	エントビ°ア安藤2F
武蔵小杉整形外科	川崎市中原区小杉町1-403	武蔵小杉タワー°レイズ2F
さとうクリニック	川崎市中原区小杉町3-8-6	ブ°リスト武蔵小杉1F

こすぎレディースクリニック	川崎市中原区小杉町3-1501-1	セントア武蔵小杉A棟305B
柴崎整形外科	川崎市中原区小杉町1-529-15	
とまり木ウイメンズクリニック 武蔵小杉	川崎市中原区小杉町3-441-1	
コスギコモンズクリニック	川崎市中原区小杉町2-228-1 W3	
塚原クリニック	川崎市中原区小杉町1-529	STEPS-3 1F
のなみクリニック	川崎市中原区小杉町1-547-83	
ひまわり小児科	川崎市中原区小杉町3-1501-1	セントア武蔵小杉A棟3F
むらた内科クリニック	川崎市中原区小杉町3-1501	セントア武蔵小杉A棟1階
こすぎ小児科	川崎市中原区小杉町3-249-2	クレアホームズ 武蔵小杉101
こすぎ皮膚科	川崎市中原区小杉町3-432	尾村ビル1階・2階
はなまるクリニック	川崎市中原区小杉町2-313	ボン・ルテール小杉1階
聖マリアンナ医科大学東横病院	川崎市中原区小杉町3-435	
岡島クリニック	川崎市中原区今井南町21-35-102	ルミエール南Ⅱ1階A
さかい医院	川崎市中原区今井南町9-34	
清水医院	川崎市中原区今井仲町12-12	
田口小児科医院	川崎市中原区今井仲町10-18	
たむらクリニック	川崎市中原区今井西町12-14	柳田ビル1F
神田クリニック	川崎市中原区今井上町4-4	ハルセン武蔵小杉1F
小杉外科内科医院	川崎市中原区小杉御殿町2-88	
関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町1-1	
日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉町1-383	
えがおの森こどもアレルギークリニック	川崎市高津区溝口3-7-11	2F
総合高津中央病院	川崎市高津区溝口1-16-7	
溝の口クリニック	川崎市高津区溝口1-12-20	ウエストキャニオンビルⅡ2F
優ウイメンズクリニック	川崎市高津区溝口3-7-1	フロントビル4F
猿谷耳鼻咽喉科医院	川崎市高津区溝口3-10-38	猿谷ビル1F
鈴木医院	川崎市高津区溝口2-18-46	
洲之内内科	川崎市高津区溝口1-13-16-102	
住永クリニック	川崎市高津区溝口2-6-26	アズマ栄橋ビル2F
田園二子クリニック	川崎市高津区溝口2-16-5	アイビー溝の口ビル2F
高津駅前らは内科ハートクリニック	川崎市高津区溝口3-7-11 3F	
やぐち耳鼻咽喉科クリニック	川崎市高津区溝口4-1-17	SKD高津駅前ビルⅠ 3F
ひっぽこどもアレルギークリニック	川崎市高津区溝口5-24-8	ライフ溝口店2F
宮川内科医院	川崎市高津区溝口1-6-1	
三輪内科おなかクリニック	川崎市高津区溝口5-24-8	ライフ溝口店2F
高津内科クリニック	川崎市高津区二子3-33-20	
プレストケア高津	川崎市高津区二子5-2-1	中興・2 3階
窪田医院	川崎市高津区二子5-10-1	
二子クリニック	川崎市高津区二子1-11-15	
二子新地ひかりこどもクリニック	川崎市高津区諏訪1-3-15	FMフラット1F
高橋内科医院	川崎市高津区諏訪1-9-1	諏訪平壺番館101
はっとりファミリークリニック	川崎市高津区北見方2-16-1	高津ゆうあいメディカルモール1F
溝の口慶友クリニック	川崎市高津区久本3-1-31	U-LAND溝ノ口ビル4F
おかの小児科・アレルギー科	川崎市高津区久本3-2-1	ウェルタワ1F
レディースクリニック溝の口	川崎市高津区久本3-3-3	ザ・344ビル203
みぞのくちファミリークリニック	川崎市高津区久本3-14-1-1F	
つるや内科クリニック	川崎市高津区久本1-6-5	
豊田クリニック	川崎市高津区久本3-2-3	ヴェルヴェー溝の口1F
廣津医院	川崎市高津区久本3-6-1-212	
もぎたて耳鼻咽喉科	川崎市高津区久本1-2-5	関口第一ビル4階401
坂戸診療所	川崎市高津区坂戸1-6-18	
KSPクリニック	川崎市高津区坂戸3-2-1	KSPビル西503
溝の口胃腸科・内科クリニック	川崎市高津区坂戸1-6-20	ハイランド・ベイ溝の口1F
そめや内科クリニック	川崎市高津区末長1-45-1	秋本ビル1階
アクアこどもクリニック	川崎市高津区末長2-10-18	光亮第一ビル3F
梶が谷駅前内科クリニック	川崎市高津区末長1-9-1	スタイル梶が谷MALL6F
Sunnyこどもクリニック	川崎市高津区末長1-9-1	スタイル梶が谷モール7F
梶ヶ谷クリニック	川崎市高津区末長1-23-17	梶ヶ谷Jビル1F
福住医院	川崎市高津区末長3-12-3	
山本整形外科医院	川崎市高津区末長1-8-20	
片倉病院	川崎市高津区新作4-11-16	
新城・新作こどもクリニック	川崎市高津区新作4-12-6	FMビル2F
田園都市溝の口つつじ内科クリニック	川崎市高津区新作3-1-4	
かたおか小児科クリニック	川崎市高津区梶ヶ谷3-7-28-101	
あおば内科クリニック	川崎市高津区梶ヶ谷6-2-8	
千年診療所	川崎市高津区千年新町29-5	

ハタカズコ婦人クリニック	川崎市高津区千年新町28-9	
いずみ泌尿器科皮膚科	川崎市高津区千年301-1	グランドコスモ千歳203
桐村医院	川崎市高津区千年200-5	
千年ファミリークリニック	川崎市高津区千年637-4	グランドカールトセ1階
かわかみ小児科クリニック	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックモル2F
しまむらクリニック	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックモル1F
山本医院	川崎市高津区子母口728-4	
伊藤医院	川崎市高津区久末1894	
森クリニック	川崎市高津区久末9-1	
大久保クリニック	川崎市高津区東野川2-36-5	
野川整形外科	川崎市高津区東野川1-7-9	メディカルクリア野川1F
田中クリニック	川崎市高津区東野川2-36-5	久末メディカルビレッジA棟1F
成宮医院	川崎市高津区東野川1-17-5	
ゆめこどもクリニック	川崎市高津区東野川2-36-4	久末メディカルビレッジB棟2F
福西内科クリニック	川崎市高津区東野川1-7-9	メディカルクリア野川2F
久地さとう医院	川崎市高津区宇奈根637-5	
内田内科	川崎市高津区久地4-24-30	グリーンスクエア1F
久地診療所	川崎市高津区久地4-19-8	
くじこどもクリニック	川崎市高津区久地4-24-30	グリーンスクエア2F
村川内科クリニック	川崎市高津区久地4-24-5	新川屋センタービル2階
みぞのくちユース&ウィメンズクリニック	川崎市高津区下作延2-2-8	溝のロフラワーメディカルモル3F
北浜こどもクリニック	川崎市高津区下作延3-3-10-2F	
国島医院	川崎市高津区下作延3-22-7	
木暮クリニック	川崎市高津区下作延2-4-3	
武井クリニック	川崎市高津区下作延2-7-26	シティフォーラム溝ノ口101号
長瀬クリニック	川崎市高津区下作延3-3-10	スルハリエ梶ヶ谷2F
椿クリニック	川崎市高津区下作延2-4-6	溝口鈴木歯科ビル2F
メディクスクリニック溝の口	川崎市高津区下作延5-11-12	
津田山クリニック	川崎市高津区下作延6-4-1	
渡辺クリニック	川崎市高津区下作延2-9-10	
にし医院	川崎市高津区上作延1-20-20	
帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子5-1-1	
虎の門病院分院	川崎市高津区梶ヶ谷1-3-1	
きたじま内科・脳神経クリニック	川崎市宮前区東有馬5-1-2	
菅野耳鼻咽喉科	川崎市宮前区東有馬3-5-29	KUMANOビル1F
本村医院	川崎市宮前区東有馬5-24-1	
森島小児科内科クリニック	川崎市宮前区東有馬3-15-10	
有馬病院	川崎市宮前区有馬3-10-7	
なないろこどもとアレルギーのクリニック	川崎市宮前区有馬5-17-21	
さがらクリニック	川崎市宮前区有馬5-19-7-201	
鷺沼診療所	川崎市宮前区有馬1-22-16	
鷺沼人工腎臓石川クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-10-3	
さぎぬま公園クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18-1	ブレイル鷺沼ウエルスタ203
春待坂ハートクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	フレンドベース3F
鷺沼産婦人科	川崎市宮前区鷺沼3-5-17	
キッズクリニック鷺沼	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	
こにしクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-3-13	
原クリニック	川崎市宮前区鷺沼4-10-5	
さぎぬま一丁目クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-24-4	ライズモル鷺沼1階
本田医院	川崎市宮前区鷺沼1-10-11	
丸田クリニック	川崎市宮前区鷺沼3-4-5	
山口整形外科	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	フレンドベース4階
田園都市クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-22-7	カーサステレーヤ1F
宮前平医院	川崎市宮前区土橋2-1-30	
河野医院	川崎市宮前区土橋3-3-4	
すずか小児科・皮膚科クリニック	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビル・ベルディア2F
さぎぬま高橋内科クリニック	川崎市宮前区土橋3-3-1	ドゥーエ・アコルデア204
みよしこどもクリニック	川崎市宮前区土橋6-15-1	宮前平ホームハウスB-115
むとう小児科クリニック	川崎市宮前区土橋3-2-17	
やがわ内科・消化器内科	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビル・ベルディア1F
宮前平内科クリニック	川崎市宮前区宮前平2-15-2	
神奈川ひまわりクリニック	川崎市宮前区宮前平3-3-26	
K-クリニック	川崎市宮前区宮前平2-1-6	
川本整形外科	川崎市宮前区宮前平2-1-3	
根岸耳鼻咽喉科医院	川崎市宮前区宮前平2-1-5	
福島内科医院	川崎市宮前区宮前平2-19-9	

三倉医院	川崎市宮前区宮前平2-15-15	Brillia宮前平201
宮前平第2クリニック	川崎市宮前区宮前平2-5-16	ネバーランド3F
クリニックのびのびキッズピア	川崎市宮前区宮前平2-15-3	ダイビル201
たかの循環器内科クリニック	川崎市宮前区宮前平3-2-1	
鷺沼透光診療所	川崎市宮前区小台1-20-1	アン・ビ・シ・ネスパーク601・602号室
川崎ヒューマンクリニック	川崎市宮前区小台1-17-3	Saginuma Dento Hills101
菊岡医院	川崎市宮前区小台2-22-7	
東方医院	川崎市宮前区小台2-6-2	フボール宮前平3F
宮前平すがのクリニック	川崎市宮前区小台2-6-6	宮前平メディカルビル3F
宮前平健栄クリニック	川崎市宮前区小台2-5-2	宮前平ハイツ2F
川崎宮前平とくえ内科循環器内科クリニック	川崎市宮前区小台2-5-1-301	
たかはしメモリークリニック	川崎市宮前区犬蔵2-7-1	
北部市場クリニック	川崎市宮前区水沢1-1-1	川崎市中央卸売市場北部市場管理棟内
潮見台植木クリニック	川崎市宮前区潮見台6-7	グリーンヒルズ 潮見台103
あおやぎ内科循環器クリニック	川崎市宮前区菅生2-1-9	
ゆりかごクリニック	川崎市宮前区菅生1-2-20	イズミール103号
いしだ内科外科クリニック	川崎市宮前区平4-4-1	
おおたけファミリークリニック	川崎市宮前区平1-1-4	平橋クリニックガーデン2F
鎌田クリニック	川崎市宮前区平2-11-3	YOUビル1F
宮前平グリーンハイツ診療所	川崎市宮前区けやき平1-16-209	
鎌田クリニック南平台	川崎市宮前区南平台3-30	
みやびクリニック	川崎市宮前区南平台3-17	
山本内科クリニック	川崎市宮前区白幡台1-9-10	
小林外科胃腸科	川崎市宮前区神木本町2-2-17	
くりう内科クリニック	川崎市宮前区神木2-2-1	宮崎台メディカルプラザA-2
宮崎台クリニック	川崎市宮前区宮崎3-14-23	
いのうえクリニック	川崎市宮前区宮崎5-14-2	
ふたば内科眼科糖尿病クリニック	川崎市宮前区宮崎2-10-2-2階	
宮前つばさクリニック	川崎市宮前区宮崎6-9-5	東急宮前平ショッピングパーク2F
たかはしクリニック	川崎市宮前区宮崎2-13-1	ドンjon宮崎台1F
宮崎台耳鼻咽喉科	川崎市宮前区宮崎2-10-8	トラヘース宮崎台2F
ニコットこどもクリニック	川崎市宮前区宮崎2-9-3	メゾン・ド・パッパ1階
もぎ循環器科内科医院	川崎市宮前区宮崎5-14-19	
さくら坂やまだ耳鼻咽喉科	川崎市宮前区宮崎2-10-2	第二隆祥ビル3階
大野医院	川崎市宮前区馬絹3-8-34	
小野田医院	川崎市宮前区馬絹6-22-14	第一ケーエビル1F2F
かねこクリニック	川崎市宮前区馬絹4-4-13	
川原小児科	川崎市宮前区馬絹1-1-41	
好生堂医院	川崎市宮前区野川本町2-2-10	
馬目整形外科・内科クリニック	川崎市宮前区野川本町1-3-1	
佐治医院	川崎市宮前区南野川3-6-2	
野川クリニック	川崎市宮前区野川台1-21-15	
風の道クリニック	川崎市宮前区野川台3-7-1	
こども元気！内科クリニック	川崎市宮前区西野川1-4-17	
村上循環器科内科皮膚科	川崎市宮前区西野川1-4-16	野川メディカルセンター2F
聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-16-1	
稲田堤メディカルクリニック	川崎市多摩区菅2-15-5	
清水小児科クリニック	川崎市多摩区菅6-13-20	
コハル内科	川崎市多摩区菅4-1-1	コントライ101号
関口内科医院	川崎市多摩区菅2-8-27	第一平山ビル1階
てづか内科・循環器クリニック	川崎市多摩区菅1-5-12	エビートル稲田堤1A
西村クリニック	川崎市多摩区菅2-4-2	サニサイト202
まつもと小児科クリニック	川崎市多摩区菅1-2-31	プラザクリエイト2F
稲田堤駅前脳神経外科内科クリニック	川崎市多摩区菅稲田堤1-17-28-201	
前原医院	川崎市多摩区菅馬場1-1-27	
あいクリニック産婦人科・小児科	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
大倉消化器科外科クリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
つじ内科クリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
ことぶきクリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
稲田小児科医院	川崎市多摩区菅北浦2-2-24	
土井医院	川崎市多摩区菅北浦4-11-25	
稲田登戸クリニック	川崎市多摩区菅北浦4-3-1	オーケビルズ101号
みやもと訪問クリニック	川崎市多摩区菅北浦2-17-15	マスタエレメントビル3階
多摩クリニック	川崎市多摩区布田2-24	
中野島小児科クリニック	川崎市多摩区中野島6-22-9	
池田小児科医院	川崎市多摩区中野島3-15-15	

中野島糖尿病クリニック	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メティカルビル2F A 2F
中野島北口コガワクリニック	川崎市多摩区中野島6-26-2	F&Fハイム2F
中野島診療所	川崎市多摩区中野島4-9-1	
中野島たきぐち耳鼻咽喉科	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メティカルビルA101
藤田クリニック	川崎市多摩区中野島3-14-37	
牧野クリニック	川崎市多摩区中野島3-27-34	パードタウン7番館1F
多摩ファミリークリニック	川崎市多摩区登戸新町337	エニビル1F
登戸内科・脳神経クリニック	川崎市多摩区登戸新町434	
鈴木内科医院	川崎市多摩区登戸新町188	
中村医院	川崎市多摩区登戸新町358-1	
やまもとクリニック	川崎市多摩区登戸新町404	古谷ビル3F
登戸プライマリケアクリニック	川崎市多摩区登戸1856-10	松鷹ビル101号
あさい内科医院	川崎市多摩区登戸538	
多摩脳神経外科	川崎市多摩区登戸1654	
えがわ療育クリニック	川崎市多摩区登戸2256	Jeune feuillage1F
桜クリニック	川崎市多摩区登戸3292	グランシャリオ1F
岡野内科医院	川崎市多摩区登戸1737	
あかりクリニック	川崎市多摩区登戸2066-1 101	
向ヶ丘久保田内科	川崎市多摩区登戸2708-1	YMビル3F・4F
のぼりとキッズクリニック	川崎市多摩区登戸2565-1	イル・マレ3F
公文内科クリニック	川崎市多摩区登戸1792-2	アムクレスト向ヶ丘1階
こう内科クリニック	川崎市多摩区登戸2766-5	SKビル101
向ヶ丘胃腸・肛門クリニック	川崎市多摩区登戸2662-1	プラザ向ヶ丘遊園3F
ささき腎泌尿器クリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸301
すずき内科クリニック	川崎市多摩区登戸2130-2	アトラスタワー向ヶ丘遊園208
たまふれあいクリニック	川崎市多摩区登戸1763	ライフガーデン向ヶ丘2階
鈴木産婦人科	川崎市多摩区登戸3355	
ベルズレディースクリニック	川崎市多摩区登戸3351-203	
たけもとレディースクリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	グランソレイユ登戸302号室
たけやま呼吸器・内科クリニック	川崎市多摩区登戸2427-5	メティカルビル3F
登戸クリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸101, 201号室
豊田クリニック	川崎市多摩区登戸3200	
登戸なかたに消化器・糖尿病内科	川崎市多摩区登戸2565-1	
なかむらこどもクリニック	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building 4F 401
登戸ハナミズキ内科	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building4F
たまこどもクリニック	川崎市多摩区登戸2948-6	
すばる診療所	川崎市多摩区登戸598-2	
石原内科医院	川崎市多摩区宿河原3-10-3	セルシオITO
久保田診療所	川崎市多摩区宿河原4-21-23	
コクボ診療所	川崎市多摩区宿河原6-33-9-1F	
本橋内科クリニック	川崎市多摩区宿河原3-1-6	
高橋クリニック	川崎市多摩区堰3-5-14	
かえでファミリークリニック	川崎市多摩区長尾5-2-2-101	
西根医院	川崎市多摩区枳形1-8-38	
在宅療養支援クリニックかえでの風たま・かわさき	川崎市多摩区三田1-8-9	グレイズビル106号室
黒須内科クリニック	川崎市多摩区長沢4-2-9	グリーンウォーク松澤207
五十嵐レディースクリニック	川崎市多摩区南生田4-6-6	南生田クリニックモール1F
大森医院	川崎市多摩区南生田7-20-21	
南生田レディースクリニック	川崎市多摩区南生田7-20-21	
須田メディカルクリニック	川崎市多摩区南生田4-20-2	
土屋医院	川崎市多摩区南生田1-12-2	
南生田クリニック	川崎市多摩区南生田4-11-8	
きつとスマイルこどもクリニック	川崎市多摩区南生田4-6-6	
伊藤耳鼻咽喉科クリニック	川崎市多摩区西生田3-9-3	クレール読売ランド前202 ~ 203
読売ランド前すわクリニック	川崎市多摩区西生田1-8-1-102	
原田内科クリニック	川崎市多摩区西生田4-16-24	
水上内科医院	川崎市多摩区西生田3-9-26	ミノビル2F
中込内科クリニック	川崎市多摩区生田7-2-13	SKビル2F
中村クリニック	川崎市多摩区生田6-6-5	カサビル1F
石田整形外科	川崎市多摩区栗谷3-1-6	セ・ウイステリア1F
渡辺小児科医院	川崎市多摩区栗谷3-1-1	井田ビル207
川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原1-30-37	
百合が丘すみれクリニック	川崎市麻生区細山2-8-7-1F	
池内クリニック新百合ヶ丘内科・消化器内科	川崎市麻生区万福寺1-1-2	新百合ヶ丘駅前ビル4階405区画
さくらクリニック	川崎市麻生区万福寺3-2-1	
新ゆりクリニック	川崎市麻生区万福寺1-8-7	パストラル新百合丘101

光中央診療所	川崎市麻生区万福寺1-8-7	ハ°ストラル新百合丘1-103
にじいろ子どもクリニック	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティー4F
新ゆり山手通りこどもクリニック	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メ°イカルモリビ°ル2階
ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メ°イカルモリビ°ル2階
新百合山手福本内科	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メ°イカルモリビ°ル206
あさおクリニック	川崎市麻生区万福寺1-8-10	
リスホームケアクリニック	川崎市麻生区千代ヶ丘5-7-1-204	
おばた小児クリニック	川崎市麻生区千代ヶ丘4-18-12	スカイ°ラザ°1-A
嶋崎内科医院	川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-1-202	
いしだクリニック	川崎市麻生区百合丘2-7-1	
しもやまこどもクリニック	川崎市麻生区百合丘1-5-4	米山ビ°ル1F
百合丘外科産婦人科	川崎市麻生区百合丘1-14-6	
林整形外科	川崎市麻生区百合丘1-5-19	
ふるたクリニック	川崎市麻生区百合丘1-19-2	司生堂ビ°ル1階
百合ヶ丘駅前クリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1	
百合丘水野クリニック	川崎市麻生区百合丘1-16-22	
光永医院	川崎市麻生区百合丘1-2-2	
耳鼻咽喉科よしだクリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1-201	
吉松クリニック	川崎市麻生区百合丘1-16-2-301	
みねき内科クリニック	川崎市麻生区東百合丘2-29-10	
川崎みどりの病院	川崎市麻生区王禅寺1142	
たま日吉台病院	川崎市麻生区王禅寺1105	
玉川内科クリニック	川崎市麻生区白山4-1-1-119	
あさお・百合クリニック	川崎市麻生区虹ヶ丘1-10-1	
ごみぶちクリニック	川崎市麻生区王禅寺西5-1-30	1階B
新ゆり内科	川崎市麻生区王禅寺西4-3-8	
王禅寺公園クリニック	川崎市麻生区王禅寺西3-27-7	
米田胃腸科外科医院	川崎市麻生区王禅寺西1-24-1	
岡崎医院	川崎市麻生区王禅寺東2-13-1	
藤木内科医院	川崎市麻生区王禅寺東1-9-3	
堀野メディカルクリニック	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺メ°イカル1F
ミオ医院	川崎市麻生区王禅寺東5-1-5	
麻生リハビリ総合病院	川崎市麻生区上麻生6-23-50	
麻生総合病院	川崎市麻生区上麻生6-25-1	
柿生記念病院	川崎市麻生区上麻生6-28-20	
ユミカ内科小児科ファミリークリニック	川崎市麻生区上麻生5-40-1	
新百合ヶ丘石田クリニック	川崎市麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ビ°ル4F
おおたクリニック	川崎市麻生区上麻生6-31-1	ド°ウェルイナヤマ1F
上麻生内科	川崎市麻生区上麻生2-11-21	
あさお診療所	川崎市麻生区上麻生2-1-10	
クロキ形成外科クリニック	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
小林内科医院	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
かきお駅前さいとうクリニック	川崎市麻生区上麻生6-39-35	1階
柿生内科クリニック	川崎市麻生区上麻生5-38-10	
ともクリニック	川崎市麻生区上麻生5-6-8	
柿生すずき内科循環器内科	川崎市麻生区上麻生5-23-6	
新百合ヶ丘ステーションクリニック	川崎市麻生区上麻生1-20-1	小田急アコル°新百合ヶ丘5F
新ゆり武内クリニック	川崎市麻生区上麻生1-3-5	
しんゆり脳神経外科クリニック	川崎市麻生区上麻生4-35-5	
にもり内科クリニック	川崎市麻生区上麻生6-29-36	
たくこどもクリニック	川崎市麻生区上麻生5-6-18	泰平ビ°ル柿生201
みぞぶちクリニック	川崎市麻生区上麻生6-9-2	ビ°アシティ晃和1F
渡辺クリニック	川崎市麻生区上麻生7-22-11	
キウイファミリークリニック	川崎市麻生区下麻生3-23-28	
川崎田園都市病院	川崎市麻生区片平1782	
井上医院	川崎市麻生区白鳥3-6-12	
すこやかこどもクリニック	川崎市麻生区白鳥3-5-2	ガ°ーデンビルズ°白鳥1-B
きむら内科クリニック	川崎市麻生区五力田2-14-6	
新百合ヶ丘総合病院	川崎市麻生区古沢都古255	
新百合ヶ丘龍クリニック	川崎市麻生区古沢7	
池内クリニック	川崎市麻生区栗平2-1-6	小田急マルシェ栗平1F
栗木台かわぐちクリニック	川崎市麻生区栗木台1-2-3	
はるひ野内科クリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メ°イカル°イレッ°A棟-1F
いばらきレディースクリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メ°イカル°イレッ°C棟-2F
ニコニコこどもクリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メ°イカル°イレッ°C棟-1F

川崎市告示第283号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和5年5月23日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第284号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

(別表省略)

令和5年5月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和5年5月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和5年5月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和5年5月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和5年5月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項の規定により施術機関の休止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の休止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和5年5月24日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の休止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の休止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和5年5月24日

川崎市告示第291号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和5年5月24日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第292号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和5年5月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
オネストリイ株式会社	児童発達支援 T O D A Y i s N e w L i f e 宮前平	川崎市宮前区宮前平1-4-142 ステージオーシー宮前平B1 階 B1・2	児童発達支援	令和5年5月1日	1455500486
ウェルビー株式会社	ハビー高津駅前 教室	川崎市高津区溝口三丁目7番地 11号 高津駅前J'sビル5階	児童発達支援	令和5年5月1日	1455300622
一般社団法人 障害者福祉研究会	カナリア川崎1	川崎市川崎区観音1丁目19-5 -102	児童発達支援	令和5年5月1日	1455000768
一般社団法人 障害者福祉研究会	カナリア川崎1	川崎市川崎区観音1丁目19-5 -102	放課後等デイサービス	令和5年5月1日	1455000768

川崎市告示第293号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定

により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和5年5月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社 f u j i k a g e	きやんばす	川崎市多摩区西生田2丁目13-20	就労継続支援（A型）	令和5年5月1日	1415401312
株式会社 f u j i k a g e	きやんばす	川崎市多摩区西生田2丁目13-20	就労継続支援（B型）	令和5年5月1日	1415401312
一般社団法人すまいる・さぼーと品川	すまいる・さぼーと川崎	川崎市川崎区境町1-14グラン チエーズ川崎201号	就労継続支援（B型）	令和5年5月1日	1415001732
一般社団法人つなぐ	訪問介護ステーションつなぐ	川崎市幸区南加瀬3丁目3番36 号富士グランド102	居宅介護	令和5年5月1日	1415100864
株式会社シーエン	土屋訪問介護事業所川崎溝の口センター	川崎市高津区久地一丁目26番10 -101号	居宅介護	令和5年5月1日	1415301348

株式会社シーエン	土屋訪問介護事業所川崎溝の口センター	川崎市高津区久地一丁目26番10-101号	重度訪問介護	令和5年5月1日	1415301348
株式会社メーティス・リル	就労移行 I T スクール溝の口	川崎市高津区溝口2丁目14番31号	就労移行支援(一般型)	令和5年5月1日	1415301355
株式会社ホワイト	デイズ	川崎市麻生区細山4-17-6	居宅介護	令和5年5月1日	1415601002
株式会社ホワイト	デイズ	川崎市麻生区細山4-17-6	重度訪問介護	令和5年5月1日	1415601002
合同会社えがおのはな	ありがとうのたね	川崎市川崎区四谷上町12番9号110	居宅介護	令和5年5月1日	1415001740
合同会社えがおのはな	ありがとうのたね	川崎市川崎区四谷上町12番9号110	重度訪問介護	令和5年5月1日	1415001740
合同会社えがおのはな	ありがとうのたね	川崎市川崎区四谷上町12番9号110	行動援護	令和5年5月1日	1415001740
株式会社ハーモニー	ここわ訪問介護ステーション	川崎市幸区塚越四丁目363番地16-103	居宅介護	令和5年5月1日	1415100872
株式会社ハーモニー	ここわ訪問介護ステーション	川崎市幸区塚越四丁目363番地16-103	重度訪問介護	令和5年5月1日	1415100872
株式会社Sunny smile	訪問介護 はる	川崎市中原区下小田中6-22-10-110号	居宅介護	令和5年5月1日	1415201290
ヒューマンライフケア株式会社	ヒューマンライフケア宮前ホスピスホーム	川崎市宮前区水沢3-13-22	居宅介護	令和5年5月1日	1415501145
ヒューマンライフケア株式会社	ヒューマンライフケア宮前ホスピスホーム	川崎市宮前区水沢3-13-22	重度訪問介護	令和5年5月1日	1415501145

川崎市告示第294号

令和5年1月11日付けで公示した高津区北見方一丁目の国道409号予定地(自動車駐車場、自転車等駐輪場、広場、公園、移動販売、露店)について、占用入札を実施した結果、次のとおり入札占用計画を認定したので、道路法(昭和27年法律第180号)第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

令和5年5月29日

川崎市長 福田紀彦

- 1 入札占用計画の認定日
令和5年5月29日
- 2 認定の有効期間
令和5年8月1日から令和10年3月31日
- 3 道路の占用の場所
川崎市高津区北見方一丁目282-9他
- 4 認定計画提出者
株式会社アサヒエンタープライゼス

川崎市告示第295号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和5年5月30日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場

所の名称及び位置

別紙のとおり

- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用
自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- 4 その他
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。
(別紙省略)

公 告

川崎市公告第756号

次のとおり、一般競争入札について公告します。

令和5年5月16日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 橋樹官衙遺跡群普及活用映像作成業務委託
- (2) 履行場所 たちばな古代の丘緑地及びその周辺
(高津区千年423-1ほか)
史跡整備工事受託者木材等加工工場
(千葉県流山市駒木569-3)
川崎市立橋小学校(高津区千年1024)
その他、教育委員会事務局文化財課が指示する場所
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年2月29日まで
- (4) 調達概要 入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市業務委託者有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「映画制作」に搭載されていること。
- (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 入札期日までの間、文部科学省調達情報の「取引停止措置対象事業者一覧」に記載されていないこと。
- (5) この調達物件について、確実に納入することができること。
- (6) 映像の企画・制作の実績が5年以上あり、かつ記録撮影・微速度撮影及び編集の実績を有すること。
- (7) 過去3年間において史跡・特別史跡での映像制作の実績を有すること。
- (8) 過去3年間において史跡・特別史跡での構成・映像ディレクターの実績を有すること。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
〒210-0004
川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階

教育委員会事務局生涯学習部文化財課

担当 小野

電 話 : 044-200-0403

E-mail : 88bunka@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年5月16日(火)から令和5年5月22日(月)までとします。

(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書。

イ 史跡・特別史跡で実施した類似の契約実績を証明する書類の写し(構成案・企画書等含む)。

(4) 提出方法

持参又は書留郵便。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

入札参加申込書を提出した者のうち、参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付します。

(1) 交付場所及び問い合わせ先

3(1)に同じ。

(2) 交付日時

令和5年5月23日(火)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ。

(2) 問い合わせ期間

令和5年5月24日(水)から5月26日(金)までとし、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとします。

(3) 問い合わせ方法

一般競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の書式により、3(1)の問い合わせ先まで持参又は電子メールにて提出してください。

なお、電子メールで質問する場合は、「質問書」を送信した旨を担当までご連絡ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年5月29日(月)までに全社宛てに電子メールにて送付します。電子メールアドレスの登録がない場合は、3(1)にて交付しますので、事前に御連絡ください。なお、質問がなかった場合には、連絡はしません。また、回答後の再質問は受け付けしません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

- ア 入札は総価で行います。
- イ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名記載の封筒に封印して提出してください。
- ウ 開札に立ち会うものは、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立合う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

(2) 入札・改札の日時及び場所

- ア 日時 令和5年6月2日(金)午後2時
- イ 場所 川崎市役所 第3庁舎12階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(7) 入札書の記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載するものとします。ただし、別途指示があったものについては、それに従うものとします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金

- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
- イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納

入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを必要とします。落札者は、契約書2通に記名押印の上、速やかに3(1)に持参してください。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。
- (3) 入札説明書も併せて確認してください。
- (4) その他問い合わせ窓口は、3(1)に同じです。

川崎市公告第757号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

令和5年5月16日

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 川崎市視覚障害者情報文化センター
- (2) 所在地 川崎市川崎区堤根34番地15

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

管理の基準は、川崎市視覚障害者情報文化センター条例及び同施行規則に従うものとします。

また、業務の範囲は次のとおりです。

- (1) 点字刊行物、録音物、読書用機材等情報機器等(以下「点字刊行物等」という。)の製作、収集、閲覧及び貸出し
- (2) 読書用機材等情報機器の展示会等による点字刊行物等の普及の促進
- (3) 視覚障害者に対する相談並びに日常生活、歩行及び情報機器使用の訓練その他の支援
- (4) 読書会、交流会等、視覚障害者の文化、学習及びレクリエーションの活動の支援
- (5) 視覚障害者の福祉の増進を図る活動を行う者(点訳者、朗読者等)の指導及び育成
- (6) 施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用に供すること。
- (7) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

3 指定予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 応募方法

(1) 提出書類

- ア 指定管理者応募書
- イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び収支予算書
- ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- エ 令和4年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とします。
- オ 令和4年度における事業実績報告書及び令和5年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- カ 役員の名簿及び履歴書
- キ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ク 現に行っている業務の概要を記載した書類
- ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 仕様書等の配布期間

令和5年5月16日(火)から令和5年6月16日(金)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで)

(3) 応募の受付期間

令和5年5月16日(火)から令和5年6月16日(金)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで)

(4) 仕様書等の配布及び応募受付場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

電 話 044-200-2676

(5) 提出方法

持参(郵送による提出はできません。)

(6) 問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課

電 話 044-200-2676

F A X 044-200-3932

E-mail 40syusien@city.kawasaki.jp

川崎市公告第758号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

令和5年5月16日

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名 称 南部地域療育センター

(2) 所在地 川崎市川崎区中島3-3-1

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

管理の基準は、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例及び同施行規則の規定に従います。業務の範囲は、指定管理仕様書に定めます。

3 指定予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 応募方法

(1) 提出書類

ア 応募書(様式1)

イ 事業計画書(様式2)

ウ 組織図・職員配置計画書(様式3-1、3-2)

※施設長予定者について、履歴書を添付してください。

エ 収支予算書(様式4-1)、収支予算書内訳(5年分)(様式4-2)、収支予算書内訳(年度別)(様式4-3)及び人件費に係る経費見積(様式4-4)

オ 現に運営している社会福祉事業等の概要(様式5)

カ 指定管理者に関する申立書(様式6) ※納税義務がない場合のみ

キ 暴力団排除措置の対象者に該当するか否かについて、川崎市が神奈川県警察に調査を依頼することを同意する旨の書面(様式7)

ク コンプライアンスに関する申告書(様式8)

ケ 法人に関する関係書類

(ア) 定款又は寄附行為

(イ) 登記事項証明書(提出の日から3か月以内に発行されたものを提出して下さい。)

(ウ) 令和4年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書(令和3年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財産目録)

(エ) 令和5年度の法人等の事業計画書及び収支予算書

(オ) 役員の名簿及び履歴書

(カ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類(就業規則、経理規程、給与規程、個人情報保護に関する規定その他法人等の諸規程類)

(キ) 組織及び運営事項を記載した書類(法人の概要が分かるパンフレット等)

(ク) 令和4年度事業実績報告書

(ケ) 令和3・4年度の監査結果及び指導事項に対する対応状況に関する書類

(コ) 令和3・4年度の納税証明書(法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税)

(納税義務のない法人については、申立書(様式6)を提出してください。)

(サ) コンプライアンスに関する規程(行動指針

や推進体制等、コンプライアンスの取組に関する基本事項を定めたもの)

※関係書類が提出できない場合、その旨記した書面を提出してください(様式任意)。

※各様式は、それぞれの項目に基づき、簡潔かつ具体的に記載してください。

※応募書類は、上段から下段の順に2穴パンチでつづり、正本1部、写し12部を健康福祉局障害者施設指導課まで御持参ください(郵送不可)。また、応募書類データを格納した電磁的記録媒体も合わせて御持参ください。

(2) 仕様書等の配布期間

令和5年5月16日(火)から6月16日(金)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)

(3) 応募の受付期間

令和5年5月16日(火)から6月16日(金)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)

(4) 仕様書等の配布及び応募受付場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課

川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
電 話 044-200-0927

(5) 提出方法

持参(郵送による提出はできません。)

(6) 問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課
電 話 044-200-0927
F A X 044-200-3932
E-mail 40sidou@city.kawasaki.jp

川崎市公告第759号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。
令和5年5月16日

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 陽光ホーム
(2) 所在地 川崎市中原区井田3-16-1

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

管理の基準は、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例及び同施行規則の規定に従います。業務の範囲は、指定管理仕様書に定めます。

3 指定予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 応募方法

(1) 提出書類

ア 応募書(様式1)

イ 事業計画書(様式2)

ウ 組織図・職員配置計画書(様式3-1、3-2)
※施設長予定者について、履歴書を添付してください。

エ 収支予算書(様式4-1)、収支予算書内訳(5年分)(様式4-2)、収支予算書内訳(年度別)(様式4-3)及び人件費に係る経費見積(様式4-4)

オ 現に運営している社会福祉事業等の概要(様式5)

カ 指定管理者に関する申立書(様式6) ※納税義務がない場合のみ

キ 暴力団排除措置の対象者に該当するか否かについて、川崎市が神奈川県警察に調査を依頼することを同意する旨の書面(様式7)

ク コンプライアンスに関する申告書(様式8)

ケ 法人に関する関係書類

(ア) 定款又は寄附行為

(イ) 登記事項証明書(提出の日から3か月以内に発行されたものを提出して下さい。)

(ウ) 令和4年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書(令和3年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録)

(エ) 令和5年度の法人等の事業計画書及び収支予算書

(オ) 役員の名簿及び履歴書

(カ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類(就業規則、経理規程、給与規程、個人情報保護に関する規定その他法人等の諸規程類)

(キ) 組織及び運営事項を記載した書類(法人の概要が分かるパンフレット等)

(ク) 令和4年度事業実績報告書

(ケ) 令和3・4年度の監査結果及び指導事項に対する対応状況に関する書類

(コ) 令和3・4年度の納税証明書(法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税)

(納税義務のない法人については、申立書(様式6)を提出してください。)

(サ) コンプライアンスに関する規程(行動指針や推進体制等、コンプライアンスの取組に関する基本事項を定めたもの)

※関係書類が提出できない場合、その旨記した書面を提出してください(様式任意)。

※各様式は、それぞれの項目に基づき、簡潔

かつ具体的に記載してください。

※応募書類は、上段から下段の順に2穴パンチでつづり、正本1部、写し12部を健康福祉局障害者施設指導課まで御持参ください(郵送不可)。また、応募書類データを格納した電磁的記録媒体も合わせて御持参ください。

(2) 仕様書等の配布期間

令和5年5月16日(火)から6月16日(金)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)

(3) 応募の受付期間

令和5年5月16日(火)から6月16日(金)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)

(4) 仕様書等の配布及び応募受付場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

電 話 044-200-0927

(5) 提出方法

持参(郵送による提出はできません。)

(6) 問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課

電 話 044-200-0927

F A X 044-200-3932

E-mail 40sidou@city.kawasaki.jp

川崎市公告第760号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年5月16日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市高津区上作延字南原881番

ほか1筆

1,698 平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市高津区溝口二丁目7番27号

株式会社 丸貞

代表取締役 持田 裕司

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数:10戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和4年8月16日

川崎市指令 ま宅審 (イ) 第45号

川崎市公告第761号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月17日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	高津中学校放送設備改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市高津区久本3丁目11番2号
	履 行 期 間	契約の日から令和6年2月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。	

参 加 資 格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気通信工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気通信」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年6月12日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	東小倉小学校放送設備改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市幸区東小倉1番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和5年11月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気通信工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気通信」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年6月12日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	下布田小学校体育館改修電気設備その他工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区布田23番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年6月16日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	岡本太郎美術館自動火災報知設備改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区枳形7丁目1番5号
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 消防施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「消防施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 (11) 消防設備士免状（甲種第4類）の交付を受けた技術者を配置できること。ただし、(10)の技術者（業種「消防施設」）との兼任を可とします。	
	契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年6月23日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	柿生学園厨房設備改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区五力田 2 丁目20番10号
	履 行 期 間	契約の日から令和 6 年 3 月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和 5・6 年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 (11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。	
	契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 5 年 6 月23 日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	高津区内主要地方道鶴見溝ノ口電線共同溝（その2）工事
	履 行 場 所	川崎市高津区溝口3丁目12番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年6月12日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第762号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき事業計画の変更の認可をしたので、同法第34条第2項において準用する同法第14条第1項の規定により次のとおり公告します。

令和5年5月18日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 組合の名称
宮崎台カメラマンション建替組合
- 2 施行マンションの名称
宮崎台カメラ
- 3 施行マンション敷地の区域
川崎市宮前区宮崎二丁目9番地1
- 4 施行再建マンションの敷地の区域
川崎市宮前区宮崎二丁目9番地1
- 5 事業施行期間
組合設立の日から令和5年5月まで
- 6 事務所の所在地
東京都港区赤坂一丁目8番1号
- 7 設立認可の年月日
令和元年5月31日
- 8 事業計画の変更の認可の年月日
令和5年5月18日

川崎市公告第763号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、次のとおり令和5年度地籍調査事業を実施します。

令和5年5月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 神奈川県が事業計画を定めた年月日
令和5年4月1日
- 2 調査を実施する者の名称
川 崎 市
- 3 調査地域
川崎市多摩区生田四丁目、七丁目、八丁目の各一部
同 川崎区鋼管通三丁目、四丁目の各一部
同 多摩区生田八丁目の一部
同 川崎区鋼管通一丁目、二丁目、三丁目、浜町二丁目の各一部
- 4 調査期間
令和5年5月19日から令和6年3月31日まで

川崎市公告第764号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月19日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	宮前区内道路清掃委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区役所道路公園センター管内
	履 行 期 間	令和6年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「道路清掃」で登録されている者。 (6) 川崎市もしくは神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に「汚泥」、「廃プラスチック類」、「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」が含まれていること）を受けている者。 (7) 散水車、ロードスーパー及び運搬車（トラック等）を保有又は調達することが可能な者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和5年6月15日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他

- ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。
 - ・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。
- 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める必要があります。
- 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御確認ください。

川崎市公告第765号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和5年5月22日

川崎市長 福田 紀彦

築造主	東京都武蔵野市境2丁目2番2号		
住所・氏名	株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦		
道路位置の地名・地番	川崎市川崎区桜本2丁目33番1及び27の各一部 別図省略		
幅員	4.51メートル	延長	14.15メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指第201号		指定年月日	令和5年5月22日

川崎市公告第766号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和5年5月23日

川崎市長 福田 紀彦

1 プロポーザルに付する事項

(1) 件名

インクルーシブ音楽プロジェクト映像制作業務委託

(2) 目的

本市では「かわさきパラムーブメント」を推進し、共生社会の実現に向け取り組んでいるところであるが、この取組をより一層推進するため、インクルーシブ音楽プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を実施するにあたり、プロジェクトの映像制作業務を委託するものである。

(3) 履行場所

発注者が指定する市内学校、施設等

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(5) 選定方法

公募型企画提案方式による提案審査
提出書類の審査及びプレゼンテーション審査とし

ます。複数の選考委員が、応募者から提出された応募書類及び提出団体から審査員に対して企画内容を説明するプレゼンテーションによって審査を行い、採択者を決定します。

(6) 事業規模（事業概算額）

3,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

以下

(7) プロポーザルに関する日程（予定）

募集開始	令和5年5月23日(火)
参加意向申出書提出期限	令和5年5月29日(月) 午前中必着
参加資格確認結果通知書送付	令和5年5月31日(水)
質問受付開始	令和5年5月23日(火)
質問提出期限	令和5年5月29日(月) 午前中必着
質問回答送付	令和5年6月1日(木)
企画提案書等の提出期限	令和5年6月12日(月) 午前中必着
プロポーザル評価委員会の開催	令和5年6月14日(水) 予定
審査結果通知	令和5年6月下旬以降 予定

2 担当部署

書類の提出、問い合わせ先は次のとおりです。

部署・担当者名	市民文化局パラムーブメント推進担当 萬田
所在地	〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル9階
電話番号	044-200-0529
電子メール	25para@city.kawasaki.jp
受付時間	午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く）

3 応募者の資格要件

応募者は、単体の企業で次の各号の全てを満たすものとします。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「映画・ビデオ制作」に登録されている者であること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年間で、映画・ビデオ制作業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

4 参加意向申出

この企画提案に参加を希望する応募者は次により参加意向申出書を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書(様式1)

イ 過去の類似業務の実績を証する書類

(2) 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。

※郵送での提出の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りです。

(3) 提出期限

令和5年5月29日(月)午前中必着

(4) 参加資格確認結果通知書

参加者の資格要件に基づく審査を行った結果、令和5年5月31日(水)までに参加資格確認結果通知書の写しを電子メールで送付し、原本は後日郵送します。

5 企画提案に関する質問の取扱い

(1) 質問方法

質問書(様式2)の様式により電子メールで送付してください。

※本市のメールシステムの仕様上、添付ファイルのファイル名に記号(、?、/、-、"、・など)や半角カナが混じっていると削除されてしまう場合がありますため、これらの記号や半角カナをファイル名に使用しないでください。また、送信後に担当部署に到達したことを確認してください。

(2) 受付期限

令和5年5月29日(月)午前中必着

(3) 回答方法

質問者を含めた全ての参加登録者に対して、令和5年6月1日(木)までに電子メールで回答します。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式)【7部】

A4判縦横どちらでも可、表紙を除き20ページ以内で作成してください。

仕様書で提示された委託業務の企画提案内容を具体的に記載するとともに、提案者の持つ実績やノウハウ、ネットワーク等を最大限に生かした具体的な手法について提案してください。

なお、企画提案書には次の項目を盛り込んでください。

(ア) 提案者概要・業務実施体制等

提案者の会社概要、過去の類似業務(過去に制作した映像)の実績、本業務の予定担当者の業務経歴や実施体制を具体的に記載すること。また、本委託の作業範囲を踏まえ、作業スケジュールを記載すること。また、スケジュールには発注者と受注者の作業分担についても記載

すること。

(イ) 映像の制作コンセプトに対する考え方及びイメージ

映像の制作コンセプトとしては、インクルーシブや音楽に関心のない人にも、多様性や包摂について映像を通じて訴える内容とし、音楽の力で心を動かし、共に生きる社会の実現を目指して変容を促すメッセージ性の高い映像とします。そのため、制作コンセプトに対する考え方及び制作する映像のイメージについて記載してください。

(ウ) 効果的かつ効率的な撮影方法

プロジェクト参加者の様子やインタビュー、一連のイベントの中での参加者のストーリー等を生き生きと見せる映像を撮影するにあたり、限られた期間で主要な撮影対象者を選定してエピソード等を聴取し、彼らのストーリー等を撮影する必要があります。そのため、効果的かつ効率的に撮影対象者を選定し、エピソード等を聴取し、撮影等を行うためのアイデアについて記載してください。

(エ) 映像の効果的な活用方法

制作した映像は、川崎市YouTube並びに川崎市の広告媒体(アゼリアビジョン、かわさききたテラスビジョン、市内公共施設デジタルサイネージ等)で放映するとともに、関係者への事業説明、各種コンクールへの応募及び学会等での発表など、さまざまな分野で活用していく予定ですが、その他にインクルーシブや音楽に関心のない人にも届ける方法など、映像の活用方法等のアイデアについて記載してください。

イ 見積書(任意様式)【1部】

ウ 提出書類の取り扱い

(ア) 提出書類は返却しません。

(イ) 提出期限後は、提出書類の差し替え、追加は認めません。

(ウ) 提出書類の受領後、本市で必要があると判断した場合は補足資料を求めることがあります。

(2) 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。

※郵送での提出の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りです。

(3) 提出期限

令和5年6月12日(月)午前中必着

7 選定方法

(1) 選定方法・審査体制

事業者の特定は、川崎市役所内にプロポーザル評価委員会を設け、提出書類の審査及びプレゼンテーションの審査を行い、別表の評価基準により参加者の中から最優秀者を選定します。なお、見積金額が事業概算額を超える場合は、失格とします。

基準点は、満点の6割以上（全委員の評価点を平均化した点数）とし、基準点を超えた業者について適正と判断します。各評価項目について、企画提案書にその考え方が一定程度盛り込まれているものについて、「普通」を標準とします。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で業者を選定するものとし、それでも決定しない場合は、委員の協議により最終順位を決定します。

ア 「2 映像の制作コンセプトに対する考え方及びイメージ」の得点が高い業者を選定する。

イ 「1 提案者概要・業務実施体制」の得点が高い業者を選定する。

ウ 見積金額が低い業者を選定する。

(2) プロポーザル評価委員会の実施

ア 日程・場所

日程 令和5年6月14日(水)（予定）

場所 川崎市役所内会議室（予定）

※時刻、場所等の詳細は各参加者へ別途通知します。

イ 内容等

事前に提出されている提出書類に基づいて、提案説明20分、質疑応答10分程度とします。

（説明時間及び質疑応答時間は変更する場合があります）

ウ 実施方法等

(ア) プレゼンテーションは、原則として本業務に携わる予定の者が実施してください。

(イ) プレゼンテーションの出席者は3名以内と

します。

(ウ) 使用する説明資料は、提出された企画提案書及び見積書のみとし、新たな説明資料を追加することはできません。

(エ) インターネット環境はありません。

(オ) プロジェクター、モニター等の機器は利用できません。

(3) 審査結果の通知

審査後、速やかに各事業者あてに郵送で通知します。（令和5年6月下旬以降発送予定）なお、審査結果等の電話・電子メール等での直接のお問い合わせには、応じられませんので御了承ください。

8 その他の留意事項

(1) 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。企画提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとします。

(2) 企画提案書は、あくまでも採択事業者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。

(3) 選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて、見積書の提出を求めることとなります。

(4) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成します。

(5) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

(6) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(7) その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者で協議の上、定めることとします。

別表 評価基準

評価項目	配点	評価点				
		良い	やや良い	普通	やや悪い	悪い
1 提案者概要・業務実施体制	30					
(1) 過去の類似業務の実績についてノウハウが活かされるものとなっているか、また、本業務を進めるにあたっての独自の強み等があり、これらの強みが発揮できる体制となっているか。	10	10	8	6	4	2
(2) 本業務の予定担当者の専門性や経験は十分か、また、事業実施に必要なスタッフ体制が確保できると認められるか。	10	10	8	6	4	2
(3) 実施スケジュールや計画が、実現可能な内容となっているか。	10	10	8	6	4	2
2 映像の制作コンセプトに対する考え方及びイメージ	40					

(1) インクルーシブや音楽に関心のない人にも、多様性や包摂について映像を通じて訴えるものと認められる。	15	15	12	9	6	3
(2) 音楽の力で心を動かし、共に生きる社会の実現を目指して変容を促すメッセージ性の高いものとなっているか	15	15	12	9	6	3
(3) 制作する映像がその後の事業展開にもつなげられるような発展性を感じられる提案内容となっているか。	10	10	8	6	4	2
3 効果的かつ効率的な撮影方法	15					
(1) 事業者の特性、特徴を活かした具体的な提案内容となっているとみとめられるか。	10	10	8	6	4	2
(2) 積極性があり、前向きな提案がなされているか。	5	5	4	3	2	1
4 映像の効果的な活用方法	10					
(1) 事業者の特性、特徴を活かした具体的な提案内容となっているとみとめられるか。	5	5	4	3	2	1
(2) 積極性があり、前向きな提案がなされているか。	5	5	4	3	2	1
5 企画内容と見積書の整合性	5					
(1) 仕様書の内容が全て見積書に反映されているか、また、企画提案内容と見積額を比較して、相当な見積額となっているか。	5	5	4	3	2	1
総合評価	100					

川崎市公告第767号

令和5年5月24日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	とどろきアリーナ非常放送設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市中原区等々力1番3号
	履 行 期 間	約の日から令和6年2月16日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気通信工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気通信」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年6月19日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	高津図書館空調設備改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市高津区溝口4丁目16番3号
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空調設備」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年6月23日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	かわさき南部斎苑換気設備改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区夜光3丁目2番7号
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
	契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年6月30日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	多摩区総合庁舎空調和其他設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸1775番地1
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空調設備」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年6月30日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	多摩老人福祉センター衛生その他設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区中野島5丁目2番30号
	履 行 期 間	契約の日から令和6年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。 (11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年6月19日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	有馬小学校用務員作業所新築その他工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区東有馬5丁目12番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和6年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。	

参 加 資 格	(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年6月19日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	高津高等学校屋外照明設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区久本3丁目11番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。	

参 加 資 格	本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年6月30日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名	市道向ヶ丘17号線道路補修（打換）工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区土橋6丁目5番地先
	履 行 期 間	契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年6月7日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎港海底トンネル鋼製側溝改良工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区千鳥町地先
	履 行 期 間	契約の日から令和5年12月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年6月7日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第768号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年5月24日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区片平5丁目620番1
の一部ほか5筆の一部
2,971 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市麻生区片平5丁目2番6号
中山 厚夫
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数: 9戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号

令和4年9月22日

川崎市指令 ま宅審 (イ) 第59号

川崎市公告第769号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月25日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務件名
インクルーシブ音楽プロジェクト音楽ワーク
ショップ・人材育成講座・音楽ライブ運営業務委
託
 - (2) 履行場所
発注者が指定する市内学校、施設等
 - (3) 履行期限
契約締結日から令和6年3月31日まで
 - (4) 業務目的

本市では「かわさきパラムーブメント」を推進し、共生社会の実現に向け取り組んでいるところであるが、音楽を通じてこの取組をより一層推進するため、インクルーシブ音楽プロジェクトを実施する。この度、プロジェクトとして、インクルーシブ音楽体験ワークショップ、インクルーシブ音楽人材育成講座及びインクルーシブ音楽ライブを実施することからその運営業務を委託するものである。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」に登録されている者であること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年間で、音楽イベントの運営業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写しや実績一覧表等）を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

川崎区駅前本町11-2

市民文化局パラムーブメント推進担当

電 話 044-200-0529（直通）

F A X 044-200-3599

E-mail 25para@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年5月25日(木)から令和5年6月1日(木)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。（ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和5年6月5日(月) 午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1) 配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和5年6月5日(月)から令和5年6月8日(木)正午までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 25para@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

令和5年6月12日(月)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時
令和5年6月16日(金)午後5時00分

イ 入札場所
川崎区駅前本町11-2
川崎市市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法
持参とします。

(4) 入札保証金
免除とします。

(5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免
除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ
ればなりません。

(2) 前払金
否

(3) 契約書作成の要否
必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入
札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情
報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先
の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・
提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、
質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎
市のホームページ「入札情報かわさき」からダウン
ロードできます。

川崎市公告第770号

入 札 公 告

令和5年5月25日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

令和5年度川崎市内公立保育園等消防設備等保守
点検業務委託

(2) 履行場所

川崎市内公立保育園 21カ園
地域子育て支援センター 5カ所

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、次の条件
をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市「令和5・6年度 川崎市業務委託有資格
業者名簿」の業種名「施設維持管理」・種目名「消
火設備保守点検」に登録されていること。

(3) 川崎市「令和5・6年度 川崎市業務委託有資格
業者名簿」に、地域区分「市内」で登録されている
こと。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(5) 平成30年4月1日以降に、本市又は他官公庁にお
いて類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実
績を有すること。

(6) 点検者が消防設備士乙種6類及び甲種1類、4
類、5類を有し、かつ、点検者との直接雇用関係が
あること。

3 一般競争入札参加申込み及び仕様書について

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとお
り一般競争入札参加申込書、点検者が消防設備士乙種
6類及び甲種1類、4類、5類を有し、かつ、点検者
との直接雇用関係があることを証する書類、契約実績
を証する契約書の写しを提出してください。

(1) 提出場所

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎14階

こども未来局保育・子育て推進部運営管理・
子育て支援担当

電 話 044-200-2660

F A X 044-200-3933

E-mail 45suisin@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和5年5月25日から令和5年5月31日までの土
日を除く午前8時30分から午後5時までとします。

ただし、正午から午後1時までを除きます。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 点検者が消防設備士乙種6類及び甲種1類、4類、5類を有し、かつ、点検者との直接雇用関係があることを証する書類

ウ 契約実績を確認できる書類（契約書の写し）

(4) 提出方法

持参に限ります。

- (5) 一般競争入札参加申込書及び仕様書等の入手方法
一般競争入札参加申込書及び入札説明書並びに仕様書等は、川崎市のホームページからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。）。ダウンロードができない場合には、「3(2)提出期間」の期間に、「3(1)提出場所」で配布します。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付日時

令和5年6月2日 午後5時

ただし、川崎市「令和5・6年度業務委託有資格業者名簿」へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和5年6月5日までに電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

「3(1)提出場所」に同じ。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)提出場所」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和5年6月5日から令和5年6月6日午後5時までとします。ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除く、午前8時30分から午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、「5(4)質問受付方法」のいずれかの方法により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXにより、以下の提出先に提出してください。（電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)提出場所」に電話にて御連絡ください。）

ア 持参

「3(1)提出場所」に同じ。

イ 電子メール

45suisin@city.kawasaki.jp

ウ FAX

044-200-3933

(5) 回答方法

質問があった場合、令和5年6月8日に競争入札参加資格を有するとした競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者全員へ電子メール又はFAXによって回答書を送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に「2 一般競争入札参加資格に関する事項」の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

- (2) 一般競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

イ 入札は税抜き総額で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札日時

令和5年6月15日 午後2時00分

イ 入札・開札場所

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎13階こども未来局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金は、免除とします。

- (2) 前払金の要否

前払金はありません。

- (3) 契約書作成の要否

必要とします。

- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、「3(1)提出場所」及び川崎市の

ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)提出場所」に同じです。
- (5) 業務の詳細、競争入札参加申込書、質問書、入札説明書等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第771号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和5年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和5年度 高津区学校流域プロジェクト等推進業務委託
- (2) 履行場所 区内市立小学校 ほか
- (3) 履行期限 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 業務概要 学校流域プロジェクトの推進に向けた(1)学校流域プロジェクトの推進、(2)たかつの自然の賑わいづくり事業の推進、(3)看板、マップ、ちらし等周知ツールの作成の実施など。詳細は「令和5年度 高津区学校流域プロジェクト等推進業務委託仕様書(企画提案用)」をご覧ください。

2 提案資格

参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種・種目(業種コード:99その他業務 種目コード:99その他業務)に登録されている者であること。なお、登録申請中である場合は、企画提案評価委員会の開催日までに登録されることを条件に、当

該事項を満たしているものとします。

3 評価委員会の審査に係る提案内容の評価基準、日程、方法等

(1) 評価基準

- ア 仕様書の要件を満たす相談窓口の開設及び運営が可能か
イ 仕様書の要件を満たす広報が可能か
ウ 提案内容に独自の工夫があるか
エ 類似業務等の実績があるか
オ 業務の目的、内容などを理解しているか
カ 業務に対して積極的に取り組む姿勢があるか
キ 実施が可能な体制・積算内容になっているか。

(2) 評価委員会の日程

令和5年6月8日(木)

4 担当部課

高津区役所まちづくり推進部企画課

〒213-8570 川崎市高津区下作延2丁目8番1号

電 話 : 044-861-3131

ファックス : 044-861-3103

メー ル : 67kikaku@city.kawasaki.jp

5 参加意向申出書提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 : 令和5年5月31日(水)
- (2) 提出場所 : 4と同じ
- (3) 提出方法 : 郵送または持参(郵送の場合は必着)

6 提案資格確認結果通知書

参加意向申出書を提出した事業者に対して、資格の有無を確認し、令和5年6月1日(木)までに郵送で提案資格確認結果通知書送付します。

7 提案書提出の期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 : 令和5年6月6日(火)
- (2) 提出場所 : 4と同じ
- (3) 提出方法 : 郵送または持参(郵送の場合は必着)
- (4) 提出書類 : ア 提案書 2部

イ 見積書 2部

ウ 事業者概要 2部

※同一の電子データをメールにて提出期限までに送付してください。(PDF形式)

8 使用する言語及び通貨

言語は日本語、通貨は日本国通貨に限ります。

9 契約書作成の要否

要する

10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

11 評価が同点となった場合の措置

「技術提案」の点数の高さで、「技術提案」も同点の場合は「業務遂行能力」の点数の高さで、「業務遂行能力」も同点の場合は見積金額が低い事業者を特定します。見積金額も同額の場合は、くじ引きで特定し

ます。

12 その他

- (1) 業務規模概算額 2,774,000円(消費税額及び地方消費税額を含む)
- (2) 提案書作成及び提出費用
提案書作成及び提出に係る一切の費用は、提案者の負担とします。
- (3) 質問の受付及び回答
質問がある場合は、令和5年5月29日(月)までに文書(様式自由)を電子メールで送付してください。
回答は令和5年5月30日(火)までに電子メールで参加申出事業者全員に送付します。

川崎市公告第772号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和5年度公共事業労務費調査業務委託
- (2) 履行場所 川崎市内
- (3) 履行期限 令和6年1月31日限り
- (4) 調達概要 入札説明書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」種目「市場調査」で登録されていること。
- (4) 過去5年以内に本市又は他官公庁において公共事業労務費調査業務の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格の確認申請をしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-0007
川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎駅前タワー・リパーク17階
建設緑政局総務部技術監理課 担当 坂本
電 話 044-200-2791(直通)
FAX 044-200-3973
電子メールアドレス 53gikan@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間

令和5年5月25日(木)から令和5年5月31日(木)まで
(閉庁日を除く毎日9時から17時まで)

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

(4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、審査を経て入札参加資格があると認めた者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和5年6月6日(火)までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様に関する問い合わせ

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

(1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和5年6月6日(火)から令和5年6月8日(木)まで
(閉庁日を除く毎日9時から17時まで)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、3(1)に記載するFAX番号又は電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付した際には、その旨担当まで電話で御連絡ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、入札参加者から質問が提出された場合にもみ、令和5年6月13日(火)までに、本社宛てにFAX又は電子メールにて送付します。

なお、回答後の再質問は受け付けません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

本契約に要する経費総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消

費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載の上、持参してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月16日(金) 14時00分

イ 場所

川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎駅前タワー・リパーク17階
建設緑政局会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) その他問い合わせ窓口は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第773号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月25日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 令和5年度川崎市児童福祉施設指導監査等支援業務委託

(2) 履行場所 こども未来局総務部監査担当

(3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 業務概要 本業務委託は、児童福祉施設等指導監査の会計処理に係る監査等の支援と、

特定教育・保育施設等への処遇改善等加算に係る指導監査等の支援及び監査担当職員等の会計的な相談事項に対する支援等から成る。それぞれの業務委託の内容は以下のとおりとする。

ア 児童福祉施設等指導監査の会計処理に係る監査等の支援

イ 特定教育・保育施設等への処遇改善等加算に係る指導監査等の支援

ウ 監査担当職員等の会計的な相談事項に対する支援等

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で掲載されていた者のうち、監査法人の業態であること。

(4) 過去3年間で本市又はその他の官公庁において同種・同規模の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出、仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び上記2(4)の契約実績を確認できる書面（契約書の写し等業務内容がわかるもの）を提出してください。

(1) 配布・提出場所・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎15階

こども未来局総務部監査担当 内田、長岡

電話番号 044-200-1136

FAX 044-200-3190

E-mail 45kansa@city.kawasaki.jp

※一般競争入札参加資格確認申請書、質問書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和5年5月25日(木)から令和5年5月31日(水)までとします。

(土日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出方法

郵送又は持参（いずれの場合も、令和5年5月31日(水)午後5時までに、こども未来局総務部監査担当

に到着する必要があります。)

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記2(4)の実績を確認できる書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)

4 競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格があると認めたものには、次により競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書(仕様書を含む)を交付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和5年6月2日(金)(午前9時00分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

ただし、上記業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

5 仕様に関する質問・回答

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和5年6月2日(金)から令和5年6月7日(木)午後5時まで

(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メールにて送付してください。また、質問をする場合は、質問書を送信した旨を3(1)の担当まで御連絡ください。

(4) 質問に対する回答

令和5年6月12日(月)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。また、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に、2「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にその金額の10%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするの

で、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和5年6月16日(金) 10時00分

イ 場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎10階 会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。再入札用の入札書も準備の上、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者は除きます。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は、3(1)に同じ。

11 添付資料

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

(2) 質問書(見本)

(3) 委任状(見本)

(4) 入札(見積)書(見本)

(5) 委託契約書(様式)

(6) 川崎市委託契約約款

(7) 個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

川崎市公告第774号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年5月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度川崎市立学校等オーディオメータ検査校正業務委託

(2) 履行場所

川崎市立学校

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

(4) 概要

各学校の児童生徒健康診断で使用するオーディオメータの検査校正を行い、聴力検査の適正な実施を図る。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「医療関連業務」種目「医療機器維持管理」で登録されている者

(4) 過去5年以内（平成30年度以降）に本市又は他の官公庁において、類似の契約実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル4階

川崎市教育委員会事務局学校教育課健康教育課
担当 石井

電 話 044-200-3152（直通）

F A X 044-200-2853

(2) 配布・提出期間

令和5年5月25日(木)から令和5年6月1日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時

まで

(3) 提出方法

持参に限りです。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付日時

令和5年6月5日(月)午後5時まで

(2) 交付方法

川崎市の業務委託有資格業者名簿に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付します。

電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xにて送付します。

(3) その他

競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。また、入札説明書は上記3(1)の場所において、令和5年5月25日(木)から令和5年6月1日(木)まで縦覧に供します。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。毎日午前9時から正午、午後1時から午後5時)

5 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

上記3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和5年6月5日(月)から令和5年6月12日(月)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 問い合わせ方法

質問については、入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、直接担当部署に提出するか、指定するF A Xあてに送信してください。

また、F A Xにて質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで連絡してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和5年6月14日(水)までに、競争入札参加者全てに電子メール又はF A Xにて送付します。

(5) その他

問い合わせ期間後に提出された質問には回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた

とき。

- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

入札金額は、検査校正を実施するオージオメータ1台あたりの単価を記載してください。なお、消費税額及び地方消費税額は、代金支払いの際に加算しますので、入札書に記載する金額には含まれないものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月20日(火) 午後2時00分

イ 場所

川崎市川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎4階第4会議室

(3) 提出方法

持参に限りします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条第5号の適用により、免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧できます。

9 その他

- (1) 詳細は入札説明書によります。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ

川崎市公告第775号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

大型自動車運転免許取得業務委託

(2) 履行場所

受託者の指定する自動車教習所

(3) 履行期限

令和5年6月26日から令和6年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 入札期日において、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」・「準市内」で登録されている者。

- (3) 入札期日において、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他」種目「その他」で登録されている者。

- (4) 自動車教習所があり、大型自動車運転免許の講習が可能であること。

- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20-7

(川崎市消防局総合庁舎7階)

川崎市消防局警防部警防課

電 話 044-223-2608(直通)

(2) 配布・提出期間

令和5年5月25日から令和5年6月1日までの、午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

jp/233300/index.html)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和5年6月5日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84keibou@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

令和5年5月25日から令和5年6月8日までの、午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和5年6月8日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 「2一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年6月12日 午前11時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7

川崎市消防局総合庁舎7階 第2会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ。

川崎市公告第776号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和5年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市立学校給食室給湯器保守点検業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立学校
- (3) 履行期間 契約日～令和6年3月31日
- (4) 業務概要 仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」、業種「施設維持管理」に登録されていること。
- (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (5) 平成29年度以降で給湯器保守点検業務の類似委託業務の契約実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードしてください。

- (1) 配布・提出及び問合わせ先
〒210-0004
川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局
教育環境整備推進室 管理担当 辻
電 話 044-200-3480
FAX 044-200-3679
E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年5月25日(木)～令和5年5月31日(水) 9時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(5)に示した資格の確認ができる書類の写し

※提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

※提出書類の不備や参加資格の確認ができない場合は、無効となる場合があります。

(4) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は3(1)の所管課まで電話連絡してください。なお、未着・遅延等の場合は、原因の如何を問わず未提出として取り扱います。

4 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

※入札説明資料も送付します。仕様に関する提供資料が含まれますので必ず確認してください。

(1) 交付方法

「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX）にて送付します。

(2) 日時

令和5年6月2日(金)までに交付

5 仕様に関する質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 質問受付期間

令和5年6月2日(金)9時00分～

令和5年6月6日(火)16時00分

(2) 質問方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は、電子メールアドレス宛てに送信後、所管課まで電話連絡してください。郵送による提出は認めません。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、令和5年6月8日(木)までに、入札参加資格があると認めた者に文書（電子メールまたはFAX）にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札方法 持参による紙入札

(3) 入札・開札の日時 令和5年6月15日(木)
11時00分

(4) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町3番地3
川崎市役所第4庁舎4階第1
会議室

(5) 入札保証金 免除

8 落札者の決定及び参加資格の審査等

- (1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で価格をもって有効な入札
を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行っ
た者を落札者としします。ただし、その者の入札価格
が著しく低価格等の疑義が生じた場合は、調査を行
う場合があります。

(2) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の
場合は、これを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約書の作成 要
(2) 契約保証金 免除
(3) 前払金 否

10 その他

- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限りします。
(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定める
ところによりします。
(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、
3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市
ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規
定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。
(5) 本件の公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じ
です。

川崎市公告第777号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和5年度事業系ごみ及び家庭系プ
ラスチックごみ・食品ロス等
実態調査業務委託
(2) 履行場所 堤根処理センター（川崎市川崎区堤
根52番地）
(3) 履行期間 契約日から令和6年1月31日(木)まで
(4) 業務概要 本業務は、市内から発生する事業系
ごみ及び市民生活から発生するプ
ラスチックごみ・食品ロス等の組成
率、排出状況などを把握し、その排
出実態を分析することにより、今後
の廃棄物処理事業の基礎資料とする
ものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて

満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第
2条の規定に該当しないこと。
(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
業種「調査・測定」種目「その他の調査・測定」で
登録されていること。
(4) 過去5年間に、本委託業務と同等の契約実績を有
していること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書等閲覧及
び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札
参加申込書及び上記2(4)に関する書類を提出してくだ
さい。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎15階
環境局生活環境部廃棄物政策担当
担当 小林・大澤
電 話 044-200-3721（直通）
F A X 044-200-3923
メール 30haise@city.kawasaki.jp

※競争入札参加申込書については、川崎市ホーム
ページ「入札情報かわさき」よりダウンロードで
きます。

- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間
令和5年5月25日(木)から令和5年6月1日(木)9時
から17時まで

（土、日、祝日及び12時から13時の間は除く）

※仕様書については、川崎市ホームページ「入札情
報かわさき」よりダウンロードできます。

- (3) 提出方法 持参（持参以外は無効とします）

- (4) 提出書類
上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写
し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の
交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格が
あると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等
を令和5年6月6日(火)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際
に電子メールアドレスを登録している場合は、電子
メールで配信します。電子メールアドレスを登録して
いない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
(2) 交付日時 令和5年6月6日(火)9時から17時まで
（12時から13時の間は除く）

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和5年6月6日(火)から令和5年6月13日(火)
9時から17時まで(土、日、祝日及び12時から13
時の間は除く)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により
提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30haise@city.kawasaki.jp

イ 持参 上記3(1)に同じ

電子メールで提出した場合は、その旨を上記3(1)
の記載の連絡先に電話にて連絡してください。

(4) 回答方法

令和5年6月16日(金)

全社へ文書(電子メール)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加
資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた
とき。(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載
をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて
行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和5年6月22日(木)11時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効としま
す)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定
に基づいて作成した予定価格
の範囲内で、最低の価格を
もって有効な入札を行った者
を落札者とします。(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ち
に再入札を行います。(開札
に立ち会わない者は、再入札
に参加の意思がないものとみ
なします。)(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で
無効と定める入札は、これを
無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 無

(3) 契約書の作成 要

(4) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、入札情報かわさき (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じで
す。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第778号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和5年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 件 名 川崎市立学校消防設備等保守点検業務
委託(Aブロック)

2 履行場所 川崎市立学校

3 履行期間 令和6年3月31日まで

4 業務概要 本業務は、消防法第17条の3の3及び
同法施行規則第31条の6の規定に基づ
き、川崎市立学校に設置されている消
防設備の機能を正常に維持するため
に必要な保守点検業務を行うものである。
※詳細は仕様書によります。

5 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
地域区分「市内」で登録されていること。(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関
する法律」第2条第1項各号による中小企業者であ
ること。(5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の
業種「施設維持管理」、種目「消火設備保守点検」
に登載されていること。(6) 平成31年度以降で本市又はその他の官公庁におい
て、類似委託業務の契約実績があること。(7) 業務の全部又は主要な部分を第三者に委託しない
こと。

6 競争入札参加申込書等の提出方法・期間

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等

に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記5(6)の契約内容を確認できる契約書類等の写し

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」をご覧ください。

競争入札参加申込書等は、下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和5年5月25日(木)～令和5年5月31日(木)まで

※ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。

平日は9時から16時まで(12時から13時の間は除く)。

(4) 提出場所

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル5階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

管理担当 平井

電 話 044-200-3314

7 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、8により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 6(3)と同じ

(2) 閲覧場所 6(4)と同じ

8 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「入札公表資料一式」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、6(3)の期間に6(4)の場所で配布します。

9 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

6(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和5年6月5日(月)から

令和5年6月7日(木)まで

9時から17時まで(12時から13時の間は除く)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず6(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答方法

令和5年6月13日(火)までに、全社へ文書(電子メール)にて送付します。

なお、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

10 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和5年6月5日(月)までに送付します。なお、当該委任先のメールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

11 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 5に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

12 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和5年6月20日(火)
10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎15階
第1会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

13 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

(2) 入札の無効

5に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

14 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 要

- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

15 その他

- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。

川崎市公告第779号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和5年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 件 名 川崎市立学校消防設備等保守点検業務委託（Bブロック）
- 2 履行場所 川崎市立学校
- 3 履行期間 令和6年3月31日まで
- 4 業務概要 本業務は、消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の6の規定に基づき、川崎市立学校に設置されている消防設備の機能を正常に維持するために必要な保守点検業務を行うものである。
- ※詳細は仕様書によります。
- 5 競争入札参加資格に関する事項
- この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「消火設備保守点検」に登載されていること。
- (6) 平成31年度以降で本市又はその他の官公庁において、類似委託業務の契約実績があること。
- (7) 業務の全部又は主要な部分を第三者に委託しない

こと。

6 競争入札参加申込書等の提出方法・期間

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記5(6)の契約内容を確認できる契約書類等の写し

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」をご覧ください。

競争入札参加申込書等は、下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和5年5月25日(木)～令和5年5月31日(木)まで

※ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。

平日は9時から16時まで（12時から13時の間は除く）。

(4) 提出場所

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル5階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

管理担当 平井

電 話 044-200-3314

7 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、8により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 6(3)と同じ

(2) 閲覧場所 6(4)と同じ

8 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「入札公表資料一式」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、6(3)の期間に6(4)の場所で配布します。

9 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

6(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和5年6月5日(月)から

令和5年6月7日(水)まで

9時から17時まで（12時から13時の間は除く）

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず6(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答方法

令和5年6月13日(火)までに、全社へ文書(電子メール)にて送付します。

なお、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

10 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和5年6月5日(月)までに送付します。なお、当該委任先のメールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

11 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 5に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

12 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時 令和5年6月20日(火)
10時00分

- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎15階
第1会議室

- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

- (5) 入札保証金 免除

13 落札者の決定及び参加資格の審査等

- (1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

(2) 入札の無効

5に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

14 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

15 その他

- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。

川崎市公告第780号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和5年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 件 名 川崎市立学校消防設備等保守点検業務委託(Cブロック)
- 2 履行場所 川崎市立学校
- 3 履行期間 令和6年3月31日まで
- 4 業務概要 本業務は、消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の6の規定に基づき、川崎市立学校に設置されている消防設備の機能を正常に維持するために必要な保守点検業務を行うものである。
※詳細は仕様書によります。

5 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「消火設備保守点検」に登録されていること。

- (6) 平成31年度以降で本市又はその他の官公庁において、類似委託業務の契約実績があること。
- (7) 業務の全部又は主要な部分を第三者に委託しないこと。
- 6 競争入札参加申込書等の提出方法・期間
- この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。
- (1) 提出物
- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 上記5(6)の契約内容を確認できる契約書類等の写し
- (2) 提出方法
- 提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」をご覧ください。
- 競争入札参加申込書等は、下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。
- なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。
- (3) 提出期間
- 令和5年5月25日(木)～令和5年5月31日(木)まで
- ※ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。
- 平日は9時から16時まで(12時から13時の間は除く)。
- (4) 提出場所
- 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
管理担当 平井
電 話 044-200-3314
- 7 仕様書の閲覧
- 次により仕様書を閲覧することができます。また、8により取得して閲覧することもできます。
- (1) 閲覧期間 6(3)と同じ
- (2) 閲覧場所 6(4)と同じ
- 8 仕様書の取得
- 本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「入札公表資料一式」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、6(3)の期間に6(4)の場所で配布します。
- 9 質問書の受付・回答
- (1) 問合せ先
- 6(4)に同じ
- (2) 質問受付期間

- 令和5年6月5日(月)から
令和5年6月7日(水)まで
9時から17時まで(12時から13時の間は除く)
- (3) 質問書の様式
- 質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。
- (4) 質問受付方法
- 電子メール又はFAXによります。
- ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp
- イ FAX 044-200-3679
- また、「質問書」送信後は、必ず6(4)の担当あて電話連絡をしてください。
- (5) 回答方法
- 令和5年6月13日(火)までに、全社へ文書(電子メール)にて送付します。
- なお、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。
- 10 確認通知書の交付
- 競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和5年6月5日(月)までに送付します。なお、当該委任先のメールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。
- 11 競争入札参加資格の喪失
- 競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 5に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 12 入札手続等
- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和5年6月20日(火)
10時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎15階
第1会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- 13 落札者の決定及び参加資格の審査等
- (1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。
- (2) 入札の無効

5に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

14 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

15 その他

- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。

川崎市公告第781号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和5年度 土地・家屋異動判読表示委託業務
- (2) 履行場所 財政局税務部資産税管理課
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 業務概要 土地・家屋の異動判読表示委託業務
詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種20「調査・測定」、種目99「その他調査測定」で掲載されていること。
- (4) 本市又は他官公庁において、過去5年以内に同様の業務を履行した契約実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札

参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

川崎市財政局税務部税制課

担当：松坂・秋葉

電 話：044-200-2190(直通)

F A X：044-200-3906

E-mail：23zeisei@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

令和5年5月25日(木)から令和5年6月5日(月)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績申告書及び契約内容を確認できる契約書等の写し

上記ア以外の書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

(4) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

上記3により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

(2) 交付日時

令和5年6月9日(金)

(3) その他

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。([「入札情報かわさき」](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)－[「入札情報」](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)の「委託」－[「入札公表・財政局」](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>))

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

財政局税務部資産税管理課

担当：原田・牧野

電 話：044-200-2221(直通)

F A X：044-200-3876

E-mail：23siska@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和5年6月9日(金)から

令和5年6月16日(金)午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・電子メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和5年6月20日(火)午後5時までに、競争入札参加資格があると認めた者全者宛てにF A Xまたは電子メールにて送信します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

本業務に係る費用の総額（消費税額及び地方消費税額を含まない。）で行います。

なお、金額の算定にあたっては、備品購入費や帳票運搬費用等、業務履行にかかる費用すべてを考慮して算出してください。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

令和5年6月26日(月) 午後2時00分

イ 提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階第1会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記7(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記7(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告第782号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 令和5年度税務広報ポスターのJ R車両窓上掲出委託業務

(令和5年7月から令和6年3月分)

(2) 履行場所 仕様書のとおり

(3) 履行期間 令和5年7月18日から令和6年3月31日まで

(4) 業務概要 J R南武線及び鶴見線車両の窓上への税務広報ポスター掲出業務委託
詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 東日本鉄道東京広告会会員であり、株式会社ジェイアール東日本企画と広告取扱契約を取り交わしていること。
- (4) 本市又は他官公庁においてJ R車両へのポスター掲出委託業務の契約実績または同等の契約の実績があること。
- (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種99「その他業務」、種目08「広告代理店」に đăng載されていること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

財政局税務部税制課 担当: 松坂・秋葉

電 話: 044-200-2190(直通)

F A X: 044-200-3906

E-mail: 23zeisei@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

令和5年5月25日(木)から令和5年6月5日(月)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 業務実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参してください。

(5) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

(2) 通知書交付日

令和5年6月9日(金)

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。〔「入札情報かわさき」―「入札情報」の「委託」―「入札公表・財政局」〕

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

財政局税務部市民税管理課 担当: 新井・河上

電 話: 044-200-2236(直通)

F A X: 044-200-3907

E-mail: 23simka@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和5年6月9日(金)から

令和5年6月16日(金)午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和5年6月20日(火)午後5時まで、競争入札参加資格があると認めた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

本業務に係る費用の総額（消費税額及び地方消費税額を含まない。）で行います。

なお、金額の算定にあたっては、業務履行にかかる費用すべてを考慮して算出してください。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

令和5年6月26日(月) 午後3時

イ 提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地
川崎御幸ビル5階 第1会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 費用内訳明細表

落札者は契約締結までに、本委託にかかる落札額の内訳を提示すること(様式自由)。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告第783号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 督促状等に係る電算印字、カット、製本及び封入封緘業務（令和5年8月～令和6年3月分）

(2) 履行場所 川崎市指定場所

(3) 履行期間 令和5年6月20日から
令和6年3月31日まで

(4) 業務概要 督促状等を作成するための帳票もしくはデータの引渡しを受け、データの場合は各帳票に電算印字し、裁断、製本及び封入封緘を行う。また、引抜きデータの引渡しを受け、引抜き作業を行う。

引抜き作業まで終えた督促状等を川崎港郵便局へ配送または、配送先別に分類し各市税事務所納税課及び市税分室へ配送する。

詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の規格を取得していること。

(4) 入札期日において、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種99「その他業務」、種目10「封入・封緘業務」に登録されていること。

(5) 本市又は他官公庁において、過去5年以内に本業務と同様の内容かつ同規模以上の業務受託実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

川崎市財政局税務部税制課 担当：松坂・秋葉

電 話：044-200-2190(直通)

F A X：044-200-3906

E-mail：23zeisei@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

令和5年5月25日(木)から令和5年6月2日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(3)を証明する書類の写し

ウ 上記2(5)を証明する契約書等の写し

上記イ及びウの書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

(4) 提出方法

持参してください。

(5) 仕様書

仕様書は上記3(1)の場所において、上記3(2)の期間で縦覧に供します。

(6) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

なお、入札説明会は開催しません。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

(2) 交付日時

令和5年6月6日(火)

(3) その他

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル8階

川崎市財政局収納対策部収納対策課

担 当：太田

電 話：044-200-1323(直通)

F A X：044-200-3909

E-mail：23syunou@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和5年6月6日(火)から

令和5年6月12日(月)午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・電子メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を上記5(1)担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和5年6月14日(水)午後5時までに、競争入札参加資格があると認めた者全者宛てにF A Xまたは電子メールにて送信します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札方法

入札金額は諸経費を考慮した上で「督促状（一般用）分」「督促状（特別徴収分）分」「期別催告書（特別徴収分）分」「納期のお知らせ分」「期別催告書（一般用）分」「名寄催告書（兼納付書）分」「名寄催告書（一括用）分」「引抜分」のそれぞれの単価の合計額（消費税及び地方消費税を含まない）で行います。なお、契約単価金額については、本市の設計単価に落札比率を乗じて得た金額とします。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

令和5年6月20日(火) 午後2時00分

イ 提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番9号

川崎御幸ビル5階 第1会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記7(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記7(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(4) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

川崎市公告第784号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月25日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 パーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守契約

(2) 履行場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎3階

(3) 履行期間 令和5年11月1日から
令和10年10月31日まで

(4) 調達物品の概要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

6この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市「令和5・6年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」、種目「事務用機器」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去3年間に本市又はその他の官公庁において機

器の賃貸借及び保守の契約の実績があること。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書等が添付された入札説明書については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」にて掲載するとともに、次の配布・提出場所においても配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び上記「2(4)」を証する書類(写し可)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎13階

総務企画局人事部総務事務センター

ワークステーション担当 担当 萩野・三枝

電話番号 044-200-1192

FAX 044-200-1429

e-mail 17soumuji@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年5月25日(木)から令和5年6月1日(木)までとします。

(土日祝日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出方法 郵送又は持参(いずれの場合も、令和5年6月1日(木)午後5時までに川崎市総務企画局人事部総務事務センターワークステーション担当に到着する必要があります。なお、郵送の場合は郵送した日に(1)の場所に必ず電話をしてください。)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和5年6月8日(木)午後1時から午後5時まで

ただし、製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

5 仕様に関する質問について

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和5年6月8日(木)から令和5年6月12日(月)まで

(土日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メール又は持参にて提出してください。また、質問書を電子メールで提出した場合は、質問書を送信した旨を3(1)の担当まで御連絡ください。

(4) 質問に対する回答

令和5年6月15日(木)までに、入札参加資格があると認められる者に対し、電子メールにて回答書を送付します。なお、入札参加資格があると認められない者からの質問には回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に、2「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

5年のリース総額で行います。ただし、消費税等を含まない金額により入札することとし、リース総額は1円未満の端数を切り捨てたリース月額に60を乗じた額とします。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年6月22日(木) 午前10時30分
イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所第3庁舎13階会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じです。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告第785号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月26日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名	ガントリークレーンワイヤーロープ
	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島92番地
	履 行 期 間	令和6年3月15日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参 加 資 格	(3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「原材料」種目「鋼材」に登録されていること。 (4) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成25年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。 (8) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2093
入札日時等	令和5年7月5日 11時00分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第786号

令和5年5月26日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名	高度救命処置用資器材（救急搬送用モニター式）
	履 行 場 所	消防局の指示する場所（川崎市市内）
	履 行 期 間	令和6年3月8日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「医療機器」種目「医療機器」に登録され、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成25年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。 (8) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係	

契約条項を 示す場所等	(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2093
入札日時等	令和5年7月5日 11時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第787号

令和5年5月26日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名	令和5年度 小型し尿車の購入
	履 行 場 所	本市の指定する場所
	履 行 期 間	令和6年3月29日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されていること。 (4) 平成25年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。 (5) この購入(製造)物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。 (6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。 (7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2092	
入札日時等	令和5年7月11日 11時00分(川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階)	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第788号

令和5年5月26日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名	【新本庁舎】6・7階会議室等什器の購入
	履 行 場 所	川崎市新本庁舎(川崎市川崎区宮本町1番地)内の指定する場所
	履 行 期 間	令和6年3月29日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参 加 資 格	(3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「文具・事務機器」種目「事務用器具」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成25年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。 (8) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2091
入札日時等	令和5年7月6日 11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第789号

令和5年5月26日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	登戸小学校現地測量委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸1329番 ほか
	履 行 期 間	令和5年10月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和5年6月22日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第790号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第38条第4項の規定に基づきマンション建替組合の解散を認可したので、同条第6項に基づき次のとおり公告します。

令和5年5月29日

3 解散決議の年月日

令和5年3月11日

4 施行マンションの敷地の区域

神奈川県川崎市宮前区宮崎二丁目9番地1

5 施行再建マンションの敷地の区域

神奈川県川崎市宮前区宮崎二丁目9番地1

川崎市公告第791号

(仮称)西加瀬プロジェクトに係る条例環境影響評価書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第26条の規定に基づく条例環境影響評価書の提出がありましたので、同条例第27条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第32条で定める事項について次のとおり公告します。

令和5年5月30日

川崎市長 福田 紀彦

条例環境影響評価書について

1 指定開発行為者

名 称: 武蔵小杉特定目的会社

代表者: 取締役 西川 康洋

住 所: 東京都中央区日本橋一丁目4番1号

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

(仮称)西加瀬プロジェクト

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第1種行為)

大規模建築物の新設(第1種行為)

商業施設の新設(第2種行為)

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市中原区西加瀬5番1 外

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

物流倉庫及び店舗等の新設

(2) 内容

区域面積: 約100,263m²

延べ面積: 約232,720m²

5 指定開発行為の施行期間

着工予定: 令和5年4月

完了予定: 令和8年6月

6 条例評価書の要旨

川崎市長 福田 紀彦

1 組合の名称

宮崎台カメラアマンション建替組合

2 解散の理由

事業の完成による

第1章 指定開発行為の概要

第2章 条例方法書に対する市民意見等、審査結果及び指定開発行為者の見解

第3章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

第4章 環境影響評価項目の選定等

第5章 環境影響評価

第6章 環境保全のための措置

第7章 環境配慮項目に関する措置

第8章 環境影響評価の総合的な評価

第9章 事後調査計画

第10章 関係地域の範囲

第11章 条例準備書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

第12章 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

第13章 その他

修正箇所一覧

資料編

7 条例評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和5年5月30日(火)から

令和5年6月28日(水)まで

土曜日、日曜日は除く。

(2) 時間

川崎市: 午前8時30分から午後5時まで

横浜市: 午前8時45分から午後5時まで(環境創造局環境影響評価課は午後5時15分まで)

いずれの縦覧場所でも令和5年5月30日(火)は正午から開始

(3) 場所

川崎市: 中原区役所、幸区役所、幸区役所日吉出張所、環境局環境評価課(市役所第3庁舎15階)

横浜市: 横浜市環境創造局環境影響評価課、港北区役所

川崎市公告第792号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	金程中学校放送設備改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区金程3丁目16番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和6年2月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気通信工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気通信」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年6月26日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	稗原小学校囲障改修工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区水沢3丁目7番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和6年2月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「その他のとび」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	

参 加 資 格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) とび・土工工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「とび・土工」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年6月30日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	浮島処理センター外壁改修その他工事（その3）
	履 行 場 所	川崎市川崎区浮島町509-1
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月20日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

参 加 資 格	(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年7月3日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	王禅寺余熱利用市民施設中央監視設備補修工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区王禅寺1321番地
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。	

参 加 資 格	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年7月3日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	市道中原4号線舗装道補修（切削）工事
	履 行 場 所	川崎市中原区上新城2丁目15番地先
	履 行 期 間	契約の日から100日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。	

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年6月14日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	中原区内都市計画道路東京丸子横浜線（上丸子跨線橋側道部）道路築造工事
	履 行 場 所	川崎市中原区新丸子東3丁目地内
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年6月26日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第793号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、最終改正 令和5年4月1日施行）付則第5条の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同条の規定により公告します。

令和5年5月31日

川崎市長 福田紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等 促進事業の実 施により成立 する利用権の 設定等に係る 当事者間の法 律関係
所在	現況 地目	面積 (㎡)	氏名 又は名称	住所	利用権 の種類	利用権 の内容	始期	終期	借賃 (年額)	借賃の支払 方法	氏名 又は名称	住所	
麻生区黒川 字宮添215-1 字宮添215-2	畑 畑	405 300	梅澤 謙一	川崎市麻生区黒川86番 地	使用借 権	収穫体 験ほ場 として 利用	令和5年 6月1日	令和10年 3月31日	- 円	-	川崎市	川崎市川崎区 宮本町1	使用貸借

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、
利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が
災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期
限までに借賃の支払をすることができない場合に
は、相当と認められる期日までにその支払を猶予す
る。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物（以下「目的物」という。）を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、

甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月、川崎

市）第5—3—(3)農用地利用集積計画の取消し等によるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

公 告（ 調 達 ）

川崎市公告（調達）第219号

総合評価一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和5年度路面下空洞調査業務委託
- (2) 履行場所 川崎市内
- (3) 履行期間 契約日から令和5年12月15日まで
- (4) 業務概要 本調査業務委託は、路面の陥没事故を未然に防止するため路面下の空洞調査を行い、道路の保全と道路交通の安全確保を図るものです。

2 競争参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建設コンサルタント」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加申込書の配布及び提出

総合評価一般競争入札に参加を希望するものは、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワー・リパーク 14階

建設緑政局道路河川管理部路政課 担当 高山

電 話 044-200-2813

F A X 044-200-3978

E-mail 53rosei@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年6月12日(月)から6月16日(金)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分から午後5時まで
(ただし、正午から午後1時を除く)

(3) 提出方法
持参

4 確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、登録しているメールアドレスに、確認通知書を令和5年6月21日(水)までに送付します。なお、メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

入札説明書等は3(1)の場所において令和5年6月12日(月)から6月16日(金)(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く))まで縦覧に供するとともに、川崎市財政局契約課のホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんので、御注意ください。

ア 質問書の提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の提出期間

令和5年6月22日(木)から6月28日(水)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分から午後5時まで

(ただし、正午から午後1時を除く)

ウ 質問書の提出方法

持参

(2) 回答

ア 回答日

令和5年6月30日(金)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を登録しているメールアドレスに送付します。なお、メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札方法

郵送又は持参

(2) 入札保証金

免除

(3) 技術資料及び入札(見積)書の提出日時・場所

令和5年7月3日(月)午後5時

提出場所 3(1)と同じ

(4) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市財政局契約課のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 本案件は、総合評価一般競争入札の簡易型を採用します。

(2) 評価基準や技術資料の提出方法等の詳細については、本件の「総合評価一般競争入札説明書」に定めるところによるものとします。

(3) 事業により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得、路面下空洞調査業務委託総合評価一般競争入札要綱等の定めるところによります。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口3(1)と同じ

川崎市公告(調達)第220号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

川崎市市区役所事務サービスシステム標準化対応要件

定義等業務委託契約

- 2 履行期間
令和5年5月1日から令和6年3月31日まで
- 3 契約事務担当部局の名称及び所在地
市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 4 契約の相手方を決定した日
令和5年4月27日
- 5 契約の相手方の氏名及び住所
富士通Japan 株式会社 川崎支店
支店長 染谷 淳
川崎市川崎区東田町8
- 6 契約金額
62,852,240円
- 7 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 8 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第221号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
ファイルサーバ基盤追加ストレージの賃貸借及び保守契約(令和5年10月分)
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局デジタル化施策推進室
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年4月11日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 J E C C
専務取締役 依田 茂
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 契約金額(税込み)
27,729,240円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年2月27日

川崎市公告(調達)第222号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称及び数量
- (1) 高規格救急自動車
4台
- (2) 消防ポンプ自動車
4台
- (3) 音楽隊バス
1台
- (4) 水槽付消防ポンプ自動車(水Ⅱ型4,000L)
1台
- (5) 水槽付消防ポンプ自動車(水Ⅱ型2,000L)
1台
- (6) 小型動力ポンプ付積載車
5台
- (7) 屈折はしご付消防自動車
1台
- 2 契約に関する事務担当部局
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
- (1) 高規格救急自動車
令和5年4月20日
- (2) 消防ポンプ自動車
令和5年4月20日
- (3) 音楽隊バス
令和5年4月20日
- (4) 水槽付消防ポンプ自動車(水Ⅱ型4,000L)
令和5年4月27日
- (5) 水槽付消防ポンプ自動車(水Ⅱ型2,000L)
令和5年4月27日
- (6) 小型動力ポンプ付積載車
令和5年4月28日
- (7) 屈折はしご付消防自動車
令和5年5月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 高規格救急自動車
神奈川トヨタ自動車 株式会社
特販部 部長 首藤 豊
横浜市都筑区川向町880-1
- (2) 消防ポンプ自動車
株式会社 モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司
東京都港区芝五丁目36番7号
三田ベルジュビル19階

- (3) 音楽隊バス
いすゞ自動車首都圏 株式会社 京浜臨海支店
京浜臨海支店 支店長 堀 修二
川崎市川崎区大師河原1丁目3番2号
- (4) 水槽付消防ポンプ自動車(水Ⅱ型4,000L)
株式会社 モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司
東京都港区芝五丁目36番7号
三田ベルジュビル19階
- (5) 水槽付消防ポンプ自動車(水Ⅱ型2,000L)
株式会社 モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司
東京都港区芝五丁目36番7号
三田ベルジュビル19階
- (6) 小型動力ポンプ付積載車
株式会社 トノックス
代表取締役 殿内 荘太郎
神奈川県平塚市長瀬2番6号
- (7) 屈折はしご付消防自動車
株式会社 モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司
東京都港区芝五丁目36番7号
三田ベルジュビル19階

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)

- (1) 高規格救急自動車
4台
71,672,656円
- (2) 消防ポンプ自動車
2台
68,620,608円

- (3) 音楽隊バス
1台
34,264,284円

- (4) 水槽付消防ポンプ自動車(水Ⅱ型4,000L)
1台
79,313,364円

- (5) 水槽付消防ポンプ自動車(水Ⅱ型2,000L)
1台
69,013,024円

- (6) 小型動力ポンプ付積載車
5台
54,397,870円

- (7) 屈折はしご付消防自動車
1台
160,813,364円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日

- (1)～(6)
令和5年3月10日
- (7)
令和5年3月27日

川崎市公告(調達)第223号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
令和5年度事業所接続高速回線サービスの利用契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局デジタル化施策推進室
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
富士通Japan株式会社 川崎支店
支店長 染谷 淳
川崎市川崎区東田町8
- 5 契約金額
242,491,084円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号の規定による。

川崎市公告(調達)第224号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称及び数量
川崎市役所本庁舎ほかIP電話機及びライセンス等賃貸借契約
IP多機能電話機及び同ライセンスほか一式
- 2 契約に関する事務担当部局
総務企画局デジタル化施策推進室
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
令和5年5月9日
- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社 J E C C

専務取締役 依田 茂

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)
75,002,760円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 入札の公告を行った日
令和5年3月27日

川崎市公告(調達)第225号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 児童相談所等無線ネットワーク機器
の賃貸借及び保守契約
- (2) 履行場所 川崎市幸区鹿島田1-21-9 こども
家庭センター 他
- (3) 履行期間 令和6年2月1日から令和11年1月
31日まで
- (4) 調達概要 入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2
条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市「製造の請負・物件の供給
等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されて
おり、かつ、Aの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加
業種に登録のない者も含む。)は、財政局資産管理
部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和5
年6月19日(月)までに行ってください。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁におい
て類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の
求めに応じて速やかに提供できること。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札
参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-8577
川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎9階

総務企画局デジタル化施策推進室

担当 西牟田、飯島

電 話 044-200-3076

F A X 044-200-3752

E-mail 17digital@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年6月12日(月)から令和5年6月19日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後
5時15分まで

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

契約の履行を証明する書類が日本語以外の記載
の場合は、その翻訳文を添付してください。

ウ 上記2(5)を証明するアフターサービス体制表

(4) 提出方法

持参に限る。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、次により確認通
知書を交付します。

(1) 日時

令和5年6月26日(月)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後
5時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

5 入札説明書の交付

競争参加資格があると認めた者には、入札説明書を
無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和5年6
月12日(月)から令和5年6月19日(月)まで縦覧に供します
(土曜日・日曜日及び国民の祝日を除く、毎日午前8
時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分ま
で)。

6 競争参加者に求められる義務

入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、
次の日時・場所のとおり御来庁ください。

(1) 日時

令和5年6月26日(月)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後
5時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

7 仕様書等に関する質問・回答

仕様に関する質問は、令和5年6月26日(月)午前8時
30分から令和5年7月3日(月)午後5時15分まで、入札
説明書に添付の質問書で受け付けます。

FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください（土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。

回答については令和5年7月10日(月)までに全社にFAXもしくはメールで送付します。

8 カタログの提出について

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書（カタログ等）を令和5年7月18日(火)午後5時15分までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

9 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

ア 持参による入札の場合

入札書の提出日時 令和5年7月25日(火)
午前10時00分

入札書の提出場所 川崎市役所第3庁舎9階
開発室Ⅱ

イ 郵送による入札の場合

入札書の提出期限 令和5年7月24日(月)必着
入札書の提出場所 3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

(1)アに同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所又は川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

12 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものと、補償額は協議して定めるものとします。

(5) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

The contract for the lease and maintenance of network equipment for Center for Children and Family Services.

(2) Time-limit for tender : 10 : 00 A. M. July 25, 2023

(3) Time-limit for tender by mail : July 24, 2023

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Digitalization Policy Promotion Office

General Affairs and Planning Bureau

5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

Tel : 044-200-3076

川崎市公告（調達）第226号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市インフラネット利用基盤システム等の賃貸借及び保守契約
- (2) 履行場所 川崎市役所本庁舎 川崎市川崎区宮本町1番地
- (3) 履行期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- (4) 調達概要 入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和5年6月19日(月)までに行ってください。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎9階
総務企画局デジタル化施策推進室 担当
清田、前島
電 話 044-200-3076
FAX 044-200-3752
E-mail 17digital@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年6月12日(月)から令和5年6月19日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) 提出書類

- ア 入札参加申込書
- イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し
契約の履行を証明する書類が日本語以外の記載

の場合は、その翻訳文を添付してください。

ウ 上記2(5)を証明するアフターサービス体制表

(4) 提出方法

持参に限る。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和5年6月26日(月)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

5 入札説明書の交付

競争参加資格があると認めた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和5年6月12日(月)から令和5年6月19日(月)まで縦覧に供します(土曜日・日曜日及び国民の祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

6 競争参加者に求められる義務

入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

(1) 日時

令和5年6月26日(月)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

7 仕様書等に関する質問・回答

仕様に関する質問は、令和5年6月26日(月)午前8時30分から令和5年7月3日(月)午後5時15分まで、入札説明書に添付の質問書で受け付けます。

FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

回答については令和5年7月10日(月)までに全社にFAXもしくはメールで送付します。

8 カタログの提出について

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書(カタログ等)を令和5年7月18日(火)午後5時15分までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

9 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

ア 持参による入札の場合

入札書の提出日時 令和5年7月25日(火)
午前10時40分

入札書の提出場所 川崎市役所第3庁舎9階
開発室Ⅱ

イ 郵送による入札の場合

入札書の提出期限 令和5年7月24日(月)必着
入札書の提出場所 3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

(1)アに同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所又は川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

12 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(5) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

The contract for the lease and maintenance of proxy server and other necessary equipment for the intranet usage system infrastructure.

(2) Time-limit for tender : 10 : 40 A. M. July 25, 2023

(3) Time-limit for tender by mail : July 24, 2023

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Digitalization Policy Promotion Office

General Affairs and Planning Bureau

5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

Tel : 044-200-3076

川崎市公告（調達）第227号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名（賃貸借物品）

令和5年度軽乗用自動車Aの賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市役所公用車車庫

(3) 賃貸借期間及び台数

令和5年11月1日から令和12年10月31日まで
2台

(4) 賃貸借物品の特質等

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「車両」に登載されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品及び台数について、確実に納入することができること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要な資料を提出しなければなりません。なお、提出は持参とし、郵送による提出は認めません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区宮本町3-3
川崎市役所第4庁舎1階
総務企画局総務部庁舎管理課 工藤担当
電 話 044-200-2104

(2) 配布・提出期間

令和5年6月12日(月)午前9時から令和5年6月19日(月)正午まで(令和5年6月19日(月)は午前9時から正午まで、それ以外は土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)とします。

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 類似業務の履行実績資料

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書のメールアドレスに、令和5年6月21日(水)までに一般競争入札参加資格確認通知書、仕様書及び質問書を送付します。

また、当該メールアドレスを登録していない者には、令和5年6月21日(水)の午前9時から正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を交付します。

5 仕様書の交付

上記4により無償で仕様書を交付します。また、仕様書は、上記3(1)の場所において上記3(2)の期間まで、縦覧に供します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

上記3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和5年6月21日(水)午前9時から令和5年6月26日(月)正午までとします。

(3) 問い合わせ方法

上記4に添付の「質問書」に必要事項を記入し、指定するFAX又はメールアドレス宛てに送付してください。

メールアドレス 17tyosya@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-2692

(4) 回答方法

質問があった場合、令和5年6月28日(水)までに参加全社宛て、文書(FAXまたは電子メール)にて回答します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

入札金額は税抜きの総額で行います。月額賃貸借料に賃貸借期間の月数及び台数を乗じた額で見積もりをしてください。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒にて提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月6日(木) 午後2時30分

イ 場所

川崎市川崎区宮本町3-3

川崎市役所第4庁舎4階第5会議室

(3) 入札書の提出

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札

は、これを無効とします。

9 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

10 契約の手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金
免除とします。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 契約内容の変更等

当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。
- (2) 詳細は、仕様書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 賃貸借料の支払いについては、毎月払いとします。
- (5) 関連情報を入手するための窓口は上記3(1)に同じ。

川崎市公告（調達）第228号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 新入江崎クリーンセンター建設工事
- (2) 履行場所 川崎市川崎区塩浜3丁目21番4、21番1の一部、24番99
- (3) 履行期限 令和10年3月31日
- (4) 工事概要

本工事は、新入江崎クリーンセンター（し尿受入施設）を塩浜中公園敷地及び入江崎水処理センター敷地へ移転更新する計画とし、処理方式を現施設と

同様の「前処理＋希釈方式」として整備する。

施設の整備にあたっては、安定的・衛生的に、かつ経済的に処理を行うのみならず、周辺環境の保全に留意し、運転作業員が安全で安心して働ける作業環境の確保ができるような施設を整備するものとする。

【敷 地 面 積】

事業用地面積

約7,270㎡（約6,170㎡＋約1,100㎡）

【敷 地 条 件】

ア 用途地域：工業地域

イ 建ぺい率：60%

ウ 容積率：200%

エ 高度地区：第4種高度地区

オ 都市施設：公園（令和6年度に解除予定）、
下水処理場

【処 理 能 力】

182k l / 日 [稼働日当たり（242日 / 365日）]

（し尿31k l / 日、浄化槽汚泥143k l / 日、
ディスポーザー汚泥8k l / 日）

【処 理 方 式】

前処理・希釈方式（下水圧送）

【主 要 工 事】

ア 土木・建築工事

(ア) し尿受入施設棟工事

- a 仮設工事
- b 土工事
- c 地業工事（杭工事）
- d 躯体工事
- e 内装・外装工事
- f 建築電気工事
- g 建築機械工事
- h 水槽防食工事

イ 機械設備工事

(イ) 機械設備工事

- a 受入・前処理設備
- b 希釈・圧送設備
- c 雑排水その他設備
- d 脱臭設備

(イ) 配管設備工事

- a 配管設備
- b ダクト設備

ウ 電気設備工事

(ア) 電気設備工事

- a 受変電設備
- b 接地設備
- c 動力制御設備
- d 非常用発電設備

- (イ) 計装設備工事
 a 計装設備
 b 監視制御設備
 エ 付帯工事
 (ア) ～ (エ) 外構工事
 a 土地造成工事
 b 場内道路工事
 c 場内整備工事
 d 植栽工事
 e 土壌汚染対策工事
 (オ) その他工事
- (5) 総合評価採用理由
 本工事は、技術的な工夫の余地や効果が大きい工事であり、本市が示す標準的な仕様に対し、施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることが期待されます。また、技術提案の項目とその提案に係る施工計画等を含んだ技術的能力、施工能力及び信頼性・社会性といった価格以外の要素を評価し、この価格以外の要素と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められることから、総合評価一般競争入札（標準型）を採用します。
- (6) 予定価格（税抜） 未定
- (7) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 本工事に係る落札者決定基準に関するアドバイザー業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者ではないこと。
 ア 落札者決定基準に関するアドバイザー業務等の受託者
 中日本建設コンサルタント株式会社
- イ 定義
 「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者とします。
- (ア) 資本関係
 アドバイザリー業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。
 a 子会社等と親会社等の関係にある場合
 b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係

- にある場合
- (イ) 人的関係
 アドバイザリー業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、aについては、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。
 a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 (ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
 アドバイザリー業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「清掃施設」種目「ごみ・し尿処理施設」で登録されていること。
- (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
- (6) 清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。
- (7) 監理技術者資格者証（業種「清掃施設」又は「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
 ※ 当該技術者は議決予定月において、他の工事に従事していない者でなければなりません。ただし、配置予定技術者が他の工事に従事している場合、落札候補者となった日において、議決予定月の前月末日までに他の工事の従事期間が終了する予定であることの確認を要します。
 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。
 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現

場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。

※ 配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。

(8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成20年4月1日以降に有すること。

国又は地方公共団体（国外の場合はこれに準ずる団体とする）が設計・施工一括発注方式により発注した、以下のア～ウのいずれかの施設の建設工事で、元請けとして新設工事の完工実績を有すること。
ア し尿受入施設（前処理及び圧送方式）

イ し尿処理施設（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く）

ウ 汚泥再生処理センター

ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。

※ 2(4)の条件を満たしていない者（現在登録を予定しているが当該業種で登録を予定されていない者を含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式を持参の上、資格審査申請を令和5年6月21日(水)までに行ってください。審査の結果、資格があると認められた場合は、2(4)の条件を満たしているものとして取扱います。競争入札参加資格審査申請については下記3(2)にお問い合わせください。

3 発注仕様書等の縦覧及び配布

本案件は、発注仕様書等の電子化実施対象案件です。入札参加申込みをした者には、本工事の発注仕様書等を次により、電子媒体（CD）で配布します。事前に契約課建築契約係（電話：044（200）2100）に電話連絡の上、配布時間の指定を受けてください。受け取りの際には、一般競争入札参加申込書を電子入札システムにより提出した場合は、提出完了時に表示される競争入札参加申込書提出完了画面を印刷したもの（紙により申込した場合は一般競争入札参加申込書の写し）を持参してください。また、いずれの場合も受取人の名刺を持参してください。

(1) 縦覧及び配布期間

令和5年6月12日(月)から令和5年6月21日(水)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで）

(2) 場所

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル13階

電 話 044-200-2100

4 一般競争入札参加申込書等の提出

※ 「入札情報かわさき」の「電子入札」に掲載している川崎市電子入札運用基準の中の「入札参加申込について」を必ず御覧ください。

(1) 電子入札システムによる入札参加申込を行う場合
ア 電子入札システムへの添付書類及び申込書提出期間

添付書類：不要

提出期間：「入札公表詳細」の公表日から申込締切日の午前8時～午後8時

イ 2(3)の「本工事における資本金・人事面に関連がないことの誓約書」の提出

持参又は郵送により提出してください。

提出先：上記3(2)によります。

提出期間：「入札公表詳細」の公表日から申請申込締切日の午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、郵送により提出する場合は、申請申込締切日までに必着とします。

※ 「本工事における資本金・人事面に関連がないことの誓約書」は、ホームページ「入札情報かわさき」－「入札公表」からダウンロードできます。

(2) 紙により入札参加申込を行う場合の申込提出場所に提出する書類

提出先：上記3(2)によります。

提出期間：上記4(1)イによります。

ア 一般競争入札参加申込書

※ 一般競争入札参加申込書は、ホームページ「入札情報かわさき」－「ダウンロードコーナー」－財政局「入札参加手続関係」からダウンロードできます。

イ 2(3)の「本工事における資本金・人事面に関連がないことの誓約書」

5 発注仕様書等の積算に関する質問・回答

(1) 質問

次により発注仕様書等の積算内容に関してのみ、質問ができます。

（入札参加資格等に関する質問は、上記3(2)にお問合せください。）

なお、発注仕様書等の積算内容以外の質問は受け付けません。入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

質問は、原則として、電子入札システムにより提出してください。質問入力方法の詳細については、ホームページ「入札情報かわさき」－「ダウ

ンロードコーナー」－財政局「入札参加手続関係」に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

※ 電子入札システムの質問内容欄に質問が入りきらない場合については、ホームページ「入札情報かわさき」－「ダウンロードコーナー」－財政局「入札参加手続関係」に掲載している「質問書（契約課契約用）」をE x c e l形式のまま、電子入札システム上に添付して提出してください。

イ 入力・提出期間

「入札公表詳細」による。

※ ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(2)に、入力・提出期間の最終日午後3時までには質問書を持参してください（持参については市役所開庁時間に限る。）。なお、質問書は、ホームページ「入札情報かわさき」－「ダウンロードコーナー」－財政局「入札参加手続関係」に掲載している「質問書（契約課契約用）」を使用してください。また、質問書の持参提出後、質問締切日時までに質問書をエクセルデータのまま、契約事務担当宛（23keiyak@city.kawasaki.jp）にメールにて送付してください（質問締切日時時点で持参又はメール送付のどちらか一方のみしか確認ができない場合には、質問受付をいたしません。）。

(2) 回答

ア 回答日 「入札公表詳細」による。

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書（PDFファイル）をホームページ「入札情報かわさき」－「業者登録システム」－「仕様書等ダウンロード」にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

質問回答書は、競争入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。閲覧又は取得方法の詳細については、ホームページ「入札情報かわさき」－「ダウンロードコーナー」－財政局「入札参加手続関係」に掲載している「見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアル」を御覧ください。

なお、回答後の再質問については受付をいたしません。

6 入札参加資格の喪失

上記2の各号いずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 総合評価落札方式評価項目算定資料等の提出

「総合評価落札方式評価項目算定資料等」（以下「算定資料等」という。）は、下記8(1)アに令和5年8月18日(金)午後5時（必着）までに提出してください。提出方法は原則郵送等によるものとします。持参の場合は下記8(1)イによるものとします。

この際、以下の書類も併せて提出してください。

・下請契約に関する誓約書（第3号様式）

ホームページ「入札情報かわさき」－「ダウンロードコーナー」－財政局「入札参加手続関係」の中の「下請契約に関する誓約書（第3号様式）」を提出してください。

※ 本工事を一般建設業の許可を受けている者が受注する場合、下請契約の請負金額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となることは、法令上認められていません。

※ 特定建設業の許可を有していて監理技術者を配置する場合は不要です。

ア 郵送等

期日までに到着するように、書留郵便等配達の方法が残る方法で送付してください。

また、送付後に財政局契約課建築契約係（電話：044（200）2100）に郵送提出した旨の連絡をお願いします。

送付先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所財政局資産管理部
契約課建築契約係

※ 封筒には「総合評価落札方式評価項目算定資料在中（工事件名）」と大きく書いてください。

イ 持参

持参により提出する場合は、事前に契約課建築契約係（電話044-200-2100）に電話連絡の上、提出日時の指定を受けてください。事前に連絡がないもの、指定した日時以外に持参したもののについては提出を認めません。

※ 持参の場合、封筒に「算定資料等」を封入の上、提出することとします。封筒には「総合評価落札方式評価項目算定資料在中（工事件名）」と大きく書いてください。

ウ 算定資料等

入札説明書「総合評価落札方式評価項目算定資料等」のとおり。

「総合評価関係調査」の様式は「入札公表詳細」から取得できます。

エ 提出された「算定資料等」は返却しません。

(2) 「算定資料等」提出後、発注仕様書との適合状況確認のため基礎審査を行います。

ア 基礎審査では、技術提案の記載内容について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと、実現可能な提案であるか等を確認します。

イ 改善の必要が認められた場合、令和5年8月31日(木)までに財政局資産管理部契約課から連絡します。改善指示を通知しますので、令和5年9月1日(金)の指定時間に契約課へお越しくください。

※ 基礎審査では、有効な提案となっているかを審査するためのものですので、評価点を加算するような改善指示を出すことはありません。

(3) 「算定資料等」の再提出

「算定資料等」を修正のうえ、令和5年9月22日(金)午後5時（必着）までに「算定資料等」の改善部分を提出してください。提出方法は上記3(2)に持参又は上記8(1)アに郵送によるものとします。

(4) 入札保証金 免除

(5) 入札書及び積算内訳書の提出

原則、電子入札システムによります。

ただし、電子入札システムによりがたい者は、紙入札方式で入札予定日時に上記3(2)に持参又は下記8(1)アに郵送してください。代理人をもって入札を行う場合は、委任状を持参してください。委任状の提出がない場合、押印漏れ等の不備がある場合は入札に参加できない場合があります。また、入札書に代表者の押印並びに代理人氏名の記入及び押印が必要となります（代理人の印鑑は委任状に押印したものと同一印鑑を使用してください。）。

入札額に相応する積算額が記入されている積算内訳書を、入札、再度入札の際に提出してください。

積算内訳書の書式は確認通知書受信後に取得でき

ます。取得方法については、ホームページ「入札情報かわさき」－「ダウンロードコーナー」－財政局「入札参加手続関係」に掲載している「見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアル」を御覧ください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和5年9月22日(金)
午後4時

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和5年9月22日(金)
午後5時

(イ) 入札書の提出場所 上記3(2)と同じ

ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和5年9月22日(金)必着

(イ) 入札書の提出先 下記8(1)アと同じ

9 総合評価落札方式の評価方法

(1) 評価項目の評価区分及び配点について

総合評価落札方式評価項目算定資料3号別紙「評価項目に対する配点及び自己採点表（以下「配点表」という。）」のとおり。

(2) 技術評価点の算出について

ア 本工事の入札参加資格を満たし、且つ提出された「算定資料等」において基礎審査を満たし、評価基準に「無効」の項目がない者に標準点として100点を与えます。

イ 提出された「算定資料等」について、「配点表」に基づき審査し、次の算式により求められた加算点と上記の標準点との合計を技術評価点とします。設定加算点は「80点」とします。

加算点＝（入札参加者の得点合計／評価項目の配点合計）×設定加算点

※小数点第5位以下切捨て

技術評価点＝標準点＋加算点

(3) 審査方法について

審査の経緯は、原則として非公開とします。なお、審査の過程において、提案内容に対するヒアリングを行う場合があります。実施する場合のみ該当者に連絡します。

10 開札予定日時及び場所

(1) 開札予定日時 令和5年11月27日(月)午前10時

(2) 開札場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課建築契約係

11 落札者の決定方法

(1) 総合評価点の算出方法

予定価格の範囲内の金額で入札した者のうち、次の算式によって求められた総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。また、最も高い者が複数ある場合には、くじにより落札候補者を決定します。

$$\text{総合評価点} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times 100,000,000$$

※ 小数点第5位以下切捨て

※ ただし、調査基準価格(税抜)未満の金額で入札した者については、入札価格を調査基準価格(税抜)に置き換えた次の式により総合評価点を算出します。

$$\text{総合評価点} = (\text{技術評価点} / \text{調査基準価格(税抜)}) \times 100,000,000$$

(2) 価格失格基準の設定 「有」

※ 落札候補者の入札価格が調査基準価格(税抜)を下回る場合において、積算内訳書に記載された積算額が価格失格基準のいずれかを下回った場合は、当該落札候補者を失格とします。

(3) 落札者の決定

当該落札候補者について上記2に示した条件を満たしているかどうかの最終的な資格審査を実施し、その者の入札価格が調査基準価格(税抜)を下回っている場合には、併せてその者の入札価格による当該契約の適正な履行の確保についての適否を判断し、落札者として決定します。これら審査等の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたとき又はその者の入札価格によっては、当該契約の適正な履行が確保されない恐れがあると認められるときは、当該入札を無効とし、順次、総合評価点の高い入札者について、必要に応じて、同様の審査等を実施し落札者を決定します。

※ 最終的な資格審査時に、契約事務担当において、本工事に係る建設業許可又は経営事項審査結果が確認できない場合は、本工事に係る建設業の許可を受けていることを確認できる書類や有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書の写し(直近のものに限る。)の提出を求める場合があります。

※ 調査基準価格及び価格失格基準については、入札情報かわさきに掲げている「川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領・運用指針」を御覧ください。

(4) 類似工事施工等実績確認(申請)書等の提出

落札候補者は類似工事施工等実績確認(申請)書の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者は、「類似工事施工等実績確認(申請)書」(ホームページ「入札情報かわさき」－「ダウンロードコーナー」－財

政局「入札参加手続関係」に掲載している「類似工事施工等実績確認(申請)書」から取得してください。)と工事実績を確認できる書類を「入札説明書」に記載の工事担当課に持参し、確認を受けてください。工事実績を確認できる書類としては、上記2(8)に記載の類似工事実績の条件を満たす事項を確認することができる契約履行証明書、契約書・協定書・設計書等の写し(契約内容に変更があった場合は最終変更まで確認できるもの)・コリンズ登録データ(竣工時データ)等が必要になります。なお、これらの書類においては、上記2(8)に記載の類似工事実績の条件を満たしていることだけでなく、受注から完工までを確認できることが必要です。

(5) 監理技術者補佐の配置予定技術者届等の提出(※特例監理技術者を配置予定の場合に限る。)

落札候補者は配置予定監理技術者補佐に係る書類の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者におかれては、「入札説明書」の契約事務担当に次の書類を翌日正午までに提出してください。

なお、様式については、ホームページ「入札情報かわさき」－「ダウンロードコーナー」－財政局「入札参加手続関係」に掲載しています。落札候補者となった時点における最新版を使用してください。

ア 配置予定監理技術者補佐の「配置予定技術者届(第1号様式その3)」

イ 配置予定監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など)

ウ 配置予定監理技術者補佐の雇用関係を確認できる書類(健康保険被保険者証等)

※ 監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者(法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者)のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要です。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。

※ 特例監理技術者を配置する予定がある場合は、配置予定の当該監理技術者を既に配置している別の工事の工事監督部署に対し、その旨事前に説明を行うようにしてください。

※ 特例監理技術者が2現場を兼任するにあたって、各現場に監理技術者補佐を専任配置していないと建設業法違反となりますので、御注意く

ださい。

※ 本市による資格審査終了後は、原則として、川崎市総合評価一般競争入札実施要綱第6-1号様式及び上記(5)により届け出た配置予定技術者の変更はできません。

※ 配置予定技術者を配置できない場合

落札候補者となったにもかかわらず、「正当な理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止等要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となりますので、十分に御注意ください。

(6) 入札の無効

ア 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

イ 「算定資料等」及び積算内訳書の提出がない者又は不備がある者の入札はこれを無効とします。

ウ 「算定資料等」による評価で、一項目でも「無効」に該当するものがあった者の入札はこれを無効とします。(技術評価点は計算せず、落札者としません。)

(7) 設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て

本工事の設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て先は、環境局施設部施設建設課です。

※ 積算疑義申立て制度の詳細については、ホームページ「入札情報かわさき」－「ダウンロードコーナー」－財政局「契約関係規定」に掲載している「工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を御覧ください。

(8) 評価結果等の公表

落札者を決定したときは、落札者その他の入札参加者の評価結果について、「入札情報かわさき」にて公表します。

公表された自らの評価結果について疑義がある場合は、公表された日から起算して2日以内に所定の様式(様式第9号)により照会することができます。

12 加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応

(1) 落札者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、落札者は本市の指定する期間内に違約金を支払わなければなりません。

違約金の額は、落札者が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額を違約金の額とします。

(2) 工事の請負人が技術評価点において加算点を得た評価項目の一部又は全部について、工事の完成検査の結果、加算点を得るに至った評価区分の基準を満たしておらず、その責が請負人にあると認められる場合には、工事成績評定点の減点対象とします。

(3) 契約後に、建設業法に抵触しない範囲で、工事担当課と協議の上、技術者の変更が認められた場合は、変更後の技術者を評価対象として総合評価点を再計算します。この結果、入札時に比して当該評価点が下がった場合、原則として工事成績評定点の減点対象となります。

(4) 入札参加者が提出した「算定資料等」に虚偽の記載等が明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱の規定に基づき指名停止等の適切な措置を講じます。

13 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

なお、低入札価格調査を行った契約については、契約保証金10%を30%に加増します。

(3) 前払金 入札公表詳細を参照のこと。

中間前払金の適用については、ホームページ「入札情報かわさき」－「ダウンロードコーナー」－財政局「契約関係規定」に掲載している「川崎市公共工事の前払金に関する規則」、「川崎市公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。

本工事は、債務負担行為に係る契約の特則(川崎市工事請負契約約款第67条)に基づく、支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額を設定します(前払金は会計年度毎の請求となり、前払金の額は各会計年度の出来高予定額に応じた額となります。)

また、前払金及び中間前払金の請求及び支払いについては、令和6年4月1日以降となります。

(4) 議決を要する契約

本工事は、川崎市契約条例第5条に基づき、契約の締結に当たり、市議会の議決を要しますので、市議会(令和6年3月頃)で議決を得たときに契約を締結します。また、落札者には、その旨を記載した仮契約書を交付します。

14 特定工事請負契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約（公契約）に該当します。

特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。

特定工事請負契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際は十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及びホームページ「入札情報かわさき」の「特定工事請負契約」及び「特定業務委託契約の手引」を御確認ください。

15 下請負人の制限

健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の届出の義務を履行していない建設業者を下請負人とした場合は、契約違反となる場合がありますので御注意ください。

※ 平成31年4月1日から、制限の対象を1次下請負人に限らず「全ての下請負人」に拡大しておりますので御注意ください。

16 その他

(1) 本工事は、川崎市入札契約に関する共通事項（工事・市長事務部局・総合評価一般競争入札）の規定によらず、入札公告及び入札説明書の内容によるものとします。

(2) 当該契約において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限りします。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(2)と同じ

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市総合評価一般競争入札実施要綱及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(2)にて閲覧できます。

(5) 指定様式について

指定様式については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の入札公表詳細からダウンロードができます。ダウンロードすることができない者については上記3(2)にて配布いたします。

(6) 週休2日制確保モデル工事の試行対象に該当するかについては、個別案件の仕様書を御確認ください。

※ 「川崎市週休2日制確保モデル工事試行実施要領」については、下記を御覧ください。

URL:<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000105342.htm>

(7) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。

【抜粋】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱

（下請等の禁止）

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

(8) 契約締結後、当該工事の施工にあたっては、原則、下請人も含めて建設業退職金共済制度の履行が必要となります。

(9) 入札説明書の交付について

本工事に係る入札説明書は「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」に掲載するほか、上記3(1)の期間に上記3(2)の場所で配布します。

17 Summary

- (1) Subject matter of the contract:
Construction of the Shin-Irieazaki Sanitation Center
- (2) Time-limit for tender(electronic tender system):
4:00 p.m 22 September 2023
- (3) Time-limit for tender(direct delivery):
5:00 p.m 22 September 2023
- (4) Deadline for tender (by registered mail):
22 September 2023
- (5) Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Asset Maintenance Department
Finance Bureau
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-8577 Japan
TEL:044-200-2100

18 契約事務スケジュール

公告	令和5年6月12日(月)
競争入札参加申込	令和5年6月12日(月)から 令和5年6月21日(水)まで
資格確認通知送付	令和5年6月28日(水) (予定)
仕様書等に関する質問書受付	令和5年7月7日(金)まで
仕様書等に関する質問書への回答	令和5年7月20日(木) (予定)
算定資料等提出締切	令和5年8月18日(金)

入札書提出締切	令和5年9月22日(金)
開札予定日	令和5年11月27日(月)
落札者決定、結果公表	令和5年12月5日(火)(予定)
仮契約書の交付	落札時に交付
本契約締結	市議会議決後(令和6年3月ごろ)(予定)

※ 総合評価点の最も高い入札者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、低入札価格調査を行いますので、落札者の決定及び結果公表は標記日程より遅くなることがあります。

川崎市公告(調達)第229号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

基幹系Active Directoryサーバ等の賃貸借及び保守契約

(2) 履行場所

本市の指定する場所

(3) 履行期間

令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 調達物品の概要

詳細については、入札説明書によります。

2 一般競争入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「事務用機器」に登録されており、かつ、A以上の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和5年6月16日(金)までに行ってください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。

(5) この調達物品の納入後、本市の求めに応じて、アフターサービスを速やかに提供できること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

(川崎市役所第3庁舎9階)

総務企画局デジタル化施策推進室 担当 浅水

電 話 : 044-200-2074 (直通)

F A X : 044-200-3752

E-Mail : 17digital@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年6月12日(月)から令和5年6月16日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 類似契約実績の調達内容を確認できる契約書等の写し

(契約の履行を証明する書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付してください。)

ウ 本業務の実施体制

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法

持参してください。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所及び問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 日時

令和5年6月23日(金)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) その他

一般競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和5年6月12日(月)から令和5年6月16日(金)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

5 一般競争入札参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を交付しますので、次の日時・場所のとおりに御来庁ください。

(1) 交付場所及び問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 日時

4(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和5年6月23日(金)から令和5年6月30日(金)まで
(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分
から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて、3(1)のFAX番号
又はE-mailアドレス宛て送付してください。

なお、その際には、質問書を送付した旨を担当宛
て御連絡ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年7月7日(金)まで
に、FAX又は電子メールにより全社宛て送付しま
す。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入
札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等
について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

本契約に要する経費の総額(税抜き)を入札金額
として行います。契約希望金額から消費税及び地方
消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載
してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月24日(月) 午後4時

イ 場所

川崎市役所第3庁舎9階開発室Ⅱ

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛て先

ア 期限

令和5年7月21日(金)午後5時必着

イ 宛先

3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入
札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び
「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送
付してください。また、当該送付を行ったら速や
かに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価

格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川
崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無
効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免
除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納
入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札
情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川
崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め
るところによります。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日
本語及び日本国通貨に限りします。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当
該金額について減額又は削除があった場合は、この
契約を変更又は解除することができるものとします。

また、解除に伴い損失が生じた場合は、その損失
の補償を川崎市に対して請求することができるもの
とし、補償額は協議して定めるものとします。

(5) その他問い合わせ窓口は、3(1)に同じです。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be
leased:

Contract for lease and maintenance of Active
Directory backbone servers and peripherals

(2) Time-limit for tender:

4:00 P.M. July 24, 2023

(3) Time-limit for tender by mail:

5:00 P.M. July 21, 2023

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Digitalization Policy Promotion Office

General Affairs and Planning Bureau

5-4, Higasida-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki,
Kanagawa 210-8577, Japan

TEL:044-200-2074

FAX:044-200-3752

E-Mail: 17digital@city.kawasaki.jp

川崎市公告（調達）第230号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項**(1) 購入物品及び数量**

小型ごみ収集車（ディーゼル） 2台

(2) 購入（製造）物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書により指定する場所

(4) 納入期限

令和6年3月29日

(5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。**2 一般競争入札参加資格に関する事項**

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。**(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。****(3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登録されていること。**

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に登録のない者も含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和5年6月26日までに行ってください。

(4) 平成25年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。

なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

(5) この購入（製造）物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。**(6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。****(7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書**

の内容を遵守し確実に納入することができること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 館

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階

電 話 044-200-2092

イ 閲覧期間 令和5年6月12日～令和5年6月26日

（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和5年6月12日～令和5年6月26日

午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 令和5年6月12日～令和5年6月26日

午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)アの場所に、上記3(1)イの期間に申込書等を提出してください。

なお、申込書等の郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

(2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入（製造）実績調書（契約内容を確認できる契約書等の写し含む）

エ アフターサービス・メンテナンス申告書

また、提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。提出

された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

6 仕様書作成担当部署及び担当者

環境局生活環境部収集計画課 担当 長澤
電話 044-200-2571

7 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間

令和5年6月12日～令和5年6月26日

午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の提出方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)アの場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレスあてにExcel形式のまま送付してください。なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記3(1)アの担当まで御連絡ください。

配布・提出期間

令和5年6月12日～令和5年6月26日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

電子メールアドレス

23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書の配布についても、上記3(1)アの場所で行います。

なお、質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」

の「入札参加手続関係」）に掲載している「質問書」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にExcel形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

(2) 回答

ア 回答日 令和5年7月11日 午後5時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」）にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに令和5年7月11日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和5年7月11日の午前9時～正午に上記3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法、日時及び場所

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和5年7月26日
午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和5年7月26日
午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室
川崎市川崎区砂子
1-7-4
砂子平沼ビル7階

ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和5年7月24日
必着

(イ) 入札書の提出先 上記3(1)アと同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の

10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)アの場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

Small garbage truck (Diesel Car)
2units

(2) Time-limit for tender :

- a By electronic bidding system
10:00 A.M. 26 July 2023
- b Direct delivery
11:00 A.M. 26 July 2023
- c By mail
24 July 2023

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Property Administration Department
Finance Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku,
Kawasaki-city, Kanagawa
210-8577, Japan
TEL : 044-200-2092

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告（調達）第231号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年6月12日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
小型ごみ収集車（ディーゼル） 3台
- (2) 購入（製造）物品の特質等
仕様書によります。
- (3) 納入場所
仕様書により指定する場所
- (4) 納入期限
令和6年3月29日
- (5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に登録のない者も含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和5年6月26日までに行ってください。

- (4) 平成25年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。

なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

- (5) この購入（製造）物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。
- (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

- (1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 館
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階

電 話 044-200-2092

イ 閲覧期間 令和5年6月12日～令和5年6月26日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

- (2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和5年6月12日～令和5年6月26日
午前8時～午後8時

- 4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 令和5年6月12日～令和5年6月26日
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)アの場所に、上記3(1)イの期間に申込書等を提出してください。

なお、申込書等の郵送による提出は認めません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

- (2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

- (3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入（製造）実績調書（契約内容を確認できる契約書等の写し含む）

エ アフターサービス・メンテナンス申告書

また、提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができる者と認められた者に限り、入札に参加することができます。

- 5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

- 6 仕様書作成担当部署及び担当者

環境局生活環境部収集計画課 担当 長澤

電話 044-200-2571

7 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和5年6月12日～令和5年6月26日

午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の提出方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)アの場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレスあてにE x c e l形式のまま送付してください。なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記3(1)アの担当まで御連絡ください。

配布・提出期間 令和5年6月12日～令和5年6月26日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

電子メールアドレス

23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書の配布についても、上記3(1)アの場所で行います。

なお、質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「質問書」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（C D - R）にE x c e l形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

(2) 回答

ア 回答日 令和5年7月11日 午後5時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」）にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに令和5年7月11日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和5年7月11日の午前9時～正午に上記3(1)アの場合において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法、日時及び場所

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和5年7月26日

午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和5年7月26日

午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室

川崎市川崎区砂子

1-7-4

砂子平沼ビル7階

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和5年7月24日

必着

(イ) 入札書の提出先 上記3(1)アに同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)アの場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

Small garbage truck (Diesel Car)

3units

(2) Time-limit for tender :

a By electronic bidding system

10:00 A.M. 26 July 2023

b Direct delivery

11:00 A.M. 26 July 2023

c By mail

24 July 2023

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL : 044-200-2092

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第232号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

中型ごみ収集車 6 m³ (強制圧縮) 2台

(2) 購入(製造)物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書により指定する場所

(4) 納入期限

令和6年3月29日

- (5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に登録のない者も含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和5年6月26日までに行ってください。

- (4) 平成25年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。

なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

- (5) この購入（製造）物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。
- (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

- (1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 舘
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電 話 044-200-2092

イ 閲覧期間 令和5年6月12日～令和5年6月26日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

- (2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和5年6月12日～令和5年6月26日
午前8時～午後8時

- 4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 令和5年6月12日～令和5年6月26日
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)アの場所に、上記3(1)イの期間に申込書等を提出してください。

なお、申込書等の郵送による提出は認めません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

- (2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

- (3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入（製造）実績調書（契約内容を確認できる契約書等の写し含む）

エ アフターサービス・メンテナンス申告書

また、提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができるものと認められた者に限り、入札に参加することができます。

- 5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

- 6 仕様書作成担当部署及び担当者

環境局生活環境部収集計画課 担当 長澤
電 話 044-200-2571

- 7 仕様書に関する質問・回答

- (1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和5年6月12日～令和5年
6月26日

午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の提出方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)アの場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレスあてにE x c e l形式のまま送付してください。なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記3(1)アの担当まで御連絡ください。

配布・提出期間 令和5年6月12日～令和5年
6月26日

（土曜日、日曜日及び祝日を
除く。）

午前8時30分～正午、午後1
時～午後5時

電子メールアドレス

23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書の配布についても、上記3(1)アの場所で
行います。

なお、質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「質問書」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（C D - R）にE x c e l形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

(2) 回答

ア 回答日 令和5年7月11日 午後5時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ（「入

札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに令和5年7月11日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和5年7月11日の午前9時～正午に上記3(1)アの場合において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法、日時及び場所

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和5年7月26日
午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和5年7月26日
午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室
川崎市川崎区砂子
1-7-4
砂子平沼ビル7階

ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和5年7月24日
必着

(イ) 入札書の提出先 上記3(1)アに同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

- 上記10(1)イに同じ。
- (3) 入札保証金
- 川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

- (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

- 11 契約の手続等

次により契約を締結します。

- (1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

- (2) 契約書作成の要否

必要とします。

- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)アの場所において閲覧できます。

- 12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

- (4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

Medium garbage truck 6m³ (compression system) 2 units

- (2) Time-limit for tender :

a By electronic bidding system

10:00 A.M. 26 July 2023

b Direct delivery

11:00 A.M. 26 July 2023

c By mail

24 July 2023

- (3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL : 044-200-2092

- (4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告（調達）第233号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 上下水道局ネットワーク統合機器等の賃貸借及び保守契約
- (2) 履行場所 発注者が別途指定する場所
- (3) 履行期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで
- (4) 調達概要 入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に登載のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和5年6月19日(月)までに行ってください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。

(5) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先
一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎9階

総務企画局デジタル化施策推進室

担当 飯島、西牟田

電 話 044-200-3076

F A X 044-200-3752

E-mail 17digital@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年6月12日(月)から令和5年6月19日(月)までとします。

(土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

契約の履行を証明する書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付してください。

ウ 上記2(5)を証明するアフターサービス体制表

(4) 提出方法

持参に限る。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和5年6月26日(月)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

(3) 競争参加資格があると認めた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和5年6月12日(月)から令和5年6月19日(月)まで縦覧に供し

ます（土曜日・日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。

5 競争参加者に求められる義務

入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

(1) 日時

令和5年6月26日(月)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

6 仕様書等に関する質問・回答

仕様に関する質問は、令和5年6月26日(月)午前8時30分から令和5年7月3日(月)午後5時15分まで、入札説明書に添付の質問書で受け付けます。

F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください（土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。

回答については令和5年7月10日(月)までに全社にF A Xもしくはメールで送付します。

7 カタログの提出について

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書（カタログ等）を令和5年7月18日(火)午後5時15分までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

ア 持参による入札の場合

入札書の提出日時 令和5年7月25日(火)
午後1時30分

入札書の提出場所 川崎市役所第3庁舎9階
開発室1

イ 郵送による入札の場合

入札書の提出期限 令和5年7月24日(月)必着
入札書の提出場所 3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び

「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

- (2) 入札保証金
免除とします。
- (3) 開札の日時・場所
(1)アに同じ
- (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

12 契約手続等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 落札者は契約書2通を作成し、令和5年8月1日(火)午後5時15分までに3(1)の場所に持参してください。
- (5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所又は川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

13 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができます。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができます。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができます。
- (5) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased :

The contract for the lease and maintenance of network equipment for Waterworks Bureau

- (2) Time-limit for tender : 1 : 30 P. M. July 25, 2023

- (3) Time-limit for tender by mail : July 24, 2023

- (4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Digitalization Policy Promotion Office

General Affairs and Planning Bureau

5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

Tel : 044-200-3076

税 公 告

川崎市税公告第50号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月12日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第51号

差押通知書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月12日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第52号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告しま

す。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月12日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和5年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第1期分以降	令和5年5月31日 (第1期分)	計48件
令和5年度 (令和4年度課税分)	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	5月随時分	令和5年5月31日 (5月随時分)	計1件
令和5年度 (令和3年度課税分)	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	5月随時分	令和5年5月31日 (5月随時分)	計1件
令和5年度 (令和2年度課税分)	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	5月随時分	令和5年5月31日 (5月随時分)	計1件
令和5年度 (令和4年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	4月随時分	令和5年5月31日 (4月随時分)	計13件
令和5年度 (令和4年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	5月随時分	令和5年5月31日 (5月随時分)	計12件

(別紙省略)

川崎市税公告第53号

課税額変更(取消)通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月12日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第54号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第55号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第56号

差押通知書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第57号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月26日

川崎市長 福田 紀彦

（別紙省略）

川崎市税公告第58号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月26日

川崎市長 福田 紀彦

（別紙省略）

川崎市税公告第59号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月26日

川崎市長 福田 紀彦

（別紙省略）

上 下 水 道 局 告 示**川崎市上下水道局告示第27号**

川崎市入江崎余熱利用プールの使用料に係る収納事務の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、川崎市入江崎余熱利用プールの使用料の収納事務を委託したので、同施行令第26条の4の規定により告示します。

令和5年5月16日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 受託者の所在地及び名称

東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号

株式会社東急スポーツオアシス

代表取締役 山 岸 通 庸

2 委託する事務の種類

川崎市入江崎余熱利用プールの使用料の収納に係る事務

3 委託する期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

川崎市上下水道局告示第28号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和5年5月24日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指 定 番 号 第1901号

氏名又は名称 落設備株式会社

住 所 横浜市港北区小机町175番地5号205

代表者氏名 落 弘幸

指 定 年 月 日 令和5年6月1日

有 効 期 限 令和10年5月31日

2 指 定 番 号 第1902号

氏名又は名称 アーステクノサービス株式会社

住 所 東京都国分寺市西元町二丁目9番9号

代表者氏名 三浦 光一

指 定 年 月 日 令和5年6月1日

有 効 期 限 令和10年5月31日

3 指 定 番 号 第1903号

氏名又は名称 龍鳳株式会社

住 所 川崎市川崎区宮本町8-12マック川崎コートⅡ503

代表者氏名 馬 衍龍

指 定 年 月 日 令和5年6月1日

有 効 期 限 令和10年5月31日

4 指 定 番 号 第1904号

氏名又は名称 株式会社野村住宅設備

住 所 埼玉県所沢市東所沢三丁目30番地の3

代表者氏名 野村 秋夫

指 定 年 月 日 令和5年6月1日

有 効 期 限 令和10年5月31日

- 5 指 定 番 号 第1905号
氏名又は名称 有限会社双栄
住 所 横浜市港南区日野八丁目30番28号
代 表 者 氏 名 永本 充志
指 定 年 月 日 令和5年6月1日
有 効 期 限 令和10年5月31日
- 6 指 定 番 号 第1906号
氏名又は名称 株式会社Rebuild Work
住 所 神奈川県厚木市林二丁目24番17号
代 表 者 氏 名 星野 陽平
指 定 年 月 日 令和5年6月1日
有 効 期 限 令和10年5月31日

川崎市上下水道局告示第29号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成
10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づき、
次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いま
したので、同規程第9条第3号の規定により告示します。
令和5年5月24日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

- 1 指 定 番 号 第154号
氏名又は名称 株式会社首都圏施設サービス
住 所 川崎市麻生区五力田三丁目6番地3号
代 表 者 氏 名 (新) 川田 祐司
(旧) 川田 操
変 更 年 月 日 令和5年3月9日
- 2 指 定 番 号 第251号
氏名又は名称 株式会社キャプティ
住 所 東京都墨田区堤通一丁目19番9号
代 表 者 氏 名 (新) 丸山 達哉
(旧) 菊山 嘉晴
変 更 年 月 日 令和5年4月1日
- 3 指 定 番 号 第474号
氏名又は名称 株式会社金子工業所
住 所 横浜市戸塚区矢部町939番地
代 表 者 氏 名 (新) 金子 昌宏
(旧) 金子 繁夫
変 更 年 月 日 令和5年3月31日
- 4 指 定 番 号 第647号
氏名又は名称 ミサワホーム建設株式会社
住 所 東京都杉並区高井戸東二丁目4番5号
代 表 者 氏 名 (新) 忠鉢 龍治
(旧) 高橋 吉教
変 更 年 月 日 令和5年4月1日

- 5 指 定 番 号 第652号
氏名又は名称 富田工業有限会社
住 所 横浜市旭区今宿南町2089番地
代 表 者 氏 名 (新) 富田 幸次郎
(旧) 富田 政士
変 更 年 月 日 令和5年3月22日
- 6 指 定 番 号 第1839号
氏名又は名称 株式会社THRIVE
住 所 (新) 横浜市瀬谷区瀬谷五丁目3番地42
(旧) 横浜市栄区公田町1625番地1
代 表 者 氏 名 工藤 雄吾
変 更 年 月 日 令和5年3月1日
- 7 指 定 番 号 第1868号
氏名又は名称 スマイル水道設備
住 所 (新) 横浜市磯子区磯子二丁目19番35-106号
(旧) 横浜市磯子区磯子六丁目16番6号
代 表 者 氏 名 大澤 直人
変 更 年 月 日 令和5年3月10日

川崎市上下水道局告示第30号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平
成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づ
き、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同
規程第12条第1号の規定により告示します。

令和5年5月30日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

- 1 指定有効期間
令和5年 6月01日から
令和10年 4月30日まで
- 2 指定工事店
指 定 番 号 1213
商号又は名称 青木設備工業株式会社
営業所所在地 神奈川県横須賀市二葉1丁目29番7号
代 表 者 氏 名 青木 光

上 下 水 道 局 公 告**川崎市上下水道局公告第30号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月16日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和5年度 宮前区ほか既設管実態調査委託第101号
	履 行 場 所	川崎市宮前区、多摩区地内ほか
	履 行 期 間	令和6年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者 (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「下水管きょテレビカメラ調査」で登録されている者 (5) 次のア又はイのいずれか1つの要件を満たすこと。 ア 平成30年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した既設管実態調査委託について、元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。 イ 管径800mm未満の下水道本管内の状況を調査可能な機器を自社で所有していること。かつ、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士（調査）のいずれかの資格を有する者を配置できること。 なお、当資格者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえない。）があることが必要 (6) 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を配置できること。 なお、双方は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえない。）があることが必要	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和5年6月8日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

川崎市上下水道局公告第31号

上下水道局用地（自動販売機設置）の一時貸付契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月16日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付け

(2) 一時貸付物件名及び貸付所在地並びに台数

別表のとおり

(3) 契約期間

物件番号E及び物件番号Fについては、契約日から令和10年9月30日まで、物件番号下1については、契約日から令和9年9月30日までを契約期間とします。

(4) 貸付期間

物件番号E及び物件番号Fについては、令和5年10月1日から令和10年9月30日までの60箇月、物件

番号下1については、令和5年10月1日から令和9年9月30日までの48箇月が貸付期間となります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市上下水道局契約規程（昭和41年川崎市水道局規程第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の5により、貸付けが認められている法人であること。
- (4) 国税及び市税の未納がないこと。
- (5) 入札参加申込に必要な書類を提出すること（「5 一般競争入札参加申込みに必要な書類」を参照）。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体でないこと。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (9) その他法令等の規定により、川崎市（上下水道局）との間で上下水道局用地（自動販売機設置）の一時貸付契約ができない者でないこと。

3 契約上の条件

(1) 貸付契約の内容

本件一時貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び地方公営企業法施行令第26条の5の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

(2) 一時貸付物件の指定用途

借受人は、「令和5年度一般競争入札による上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付けの入札説明書（以下「入札説明書」という。）」に定める条件及びその他法令等を遵守し、一時貸付物件を清涼飲料水の自動販売機の設置、清涼飲料水の販売、空き容器回収ボックスの設置等（以下「自動販売機設置運営事業」という。）の用途に供さなければなりません。また、借受人は、自動販売機設置運営事業を貸付期間中継続して行わなければなりません。

(3) 違約金

入札説明書の契約上の条件に違反した場合は、契約金額（貸付期間中の貸付金額の総額）の100分の30に相当する額を違約金として川崎市（上下水道局）に支払わなければなりません。

(4) その他の条件

入札説明書によります。

4 入札説明書及び一般競争入札参加申込書等の交付

入札の参加を希望する者には、次のとおり入札説明書及び一般競争入札参加申込書等を交付します。

- (1) 期間 令和5年5月16日から令和5年6月22日まで（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市上下水道局総務部管財課

（川崎市役所第2庁舎1階）

電 話 044-200-3113・3114（直通）

5 一般競争入札参加申込みに必要な書類

入札説明書によります。

6 一般競争入札参加申込方法等

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加の申込みを行わなければなりません。

一般競争入札参加申込書及び5の書類は、次により直接持参し、提出してください。

なお、一般競争入札参加申込書等の郵送等による提出は認めません。

- (1) 場所 4(2)と同じ

- (2) 期間 令和5年6月5日から

令和5年6月22日まで（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和5年7月13日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、4(2)の場所にて一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。また、一般競争入札参加資格が「有」と認められた者には、入札保証金の納入通知書を交付します。

8 入札保証金

入札に参加するためには、事前に入札保証金を納付していただく必要があります。入札保証金は別表のとおりとし、令和5年8月2日までに納付してください。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格が「有」と認められた者が、開札前に公告に定める資格要件を満たさなくなったとき又は一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚

偽の記載をしたときは、この入札に参加することができません。

10 入札及び開札の日時、場所

入札及び開札の日時、場所は次のとおりです。

- (1) 日時 令和5年8月3日 午前10時 入札開始
- (2) 場所 川崎市上下水道局4階会議室（川崎市役所第2庁舎内）
川崎市川崎区宮本町1番地

11 入札手続等

次により入札手続等を行います。

- (1) 入札時に持参する書類
入札説明書によります。
- (2) 入札方法
1(2)の一時貸付物件の入札に付すこととし、総価で行います。また、入札は入札書の持参により行うものとし、郵送等の方法による入札は認めません。
- (3) 落札者の決定方法
入札説明書に記載する最低貸付料以上の入札価格のうち、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
また、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

(4) 入札の無効

一般競争入札参加資格のない者が行った入札及び上下水道事業管理者が定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は無効とします。

12 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約の締結期限
令和5年9月15日までに川崎市（上下水道局）と本件契約を締結しなければなりません（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）。
- (2) 契約保証金
契約金額（貸付期間中の貸付金額の総額）の10分の1以上（円未満切り上げ）の額を納付することとします。
- (3) 契約書作成の可否

（案件1）

競争入札に付する事項	件 名	令和5年度 生田浄水場 脱水ケーキ運搬業務委託（単価契約）
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田1-1-1（生田浄水場内）
	履 行 期 間	令和6年3月29日限り

必要とします。

(4) 入札保証金の帰属

落札者が、(1)の期限までに契約を締結しない場合、入札保証金は、川崎市（上下水道局）に帰属することになりますので十分御注意ください。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、4(2)の場所で閲覧できます。

13 貸付金額の納入期限日等

入札説明書によります。

14 自動販売機に係る電気料金相当額の負担

自動販売機に係る電気を川崎市（上下水道局）の施設から受電する場合は、電気料金相当額を納付しなければなりません。

なお、電気料金相当額は、入札説明書により算定した額とし、各年度の電気料金相当額を当該年度末に納付していただきます。

15 その他

- (1) 事情により予告なく入札の中止や内容の変更をすることがあります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) この入札説明書に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法施行令、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規程第8号）、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) この公告に関する問い合わせ先は、4(2)に同じです。

別表

一時貸付物件名	貸付所在地	台数	入札保証金
物件番号E	川崎市宮前区神木本町1-1005-1 ほか	6台	70,000円
物件番号F	川崎市高津区久末638-2 ほか	6台	70,000円
物件番号下1	川崎市川崎区塩浜3-24-12 ほか	3台	20,000円

川崎市上下水道局公告第32号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月23日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物収集運搬業」で登録されている者 (4) 川崎市又は神奈川県 of 産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。 (5) 東京都産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。 (6) 平成24年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した汚泥運搬業務委託について、元請けとしての履行完了実績を有すること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和5年6月13日 14時00分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	令和5年度RPA運用保守業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区砂子1丁目9番地3 川崎市役所第2庁舎3階情報管理課他
	履 行 期 間	令和6年3月29日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」で登録されている者 (4) 平成30年度以降に、元請けとしてU i P a t hを利用したRPAの開発又は運用を行った履行完了実績を有すること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和5年6月13日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎総合スラッジセンター実施設計委託その17
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履 行 期 間	令和6年2月29日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。	

参 加 資 格	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者 (4) 平成20年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した委託業務において、下水道の汚泥処理施設における汚泥移送設備の新設、増設または更新に伴う実施（詳細）設計業務の元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。また、ア～ウは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要 ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格を有する者 イ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格、技術士（上下水道部門：下水道）の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又はRCCM（下水道部門）のいずれかの資格を有する者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和5年6月13日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

川崎市上下水道局公告第33号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月23日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	古沢300mm～75mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：麻生区古沢100先 至：麻生区古沢295先 ほか5件
	履 行 期 間	契約の日から245日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	

参 加 資 格	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044－200－2099	
入札日時等	令和5年6月19日 午後1時30分 （財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本工事は、「川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式」対象案件です。 (1) 入札参加者は、「溝口3丁目200mm～100mm配水管布設替工事」又は「古沢300mm～75mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。 (2) 落札候補者決定は、「溝口3丁目200mm～100mm配水管布設替工事」、「古沢300mm～75mm配水管布設替工事」の順に行います。 (3) 本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	溝口3丁目200mm～100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：高津区溝口3－7－21先 至：高津区溝口3－1－14先 ほか6件
	履 行 期 間	契約の日から260日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。	

参 加 資 格	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年6月19日 午後1時30分 （財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本工事は、「川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式」対象案件です。 (1) 入札参加者は、「溝口3丁目200mm～100mm配水管布設替工事」又は「古沢300mm～75mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。 (2) 落札候補者決定は、「溝口3丁目200mm～100mm配水管布設替工事」、「古沢300mm～75mm配水管布設替工事」の順に行います。 (3) 本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなりません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第34号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月30日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

競争入札に 付する事項	件 名	I D C 接続用通信装置賃貸借一式
	履 行 場 所	川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎 情報管理課等
	履 行 期 間	令和5年11月1日から令和10年10月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2091	
入札日時等	令和5年7月10日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第35号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月30日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	田浄水場 産業廃棄物(ポリ塩化アルミニウム)収集運搬処分委託(単価契約)
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田1-1-1(生田浄水場内)
	履 行 期 間	令和6年3月29日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物収集運搬業」で登録されている者 (4) 次のア、イの条件をすべて満たすこと。なお、いずれも許可品目の種類に「廃酸」が含まれていること。 ア 川崎市(又は神奈川県)及び処分地において、産業廃棄物収集運搬業の許可を有していること。 イ 処分地において、産業廃棄物処分業の許可を有していること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和5年6月20日 14時00分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	高石1号配水管500mm・百合丘配水管300mm新設に伴う詳細設計業務委託
	履 行 場 所	自：多摩区西生田5-28先 至：麻生区高石5-8-3先
	履 行 期 間	令和6年7月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」で登録されている者 (4) 業務責任者及び照査技術者として、技術士（上下水道部門：上水道及び工業用水道）又は技術士（総合技術監理部門：上下水道－上水道及び工業用水道）のいずれかの資格を有する者を配置すること。 なお、業務責任者と照査技術者は兼務することはできません。また、業務責任者及び照査技術者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要です。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和5年6月20日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	入江崎水処理センター旧汚泥処理施設地歴調査委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3丁目14-2地内
	履 行 期 間	令和5年9月29日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」、種目「計量証明」で登録されている者 (4) 土壌汚染対策法に定める指定調査機関であること。 (5) 業務責任者として、土壌汚染調査技術管理者の資格を有する者を配置すること。なお、業務責任者と照査技術者は兼務することはできません。また、業務責任者及び照査技術者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要です。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和5年6月20日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

川崎市上下水道局公告第36号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 5 月 30 日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件 1)

競争入札に 付する事項	件 名	千年200mm～100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：高津区千年728先 至：高津区千年641先 ほか3件
	履 行 期 間	契約の日から240日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 (7) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (11) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
	契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年6月26日 午後1時30分 （財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	登戸土地区画整理地区下水枝線その23工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸地内
	履 行 期 間	契約の日から255日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（「11注意事項」において、別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年6月26日 午後1時30分 （財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第41号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月19日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
自動車電装部品（泰平電機製）購入（単価契約）
- (2) 納入場所
川崎市交通局が指定する場所
- (3) 納入期間
令和5年7月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 購入物品の特質等
仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「自動車用品」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 野川
電 話 044-200-3228
※一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「入札情報」からもダウンロードできます。
- (2) 配布・提出期間
令和5年5月19日から令和5年5月23日までの午

前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードもできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和5年5月26日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 担当 須藤

電 話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

品目ごとに定価に割引率を適用した割引後の単価と予定数量を乗じた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載してください。

入札に当たっては、入札書及び明細書を提出してください。

なお、契約単価は、仕様書で指定する部品メーカーが発行する価格表による価格に、落札者が提出した入札書及び明細書に記載された割引率を適用して算出した割引後の価格とします。

(2) 入札書の提出方法等

郵送（簡易書留又は一般書留）又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和5年6月1日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書
到達時から令和5年6月1日までの
午前8時30分から正午まで及び
午後1時から午後5時15分まで
(土曜日及び日曜日を除く。)(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9川
崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年6月5日 午前10時40分

イ 場 所 川崎市交通局会議室

川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。契約保証金の算定の基礎となる契約金額は、契約単価に概算発注予定数量等を乗じて得た金額に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した金額とします。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市

交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第42号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月19日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

クラッチディスク購入(単価契約)

(2) 納入場所

川崎市交通局が指定する場所

(3) 納入期間

令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

(4) 購入物品の特質等

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「自動車用品」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 野川

電 話 044-200-3228

※ 一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「入札情報」からもダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和5年5月19日から令和5年5月23日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードもできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和5年5月26日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 担当 須藤

電 話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

品目ごとに単価と予定数量を乗じた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載してください。

入札に当たっては、入札書及び明細書を提出してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和5年6月1日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達時から令和5年6月1日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年6月5日 午前11時00分

イ 場 所 川崎市交通局会議室

川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第43号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月26日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和5年度市バス添乗観察業務委託(単価契約)

(2) 履行場所

局指定場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

(4) 業務概要

市バスの添乗観察業務。詳細は仕様書のとおり。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により提出書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 神宮司

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和5年5月26日から令和5年6月1日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局委託入札公表一覧」→「令和5年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和5年6月8日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部安全・サービス課 田中

電話 044-200-3236

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

単価と予定数量を乗じた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送（簡易書留又は一般書留）又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和5年6月15日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和5年6月15日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年6月19日 午後2時00分

イ 場 所 川崎市交通局会議室

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

川崎市交通局公告第44号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和5年5月26日

川崎市交通事業管理者
交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
上平間営業所給油所棟改築その他工事に伴う家屋事後調査委託
- (2) 履行場所
川崎市中原区上平間1140番地ほか
- (3) 履行期間
契約締結日から令和5年8月31日まで
- (4) 業務概要
上平間営業所給油所棟改築その他工事に伴う家屋事後調査を10件行うものです。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「補償コンサルタント」、地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 資格要件を満たすものを従事させること。（詳細は仕様書のとおり）
- (5) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。

- (1) 提出書類
一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 神宮司
電 話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和5年5月26日から令和5年6月1日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局委託入札公表一覧」→「令和5年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和5年6月8日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

まちづくり局 施設整備部 高橋
電 話 044-200-2959

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。
(1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送（簡易書留又は一般書留）又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和5年6月15日 必着
(イ) 宛 先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和5年6月15日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(土曜日及び日曜日を除く。)

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年6月19日 午後2時30分

イ 場 所 川崎市交通局会議室

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者としします。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第12号

川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年5月31日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規程等の一部を改正する規程

(川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規程の一部改正)

第1条 川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規程(平成17年川崎市病院局規程第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

種類	基準	金額	適用範囲
感染症病原体接触手当	従事した日1日につき、	140円。ただし、1回の勤務が2暦日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が2時間未満のときは、支給しない。	病院に勤務する次の各区分に掲げる職員が、当該各区分に定める業務に従事したとき。病院に勤務する次の各区分に掲げる職員が、当該各区分に定める業務に従事したとき。 ア 医師 感染症病棟患者の診療の業務又は感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務 イ 看護師 感染症病棟患者の看護業務 ウ 臨床検査技師 感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務又は当該試験若しくは検査において使用した器具の洗浄の業務 エ 臨床工学技士 感染症病棟患者の診療等に使用する生命管理維持装置の操作等の業務 オ ハウスキーパー及び業務職 感染症の病原体により汚染され、若しくは汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査において使用した器具の洗浄の業務又は感染症病棟内の清掃若しくは感染症病棟患者の着衣類若しくは汚物の消毒の業務

」

を

「

種類	基準	金額	適用範囲
感染症病原体接触手当	従事した日1日につき、	700円。ただし、1回の勤務が2歴実にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が2時間未満の時は、支給	病院に勤務する次の各区分に掲げる職員が、当該各区分に定める業務に従事したとき。 ア 医師・歯科医師 感染症病棟患者及び感染対策上分離された区画において対応した外来患者の診療の業務又は感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務 イ 看護師 感染症病棟患者及び感染対策上分離された区画において対応した外来患者の看護業務 ウ 助産師 感染症病棟患者及び感染対策上分離された区画において対応した外来患者の助産行為の業務

感染症病原体 接触手当	従事した日1 日につき、	700円。ただし、1回 の勤務が2歴実にわた る場合のうち従事した 日の勤務時間が2時間 未満の時は、支給	エ 薬剤師 感染症病棟 患者及び感染対策上分 離された区画において 対応した外来患者の服 薬指導の業務 オ 栄養士 感染症病棟 患者の栄養指導の業務 カ 臨床検査技師 感染 症の病原体により汚染 され、又は汚染された 疑いがある検体の試験 若しくは検査の業務又 は当該試験若しくは検 査において使用した器 具の洗浄の業務 キ 診療放射線技師 感 染症病棟患者及び感染 対策上分離された区画 において対応した外来 患者の検査の業務 ク 臨床工学技士 感染 症病棟患者及び感染対 策上分離された区画に おいて対応した外来患 者の診療等に使用する 生命管理維持装置の操 作等の業務 ケ 理学療法士、作業療 法士及び言語聴覚士 感染症病棟患者のリハ ビリテーションの業務 コ 業務職 感染症の病 原体により汚染され、 若しくは汚染された疑 いがある検体の試験若 しくは検査において使 用した器具の洗浄の業 務又は感染症病棟内 の清掃若しくは感染症 病棟患者の着衣類若し くは汚物の消毒の業務
----------------	-----------------	---	---

」
に改める。

(川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規
程の一部改正)

第2条 川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関す
る規程（令和2年度川崎市病院局規程第5号）の一部
を次のように改正する。

別表第2中

種類	基準	金額	適用範囲
感染症病原体 接触手当	従事した日1 日につき、	140円。ただし、1回 の勤務が2暦日にわた る場合のうち従事した 日の勤務時間が2時間 未満のときは、支給し ない。	病院に勤務する次の各区 分に掲げる職員が、当該各 区分に定める業務に従事し たとき。病院に勤務する次 の各区分に掲げる職員が、 当該各区分に定める業務に 従事したとき。 ア 医師 感染症病棟患 者の診療の業務又は感 染症の病原体により汚 染され、又は汚染され た疑いがある検体の試 験若しくは検査の業務 イ 看護師 感染症病棟 患者の看護業務 ウ 臨床検査技師 感染 症の病原体により汚染 され、又は汚染された 疑いがある検体の試験 若しくは検査の業務又 は当該試験若しくは検 査において使用した器 具の洗浄の業務 エ 臨床工学技士 感染 症病棟患者の診療等に 使用する生命管理維持 装置の操作等の業務

感染症病原体 接触手当	従事した日1 日につき、	140円。ただし、1回 の勤務が2暦日にわた る場合のうち従事した 日の勤務時間が2時間 未満のときは、支給し ない。	オ ハウスキーパー及び 業務職 感染症の病原 体により汚染され、若 しくは汚染された疑い がある検体の試験若し くは検査において使用 した器具の洗浄の業務 又は感染症病棟内の清 掃若しくは感染症病棟 患者の着衣類若しくは 汚物の消毒の業務
----------------	-----------------	--	---

」
を
「

種類	基準	金額	適用範囲
感染症病原体 接触手当	従事した日1 日につき、	700円。ただし、1回 の勤務が2暦日にわた る場合のうち従事した 日の勤務時間が2時間 未満のときは、支給し ない。	病院に勤務する次の各区 分に掲げる職員が、当該各 区分に定める業務に従事し たとき。 ア 医師・歯科医師 感 染症病棟患者及び感染 対策上分離された区画 において対応した外来 患者の診療の業務又は 感染症の病原体により 汚染され、又は汚染さ れた疑いがある検体の 試験若しくは検査の業 務 イ 看護師 感染症病棟 患者及び感染対策上分 離された区画において 対応した外来患者の看 護業務 ウ 助産師 感染症病棟 患者及び感染対策上分 離された区画において 対応した外来患者の助 産行為の業務 エ 薬剤師 感染症病棟 患者及び感染対策上分 離された区画において 対応した外来患者の服 薬指導の業務 オ 栄養士 感染症病棟 患者の栄養指導の業務 カ 臨床検査技師 感染 症の病原体により汚染 され、又は汚染された 疑いがある検体の試験 若しくは検査の業務又 は当該試験若しくは検 査において使用した器 具の洗浄の業務 キ 診療放射線技師 感 染症病棟患者及び感染 対策上分離された区画 において対応した外来 患者の検査の業務 ク 臨床工学技士 感染 症病棟患者及び感染対 策上分離された区画に おいて対応した外来患 者の診療等に使用する 生命管理維持装置の操 作等の業務 ケ 理学療法士、作業療 法士及び言語聴覚士 感染症病棟患者のリハ ビリテーションの業務 コ 看護助手 感染症病 棟患者及び感染対策上 分離された区画におい て対応した外来患者の 看護補助業務 サ 業務職 感染症の病 原体により汚染され、 若しくは汚染された疑 いがある検体の試験若 しくは検査において使 用した器具の洗浄の業 務又は感染症病棟内 の清掃若しくは感染症 病棟患者の着衣類若し くは汚物の消毒の業務

」

に改める。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第25号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月16日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

電話 044-200-3857（直通）

- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

- (6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

- (7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとし

す。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院経皮的カテーテル心筋焼灼術器械の賃貸借契約
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	令和5年6月1日から令和6年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和5年5月16日から令和5年5月22日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和5年5月26日 午後4時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院血管内超音波画像システム (i-Lab CART) の賃貸借契約
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	令和5年6月1日から令和6年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和5年5月16日から令和5年5月22日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和5年5月26日 午後4時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第26号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月25日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

2 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報

を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

電話 044 - 200 - 3857 (直通)

(2) 川崎市病院局契約規程 (以下「契約規程」といいます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以

下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
 (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
 (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
 (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口には回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

- (6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく高価格の場合は調査を行うことがあります。

入札書記載金額の最も高い者が予定価格を下回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

- (7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

- (8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院不用医療器械(血管撮影用X線診断装置)の売却
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1(川崎市立井田病院)
	履行期間	契約締結日から令和5年7月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「回収資材購入」 種目「その他」

競争参加資格	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし。
競争参加の申込	令和5年5月25日から令和5年6月1日まで受付けます。	
現 場 視 察	希望者のみ競争参加申込書提出後、現場視察を認めます。 ※ 問い合わせ先に記載の担当と日程調整をすること。	
	視 察 期 間：令和5年5月25日から令和5年6月1日まで 問 い 合 わ せ 先：川崎市立井田病院 庶務課経理係 山本 044-766-2188（代表） 問 い 合 わ せ 時 間：午前8時30分から午後5時00分まで （閉庁日及び開庁日の正午から午後1時00分を除く。）	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和5年6月13日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	

教育委員会告示

川崎市教育委員会告示第13号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和5年5月30日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

- 日 時 令和5年6月6日(火) 14時00分から
- 場 所 教育文化会館 第6・7会議室
- 議 事
議案第5号 令和6年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱について
議案第6号 川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について
- その他報告等

教育委員会公告

川崎市教育委員会公告第2号

令和6年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱を次のとおり制定します。

令和5年5月19日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

令和6年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱

- 募集定員

川崎市立川崎高等学校附属中学校 120名

2 志願資格

川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）に入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、かつ、本人及びその保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）がともに通学区域（川崎市全域）内に住所を有し、入学後も引き続き通学区域内から通学することが確実な者とする。

ただし、川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、市内に住所を有する者とみなす。

- 小学校又はこれに準ずる学校を令和6年3月31日までに卒業見込み又は修了する見込みの者
- 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和6年3月31日までに修了する見込みの者
- 外国に所在する学校（現地校）において日本の6年の義務教育相当の教育を受け、かつ、平成23年4月2日から平成24年4月1日までの間に出生した者

3 志願手続

(1) 志願の範囲

他の公立の中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校の中学校に志願した者又は志願予定の者の志願は認めないこととする。

(2) 志願方法

志願者は、指定されたウェブサイト上で志願手続きを行い、入学願書その他必要な書類等を附属中学校の校長宛てに、簡易書留により郵送するものとす

る。

(3) 入学選考料

志願者は、別に定める入学選考料を、市が指定する方法により事前に納入する。なお、一度納入された入学選考料は、原則として返還しない。

(4) 出願期間

出願期間は、令和5年12月25日(月)から令和6年1月5日(金)までとする。また、出願書類は、令和6年1月9日(火)から同月11日(木)まで(当該期間内の到着又は消印があるものを受け付ける。)とする。

4 検査方法

- (1) 附属中学校の校長は、作文を含む適性検査を行う。
- (2) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の検査方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
- (3) 障害等のある志願者の検査方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

5 検査期日

検査期日は、令和6年2月3日(土)とする。

6 合否決定及び合格発表期日

(1) 合否決定

附属中学校の校長は、前記4に定める検査の結果及び志願者が提出した調査書による総合的な選考を行い、選考結果が上位の者から120名を合格者として決定する。なお、資料が整わない受験者については、適性検査や参考のできる資料を活用して、適切に選考するものとする。

(2) 合格発表期日

合格発表期日は、令和6年2月10日(土)とする。

7 入学の許可

- (1) 入学の許可は、合格者に附属中学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 附属中学校の校長は、志願・合否決定のための検査等の際に不正行為のあった者に対しては入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては入学の許可を取り消すものとする。

8 入学手続

- (1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。
- (2) 附属中学校の校長は、前記(1)の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。
- (3) 入学者に欠員が生じたときは、附属中学校の校長は速やかに繰上げ合格者を決定し当該者に入学の意思を確認した上で、入学者に充てる。

9 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、附属中学校の入学者

の募集及び決定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

選挙管理委員会告示

川崎市選挙管理委員会告示第19号

令和5年4月9日執行の川崎市議会議員選挙高津区選挙区における当選の効力に関し、川崎市高津区蟹ヶ谷3番地7蟹ヶ谷槍ヶ崎住宅2-317鈴木明伸から提起された異議の申出に対し、令和5年5月19日に次のとおり決定しました。

令和5年5月19日

川崎市選挙管理委員会

委員長 小林 貴美子

決 定 書

異議申出人

川崎市高津区蟹ヶ谷3番地7

蟹ヶ谷槍ヶ崎住宅 2-317

鈴木 明 伸

上記異議申出人から令和5年4月19日付けで提起された同年4月9日執行の川崎市議会議員選挙高津区選挙区(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する異議の申出について、川崎市選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の趣旨及び理由の要旨

1 異議申出の趣旨

異議申出人(以下「申出人」という。)は本件選挙における最下位当選者の当選を無効とする旨の決定を求め、本件異議申出を行ったものである。

2 異議申出の理由の要旨

本件選挙における異議申出の理由は、次のとおりである。

- (1) 申出人は、本件選挙の選挙人及び候補者である。
- (2) 本件選挙における開票立会に関し、無効票と見られる票が、他陣営(他の候補者)の選挙立会人の乱暴な主張により、相当数が最下位当選者の得票となったという情報が匿名の者から入ったことによる。
- (3) 本件選挙の最下位当選者と次点者(申出人)の得票数の差は僅か15票ということで、最下位当選者の得票のうち無効票と認められる票を除外した場合、次点者(申出人)の得票数が最下位当選者の得票数を上回ることから、最下位当選者の当選無効を求めるとともに、次点者(申出人)の繰上げ当選を求める。

決定の理由

当委員会は、本件異議申出について、形式的要件を備えたものであることから、これを受理し、その内容について審理した。

1 申出人への口頭意見聴取

本件異議申出について、申出人に対し令和5年4月24日に口頭で意見聴取を実施し、その際に得た証言のうち、本件申出書に記載されていない事項は概ね次のとおりである。

- (1) 本件異議申出書にある情報は、選挙立会人の知り合いを名乗る匿名の者からの電話により提供された情報であり、選挙立会人を特定する情報は得られていない。
- (2) 申出人は選挙立会人を選任しておらず、その理由としては頼むことができる人がいなかったこと、選挙立会人の重要性についての理解が不十分だったことを挙げている。
- (3) 申出人は、匿名の者から電話で聞いた、無効票と見られる票が、他陣営の選挙立会人の乱暴な主張により、相当数が最下位当選者の得票となったという情報が事実かどうか、本件選挙の開票事務に従事した事務担当者や開票事務に立ち会った選挙立会人に聞き取りを行い、匿名の者から聞いた情報について確認することを望んでいる。

2 選挙長及び開票事務に従事した事務担当者への聞き取り調査

本件異議申出について、本件選挙における選挙長及び開票事務に従事した事務担当者に対し、令和5年4月24日に聞き取り調査を実施し、意見を聴取した。

その結果は概ね次のとおりである。

(1) 選挙長の意見

- ア 選挙立会人が票の有効、無効に関して主張するなど、押し問答するような状況は一切なかった。
- イ 無効票が選挙立会人の主張により有効票に変わることはなかった。票の有効、無効を決定するのは選挙長の役割であり、本件異議申出のような状況があれば、選挙長の自分が知り得ないはずのないことである。

(2) 開票に従事した事務担当者の意見

- ア 審査係に回付された全ての疑義票は、審査係が手分けをして、その有効、無効を判定した後、さらに万全を期すため、審査係の内、主要な役割を担う3名で全ての無効票を再度確認し、最終的な判定を行った。
- イ 無効票については、無効事由別に票せんを付し、事務長が選挙立会人及び選挙長に回付した。その際、質問等が出た場合の説明者として事務長及び審査係が近くに待機する形をとった。
- ウ 無効票を回付する際、質問をする選挙立会人も

いたが、説明を求める程度のものであり、無効票を有効票に変えることを意図した発言はなかった。また、実際に無効票から有効票に変わった票もなかった。

エ 開票作業全体を通じて非常にスムーズに行うことができ、何か違和感を覚えるような状況もなかった。

3 選挙立会人への聞き取り調査

本件異議申出について、本件選挙における選挙立会人9名に対し、令和5年4月27日から同年5月8日にかけて聞き取り調査を実施した。

その結果は概ね次のとおりである。

- (1) 選挙立会人9名に対し、有効票、無効票が回付された際、票の判定に異議を唱えた選挙立会人がいたか、と質問したところ、9名全員が、異議を唱えた選挙立会人はいなかったという主旨の回答であった。
- (2) 選挙立会人9名に対し、無効票として回付された票が、選挙立会人の主張により有効票に変わった事実があったか、と質問したところ、9名全員が、そのような事実はなかったという主旨の回答であった。
- (3) 選挙立会人9名に対し、選挙立会に従事する中で、選挙立会人による票の確認が滞った記憶や、その他気づいた点、気になった点はあったかと質問したところ、9名全員が、そのようなことは特になかったという主旨の回答であった。

4 開票事務で使用された書類の確認

本件異議申出について、高津区選挙管理委員会に対し、本件選挙における開票に用いられた書類の提出を求め、内容の確認を行った。

- (1) 選挙立会人の主張により、無効票が有効票に変わったという事実があった場合、開票に用いられる得票計算簿に修正が施されることとなるが、本件選挙における得票計算簿を確認したところ、その形跡はなかった。
- (2) 同様に、無効投票計算表にも修正が施されることとなるが、本件選挙における無効投票計算表を確認したところ、その形跡はなかった。

5 当委員会の判断

申出人の主張について、本件選挙における最下位当選者の当選無効の原因となる事実が認められるか検討する。

- (1) 申出人は、無効票と見られる票が、他陣営の選挙立会人の乱暴な主張により、相当数が最下位当選者の得票となったという情報があったことを理由に異議を申し出ているが、匿名の者からの情報を申出人が電話で聞いたものであり、当該選挙立会人を特定することができず、また、申出人に電話をした者の連絡先も不明であり、信頼に足る情報を得ることは

できていない。

- (2) 本件選挙における選挙長、選挙立会人及び開票事務に従事した事務担当者への聞き取り調査の結果から、全ての者が、選挙立会人の主張により無効票が有効票に変わったという事実はなかったと証言していることから、無効票が有効票に変わったという事実を確認することができなかった。
- (3) 開票に用いられた得票計算簿及び無効投票計算表を確認したところ、修正が施された形跡がなかったことから、選挙立会人の主張により無効票が有効票に変わったという事実を確認することができなかった。
- (4) 審査係により判定された無効票は、さらに万全を期すため、審査係の内、主要な役割を担う3名で全ての無効票を再度確認し、最終的な判定を行ったこと。また、無効票を選挙立会人及び選挙長に回付する際は、事務長及び審査係が近くに待機し、質問が出た場合には説明し、最終的に選挙長が効力を確定したこと。以上のことから、無効票の効力を確定する手続に違法な点は認められない。

6 まとめ

以上のとおり、申出人の主張には、本件選挙における最下位当選者の当選無効の原因となる事実は認められないことから、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和5年5月19日

川崎市選挙管理委員会

委員長 小林 貴美子

教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる(公選法第206条第2項)。

川崎市選挙管理委員会告示第20号

令和5年4月9日執行の川崎市議会議員選挙宮前区選挙区における選挙の効力に関し、川崎市宮前区鷺沼4丁目1番地26トップヒル鷺沼101小長井哲也から提起された異議の申出に対し、令和5年5月19日に次のとおり決定しました。

令和5年5月19日

川崎市選挙管理委員会

委員長 小林 貴美子

決 定 書

異議申出人

川崎市宮前区鷺沼4丁目1番地26

トップヒル鷺沼 101

小長井 哲 也

上記異議申出人から令和5年4月24日付けで提起された同年4月9日執行の川崎市議会議員選挙宮前区選挙区(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力に関する異議の申出について、川崎市選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の趣旨及び理由の要旨

1 異議申出の趣旨

異議申出人(以下「申出人」という。)は本件選挙における選挙の効力の無効を求め、本件異議申出を行ったものである。

2 異議申出の理由の要旨

本件選挙における異議申出の理由は、次のとおりである。

- (1) 本件選挙における候補者である申出人の得票は844票とされている。これは供託物没収点873.433にわずかに30ポイント(30票)届かない票数である。
- (2) 次点者の最下位当選者との得票差と同様に供託物没収点との得票差も立候補者の今後の人生を大きく左右するものであり不服申出に十分に値するものと考ええる。
- (3) 無効投票の中に小長井哲也(こながい 哲也)に投票したにも拘らず有効とされなかったものが30票以上あるとしても不思議ではない。
- (4) 以上から本件選挙における処分の見直しを求めて本件異議申出に及んだ。

決定の理由

当委員会は、本件異議申出について、形式的要件を備えたものであることから、これを受理し、その内容について審理した。

1 申出人への口頭意見聴取

本件異議申出について、申出人に対し令和5年5月1日に口頭で意見聴取を実施し、その際に得た証言のうち、本件申出書に記載されていない事項は概ね次のとおりである。

- (1) 本件選挙において、投票、開票といった一連の事務手続について何か疑義があるわけではない。あくまで申出人個人の得票数にすることが本件異議申出に至った理由である。
- (2) 申出人が選任した選挙立会人からも、有効、無効の判定について疑義があったという報告は受けていない。ただし、有効、無効の判定は選挙立会人でも難しいと考え、効力の判定の専門家である事務担当者が無効と言え、選挙立会人も無効と言うのではないかと考える。そのため、供託物没収点まで30票

という程度の差であれば、結果的に無効票の中に自身の有効票が30票以上あってもおかしくはないと考える。

- (3) 申出人の票数についての争訟が選挙無効の異議申出の理由に該当しない可能性が高いことは理解しているが、本件異議申出が選挙無効を求めるものであることに間違いはない。

2 選挙長及び開票事務に従事した事務担当者への聞き取り調査

本件異議申出について、本件選挙における選挙長及び開票事務に従事した事務担当者に対し、令和5年5月1日に聞き取り調査を実施し、意見を聴取した。

その結果は概ね次のとおりである。

(1) 選挙長の意見

ア 本件選挙に関し、選挙の結果に異動を及ぼす規定違反はなかった。開票作業についてはすべてスムーズに行われた。

イ 有効、無効の判定についても、8人の選挙立会人も含めた9人で確認したものであり、問題はなかった。

ウ 無効票について、その理由を確認したものはあったが、説明を受けて納得した。結果として票の効力の判定が変わった票はない。

エ 選挙全体を通じて、選挙の結果に異動を及ぼすような規定違反など、問題を感じるようなことは全くなかった。

(2) 開票事務に従事した事務担当者の意見

ア 有効、無効の効力の判定に当たっては、審査事務に携わる事務担当者を対象とした開票審査事務勉強会を令和5年2月24日に、選挙立会人を対象とした立会人説明会を同年4月7日に実施し、制度の理解を深めるために十分な事前準備を行った。

イ 疑義票は審査係で有効、無効を判定し、無効票については無効事由を選挙立会人に説明しながら回付した。

ウ 選挙立会人から質問を受けることはあったが、個々の説明や、根拠となる手引等の記載事項を見せることにより、納得してもらうことができた。

エ 申出人が選任した選挙立会人から特に質問を受けた記憶はない。

3 法令等の定め

選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定により、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られるとされている。

公選法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機

関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」と判示されている（昭和61年2月18日最高裁判所判決）。

また、公選法第205条第1項に規定する「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合」と判示されている（昭和29年9月24日最高裁判所判決）。

4 当委員会の判断

申出人の主張について、本件選挙が無効とされる場合に該当するかどうかについて判断する。

(1) 異議申出の理由及び申出人への口頭意見聴取で得た証言は、公選法第205条第1項に規定する選挙の効力に関する異議の申出における選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合には当たらない。

(2) 選挙長及び開票事務に従事した事務担当者への聞き取り調査の結果、公選法第205条第1項に規定する選挙の結果に異動を及ぼす虞がある、選挙の規定に違反した事実は認められない。

5 まとめ

以上のとおり、申出人の主張には、いずれも理由がないことから、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和5年5月19日

川崎市選挙管理委員会

委員長 小林 貴美子

教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる（公選法第202条第2項）。

監 査 告 示

川崎市監査告示第4号

包括外部監査人の監査に関する事務の補助について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人小俣雅弘の監査に関する事務を次の者に補助させることについて協議が調った

ので、次のとおり告示します。

令和5年5月18日

川崎市監査委員 大 村 研 一
同 植 村 京 子
川崎市監査委員職務執行者 浅 野 文 直
同 山 田 晴 彦

氏 名	住 所	補助させる期間
板垣 宏一郎	東京都練馬区西大泉 1丁目22番5号	令和5年5月22日から 令和6年3月31日まで
歌 夏子	東京都杉並区高円寺 北3丁目10番12号	令和5年5月22日から 令和6年3月31日まで
佐々木 智弘	東京都江東区亀戸6 丁目31番2-2116号	令和5年5月22日から 令和6年3月31日まで
佐藤 秀忠	東京都板橋区坂下3 丁目9番 E-504号	令和5年5月22日から 令和6年3月31日まで
佐藤 諒也	神奈川県川崎市麻生 区片平5丁目1番17 号 franc ciel 105	令和5年5月22日から 令和6年3月31日まで
山本 夏海	埼玉県さいたま市北 区別所町126番地12	令和5年5月22日から 令和6年3月31日まで
疋田 翔	東京都国分寺市東元 町2丁目16番2号 メゾン 柊 2-103	令和5年5月22日から 令和6年3月31日まで

人 事 委 員 会 公 告

川崎市人事委員会公告第3号

令和5年度川崎市職員（高校卒程度・保育
士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職）

採用試験の実施について

令和5年度川崎市職員（高校卒程度・保育士・栄養
士・臨床検査技師・学校栄養職）採用試験を次のとおり
行います。

令和5年5月16日

川崎市人事委員会
委員長 魚 津 利 興



令和 5 年度 川崎市職員採用試験受験案内 (高校卒程度・資格免許職)

《高校卒程度》行政事務・土木・電気・機械・建築・消防士
《資格免許職》保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職

川崎市人事委員会

【昨年度からの変更点】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止していた、体力検査【消防士】における「上
体起こし・20mシャトルラン」を再開します。なお、集団討論試験【全区分】を廃止します。

《主な日程》

申 込 受 付 期 間	6 月 19 日(月) 午前 9 時 ～ 7 月 21 日(金) 午後 5 時(受信有効)
申 込 方 法	電子申請のみ
受 験 票 等 発 行	9 月 11 日(月) (予定)
第 1 次 試 験 日	令和 5 年 9 月 24 日(日) 【教養試験(行政事務・消防士)】 【教養試験・専門試験(土木・電気・機械・建築)】 【総合筆記試験(保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職)】 ※ 消防士では、教養試験で一定の成績以上の方を対象に体力検査を第 1 次試験として実 施します(日程は、「3 試験科目・日程・会場・合格発表」参照)。
第 1 次合格発表日	10 月 2 日(月) 午前 10 時頃(予定)(消防士以外) 10 月 13 日(金) 午前 10 時頃(予定)(消防士)
第 2 次 試 験 日	10 月 20 日(金) ～ 10 月 30 日(月) (予定) ※ 試験区分ごとに試験科目・日程が異なります(詳細は、「3 試験科目・日程・会場・合格発 表」参照)。
最 終 合 格 発 表 日	11 月 16 日(木) 午前 10 時頃(予定)

《問合せ先》 川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4 階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki_saiyou> https://twitter.com/kawasaki_saiyou

※災害等により試験日程等を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込によって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使
われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込をした人は、必ず受験するようお願いします。



1 試験区分・職務概要・採用予定人員

試 験 区 分		主な職務概要	採用予定人員
高 校 卒 程 度	行 政 事 務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口業務などの行政事務に従事します。	10 名程度
	土 木	主に、建設緑政局、区役所道路公園センター、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、道路、橋梁、河川、上下水道、港湾などの土木工事の計画、設計積算、施工監理、測量や、都市計画・都市交通計画の策定、拠点地区整備事業の実施、開発行為の審査指導など、土木の専門業務に従事します。	若干名
	電 気	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の電気設備の設計、工事、維持管理など、電気の専門業務に従事します。	若干名
	機 械	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の機械設備の設計、工事、維持管理など、機械の専門業務に従事します。	若干名
	建 築	主に、まちづくり局等で、市街地再開発・区画整理事業の調査計画、都市計画・都市交通計画の策定、防災まちづくりや住宅施策の推進、拠点地区等の景観形成・誘導、公共施設(庁舎、市営住宅、学校、病院、福祉施設など)の建築工事の設計・工事監理、建築物の許認可・審査など、建築の専門業務に従事します。	若干名
	消 防 士	主に、消防局、各消防署等で、火災・救急・救助等の現場活動、航空隊業務、消防施策の企画、調整、指令システム・通信施設の管理・運用、火災等の予防指導、防火対象物等の査察、危険物規制などの消防業務に従事します。	5 名程度
保 育 士		主に、保育所等で、乳幼児の保育、地域の子育て家庭に対する支援など、保育士の専門業務に従事します。	20 名程度
栄 養 士		主に、保育所、市立病院等での栄養指導、給食管理、衛生管理や、区役所地域みまもり支援センター、健康福祉局等での栄養相談、栄養指導、食育の推進など、栄養士の専門業務に従事します。	若干名
臨床検査技師		主に、市立病院、健康福祉局等で、検体検査・生理機能検査業務、感染症の検査・研究など、臨床検査技師の専門業務に従事します。	若干名
学 校 栄 養 職		市立学校及び学校給食センターでの学校給食の栄養管理、衛生管理、食に関する指導など、学校栄養職の専門業務に従事します。	若干名

(注)

- 1 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 2 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。
- 3 申込できる区分は1つに限ります。申込後の試験区分の変更は認めません。

2 受験資格**(1) 年齢等**

行 政 事 務 土 木 電 気 機 械 建 築 消 防 士	平成 14 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた人 ※消防士については、日本国籍を有する人
保 育 士 栄 養 士 臨 床 検 査 技 師 学 校 栄 養 職	平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた人

(2) 身体的条件【消防士】・免許【保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職】

消 防 士	次の要件を全て満たす人 ① 視力(矯正視力を含む。)が両眼で 0.7 以上かつ一眼でそれぞれ 0.3 以上の人 ② 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができる人 ③ 聴力が正常な人
保 育 士 栄 養 士 臨 床 検 査 技 師 学 校 栄 養 職	それぞれの免許(学校栄養職については栄養士免許)を有する人又は令和 6 年春までに行われる 国家試験により免許取得見込みの人 ※保育士については、神奈川県で実施された地域限定保育士試験により資格を有する人を含む。

(注)

保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職の受験者で免許取得済みの方はそれぞれの免許の写し、免許取得見込みの方はそれぞれの免許取得に係る学歴の卒業(見込)証明書及び成績証明書を、第 1 次試験合格発表後、指定する日までに送付していただきます。

※試験区分ごとの受験資格にかかわらず、地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する人(民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)は、受験できません。

地方公務員法(抜粋)**(欠格条項)****第16条**

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験科目・日程・会場・合格発表

(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)

(1) 第1次試験

試験区分	試験科目・日程	会場(予定)	合格等発表日
教養試験【行政事務・消防士】、教養試験・専門試験【土木・電気・機械・建築】、総合筆記試験【保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職】			
行政事務 消防士	【教養試験】 9月24日(日) 集合時刻 午前 9時45分 解散時刻 午後 0時10分頃 (※途中退出はできません。)	会場は受験票で指定します。	10月2日(月) 午前10時頃(予定) 【消防士以外:第1次試験合格者】 【消防士:体力検査対象者】
土木 電気 機械 建築	【教養試験】・【専門試験】 9月24日(日) 集合時刻 午前 9時45分 解散時刻 午後 3時10分頃 (※教養試験については、途中退出はできません。)		
保育士 栄養士 臨床検査技師 学校栄養職	【総合筆記試験】 9月24日(日) 集合時刻 午前 9時45分 解散時刻 午後 1時10分頃 (※途中退出はできません。また昼食休憩はありません。)		
体力検査【消防士】			
消防士	【体力検査】 10月10日(火)(予定)	川崎市消防訓練センター (川崎市宮前区犬蔵 1-10-2)	10月13日(金)午前10時頃(予定) 【消防士:第1次試験合格者】

(2) 第2次試験 (集合時間等の詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。)

試験区分	試験科目・日程	会場(予定)
作文試験【行政事務】、作文試験・身体検査【消防士】		
行政事務	【作文試験】 10月20日(金)(予定)	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町 3-3)
消防士	【作文試験】・【身体検査】 10月20日(金)(予定)	

試験区分	試験科目・日程	会場(予定)	合格等発表日
面接試験【全区分】			
全区分	【個別面接】 10月25日(水)～10月30日(月) (予定)のうち指定する1日	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町 3-3)	【最終合格】 11月16日(木)午前10時頃(予定)

(注)

- (土木、電気、機械、建築区分のみ)受験に際しては、昼食を持参してください。
- 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 試験会場への問合せ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 合格等発表は、合格等発表日にホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者等の受験番号を掲載し、合格者等のみに文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、可否はホームページで必ず確認してください。
- 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 第1次試験合格者には、「面接カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)提出していただきます。
(行政事務・消防士は作文試験の際に持参、それ以外は10月12日(木)(消印有効)までに郵送)。
「面接カード」の様式は、第1次試験合格の通知(消防士は、体力検査対象者の通知)に同封いたしますので、10月5日(木)までに通知が届かない場合は10月6日(金)に川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。
また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。
- 保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職の第1次試験合格者には、免許取得(見込)に関する書類(免許証の写し、又は卒業(見込)証明書及び成績証明書)を提出していただきます。提出書類の詳細は第1次試験合格発表の通知でお知らせいたします。

4 試験の内容

(1) 第1次試験

教養試験【行政事務・消防士】、教養試験・専門試験【土木・電気・機械・建築】、 総合筆記試験【保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職】	
行政事務 消防士	【教養試験】＜択一式 50 問 120 分＞ ※出題の程度は高校卒業程度のものです。 社会(法律、政治、経済、社会)、人文(世界史、日本史、地理、国語)、自然(数学、物理、化学、生物、地学)、文章理解(現代文、英文)、判断推理、数的推理、資料解釈
土木 電気 機械 建築	【教養試験】＜択一式 50 問 120 分＞ ※出題の程度は高校卒業程度のものです。 社会(法律、政治、経済、社会)、人文(世界史、日本史、地理、国語)、自然(数学、物理、化学、生物、地学)、文章理解(現代文、英文)、判断推理、数的推理、資料解釈 【専門試験】＜択一式 40 問 120 分：試験区分ごとに試験分野が異なります。＞ 出題分野は、「別表 区分別の専門試験出題分野」参照
保育士 栄養士 学校栄養職 臨床検査技師	【総合筆記試験】＜択一式 60 問 180 分＞ ※出題の程度は短期大学卒業程度のものです。 ＜＜知能系(20 問程度)：各試験区分共通＞＞ 出題分野：文章理解(現代文・英文)、判断推理、数的推理、資料解釈 ＜＜知識系(40 問程度)：試験区分ごとに試験分野が異なります。＞＞ 出題分野は、「別表 区分別の総合筆記試験(知識系)出題分野」参照
体力検査【消防士】	
消防士	消防士としての職務遂行に必要な体力についての検査(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とび、20m ショトルラン、腕立て伏せ)を行います。

【別表 区分別の専門試験出題分野】

試験区分	出題分野
土木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
電気	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術
機械	数学・物理・情報技術基礎、機械設計、機械工作、原動機、生産システム技術(電気技術、電子技術、制御)、電子機械
建築	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工

【別表 区分別の総合筆記試験(知識系)出題分野】

試験区分	出題分野
保育士	社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健
栄養士 学校栄養職	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営
臨床検査技師	医用工学概論(情報科学概論及び検査機器総論を含む。)、公衆衛生学(関係法規を含む。)、臨床検査医学総論(臨床医学総論及び医学概論を含む。)、臨床検査総論(検査管理総論及び医動物学を含む。)、病理組織細胞学、臨床生理学、臨床化学(放射性同位元素検査技術学を含む。)、臨床血液学、臨床微生物学、臨床免疫学

(2) 第2次試験(第1次試験合格者を対象に実施)

作文試験【行政事務・消防士】	
行政事務 消防士	与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。 ＜800 字以上、1,000 字以内 60 分＞
身体検査【消防士】	
消防士	消防士としての職務遂行に必要な身体的条件及び健康度の検査を行います。
面接試験(個別面接)【全区分】	
全区分	【個別面接】＜30 分程度＞ 個別面接(3 対 1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。

(注) 教養試験・専門試験・総合筆記試験の問題例、作文試験の過去の課題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿(保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職の場合は選考合格者名簿)に登録され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 名簿に登録された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和6年4月1日に採用されます。なお、既に学校等を卒業している人又は資格・免許等を取得している人については、令和6年4月より前に採用されることもあります。
- (3) 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用候補者名簿(選考合格者名簿)から削除します。また、資格・免許等の取得見込みの人で取得できない場合は、採用されません。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

6 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・経験に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)。

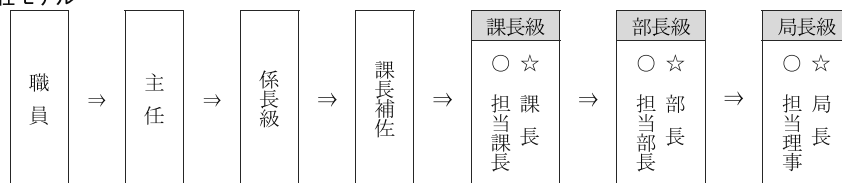
◎外国籍職員の任用について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていくことになっています。なお、これらの職務又は職に関わる職員は、全体のおおむね8割に当たります。

参考1 職務の概要(代表例)

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定
土木	道路工事の実施計画、設計、監督 道路の維持補修工事の実施、設計等	開発行為の監視、規制
電気	水処理施設の設備の運転操作、調整 各種施設の電気設備の維持管理	公害の発生の監視、規制
機械	市有建築物の維持保全	廃棄物処理施設の許可
建築	市営住宅建設工事の設計、監督 公共施設建設工事の設計、監督	建築制限の許可

参考2 昇任モデル



※ ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

7 給与等

(1) 給与(初任給)

令和5年4月1日現在の給与は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

試験区分	初任給 ※地域手当を含む	その他の手当など
下 記 以 外 の 区 分	174,348 円 (短大卒、高専卒者は、187,108 円)	① 初任給については、高校卒業後(高校卒程度各区分)、又は免許取得後(保育士・栄養士・学校栄養職・臨床検査技師)の職歴等がある方は、一定の基準に基づいて、左記の金額に加算されます。 ② この他に、期末・勤勉手当(4.40 月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月当たり最高 55,000 円)、扶養手当、住居手当(1箇月当たり最高 25,200 円)等の諸手当が支給されます。
消 防 士	187,108 円 (短大卒、高専卒者は、203,464 円)	
保 育 士 栄 養 士 学 校 栄 養 職	187,108 円 (大学卒者は、212,164 円) (大学院修士課程修了者は、229,100 円)	
臨床検査技師	195,112 円 (大学卒者は、212,164 円) (大学院修士課程修了者は、229,100 円)	

(2) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(休憩時間1時間を含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

(3) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)

※配属先によって異なる場合があります。

(4) 休暇等

年次有給休暇(年間 20 日間)のほか、夏季(5 日間)・結婚・出産・育児・忌引・子の看護・職員の育児参加・短期介護・不妊治療などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

(5) 受動喫煙防止措置

原則として敷地内禁煙としています。

※上記の内容は、令和5年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

8 個人別成績情報の提供

この試験で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限ります(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手 順
第 1 次試験 不 合 格 者	第 1 次試験の総合順位及び総合得点 ＜参考＞第 1 次試験配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1 箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(84 円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒) 《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4 階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、令和5年12月下旬以降に発送します。 ※総合順位は、欠席者を除いた順位で記載しています。
第 2 次試験 不 合 格 者	第 2 次試験の総合順位及び総合得点 (第 1 次及び第 2 次試験の合算) ＜参考＞第 2 次試験配点 700点	

9 申込方法等(電子申請【インターネット】のみ受付)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「試験・選考情報」→「試験・選考案内」→「川崎市職員(高校卒程度等)採用試験」→「令和5年度申込方法(高校卒程度・資格免許職)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

※受験に際して市が収集する個人情報は、採用試験及び採用手続きにのみ使用します。

申込受付期間	6月19日(月) 午前9時 ～ 7月21日(金) 午後5時(受信有効) ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトに繋がらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。また、使用するパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限に余裕を持ってお申込ください。
--------	---

申 込 手 順	(1)「オンライン手続きかわさき(電子申請)利用者登録」を行う(登録済みの方は(2)へ) オンライン手続きかわさき(電子申請)の利用者登録の手順は、川崎市ホームページ(トップページ)→「くらし・手続き」→「届出・手続き・相談」→「電子申請について」に掲載してある「<u>【オンライン手続きかわさき】利用者登録マニュアル</u>」を御確認ください。 【重要①】 利用者登録の際に取得した「利用者ID(メールアドレス)」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。 【重要②】 利用者登録の際には「kawasaki-sinsei@dx.city.kawasaki.jp」からメールを送信します。迷惑メール対策の設定を行っている場合は、メールが届かない場合がありますので、「@dx.city.kawasaki.jp」ドメインからのメールが受信できるように設定してください。 (2)電子申請により申込を行う 利用者登録完了後、ホームページ「令和5年度試験案内(高校卒程度・資格免許職)」より、採用試験の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページ「令和5年度申込方法(高校卒程度・資格免許職)」を御確認ください。 ⇒申込が完了すると、利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申込を受け付けた旨メールが送信されますので確認してください。なお、申込後、1時間経過してもメールが届かない場合は、一度迷惑メールの設定等を御確認の上、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。 ⇒一度申込をした後に、修正や取り消しをする際は、サイトから<u>直接取下げを行わずに、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで御連絡ください。</u> (3)申込内容の審査 川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。 ※申込内容確認のため、電話連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けることができない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。 (4)審査結果の通知 審査が終了すると、利用者登録の際に登録したメールアドレスに審査済みのメールが送信されます。また、オンライン手続きかわさき(e-KAWASAKI)マイページ内の利用者メニューからも御確認いただけます。なお、申込日から3日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)を過ぎても審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。
申込整理票と受験票の印刷	9月11日(月)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、オンライン手続きかわさき(e-KAWASAKI)マイページ内利用者メニューに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ片面印刷(A4サイズ)してください。「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名をし、第1次試験当日に「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。

◎ 身体の障害等により受験上の配慮を希望する人へ

次のことを希望する人は、必ず申込時に、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話等で御連絡ください。

- (1) 行政事務の申込者で身体障害者手帳を持っている人は、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、電子申請の際に「1 希望する」を選択の上、お申込みください。
- (2) 点字による受験を希望する人は、試験時間の延長などの配慮をします。試験会場等の詳細については、申込整理票の送信時に御連絡します。
- (3) 車椅子を使用する人は、試験会場を1階にするなどの配慮をします。
- (4) その他身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。

◎ 前年度(令和4年度)実施結果(参考)

試験区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次試験 受験者数(人)	体力検査 対象者数(人)	第1次試験 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
行 政 事 務	10	153	117	—	59	22	5.3
土 木	若干名	3	2	—	1	1	2.0
電 気	若干名	3	2	—	1	1	2.0
機 械	若干名	1	1	—	0	—	—
建 築	若干名	3	3	—	2	2	1.5
消 防 士	10	195	146	61	45	10	14.6
保 育 士	15	95	63	—	43	20	3.2
栄 養 士	若干名	35	21	—	12	5	4.2
臨床検査技師	若干名	19	15	—	12	2	7.5
学 校 栄 養 職	5	49	31	—	12	6	5.2

職員共済組合公告

川崎市共済公告第9号

令和5年5月12日付けで次の役員が退職しましたので、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第4項の規定に基づき公告します。

令和5年5月18日

川崎市職員共済組合
理事長 伊藤 弘
理事 齋藤 慶一

川崎市共済公告第10号

川崎市職員共済組合組合会議員選挙を次のとおり行う。

令和5年5月18日

- 川崎市職員共済組合
理事長 伊藤 弘
- 選挙の日時 令和5年6月5日(月)
午後4時00分から午後4時30分まで
 - 選挙会の日時 令和5年6月5日(月)
午後4時30分
 - 選挙及び選挙会の場所、選挙すべき議員の数並びに選挙長の氏名

選挙区	選挙すべき議員の数	選挙及び選挙会の場所	選挙長の氏名
第2区	1人	病院局 会議室	井口 拓也

市議会告示

川崎市議会告示第6号

令和5年5月22日に、川崎市議会議長選挙及び副議長の選挙を行った結果、次の者が当選した。

令和5年5月22日

川崎市議会議長 青木 功雄
議長 青木 功雄
副議長 岩隈 千尋

川崎区公告

川崎市川崎区公告第79号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の

為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年5月17日

川崎市川崎区長 中山 健一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。（別紙省略）

川崎市川崎区公告第80号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年5月17日

川崎市川崎区長 中山 健一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。（別紙省略）

川崎市川崎区公告第81号

国民健康保険料及び介護保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条及び介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月17日

川崎市川崎区長 中山 健一

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第82号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及

び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市川崎区長 中山健一

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第9期	令和5年5月30日（第9期分）	計1件

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第83号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市川崎区長 中山健一

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第84号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市川崎区長 中山健一

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和5年度	介護保険料	第1期	令和5年5月30日	計17件

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第85号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険

法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市川崎区長 中山健一

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和4年度	国民健康保険料	1期	令和5年5月30日（1期）	計1件
令和4年度	国民健康保険料	2期	令和5年5月30日（2期）	計2件
令和4年度	国民健康保険料	3期	令和5年5月30日（3期）	計2件
令和4年度	国民健康保険料	4期	令和5年5月30日（4期）	計1件
令和4年度	国民健康保険料	5期	令和5年5月30日（5期）	計1件
令和4年度	国民健康保険料	6期	令和5年5月30日（6期）	計1件
令和4年度	国民健康保険料	7期	令和5年5月30日（7期）	計1件
令和4年度	国民健康保険料	8期	令和5年5月30日（8期）	計1件
令和4年度	国民健康保険料	9期	令和5年5月30日（9期）	計2件
令和4年度	国民健康保険料	10期	令和5年5月30日（10期）	計24件

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第86号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市川崎区長 中山健一

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第87号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市川崎区長 中 山 健 一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和4年度	介護保険料	第6期	令和5年5月30日 (第6期)	計1件
令和4年度	介護保険料	第7期	令和5年5月30日 (第7期)	計1件
令和4年度	介護保険料	第8期	令和5年5月30日 (第8期)	計2件
令和4年度	介護保険料	第9期	令和5年5月30日 (第9期)	計10件
令和4年度	介護保険料	第10期	令和5年5月30日 (第10期)	計10件
令和4年度	介護保険料	第11期	令和5年5月30日 (第11期)	計10件
令和4年度	介護保険料	第12期	令和5年5月30日 (第12期)	計9件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第88号

国民健康保険料及び介護保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条及び介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月26日

川崎市川崎区長 中 山 健 一

(別紙省略)

幸 区 公 告**川崎市幸区公告第33号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和4年度	介護保険料	第6期	令和5年5月30日	計1件

令和4年度	介護保険料	第7期	令和5年5月30日	計1件
令和4年度	介護保険料	第8期	令和5年5月30日	計1件
令和4年度	介護保険料	第9期	令和5年5月30日	計2件
令和4年度	介護保険料	第10期	令和5年5月30日	計2件
令和4年度	介護保険料	第11期	令和5年5月30日	計2件
令和4年度	介護保険料	第12期	令和5年5月30日	計3件

川崎市幸区公告第34号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和4年度	後期高齢者 医療保険料	第9期	令和5年5月30日	計1件

川崎市幸区公告第35号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

川崎市幸区公告第36号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月26日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第30号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市中原区長 板橋 茂 夫

川崎市中原区公告第31号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市中原区長 板橋 茂 夫

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和4年度	後期高齢者 医療保険料	第9期	令和5年5月30日	計1件

川崎市中原区公告第32号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市中原区長 板橋 茂 夫

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和4年度	介護保険料	第12期	令和5年5月30日	計2件

高 津 区 公 告**川崎市高津区公告第29号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達す

べきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市高津区長 高橋 友 弘

（別紙省略）

川崎市高津区公告第30号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市高津区長 高橋 友 弘

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和5年度	介護保険料	第1期分	令和5年5月30日 （第1期分）	計4件

（別紙省略）

川崎市高津区公告第31号

差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月26日

川崎市高津区長 高橋 友 弘

（別紙省略）

宮 前 区 公 告**川崎市宮前区公告第22号**

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律

第226号) 第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市宮前区長 南 昭 子

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第23号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市宮前区長 南 昭 子

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第24号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市宮前区長 南 昭 子

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第25号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

川崎市多摩区公告第26号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第9期	令和5年5月2日	計1件

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第24号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第25号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第26号

保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所

が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条及び介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月19日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第27号

介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年5月25日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

（別紙省略）

川崎区選挙管理委員会告示

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第18号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程を次のとおり制定します。

令和5年5月19日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 阿久津 光 延

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規

程

（趣旨）

第1条 この規程は、川崎市川崎区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規程で使用する用語の意義は、法、政令、個人情報保護委員会規則及び条例で使用する用語の例による。

（保有個人情報等管理責任者）

第3条 条例第3条に規定する保有個人情報等管理責任者は、川崎市川崎区選挙管理委員会規程（昭和47年川崎市川崎区選挙管理委員会告示第2号）第16条第1項に規定する書記次長をもって充てる。

（開示請求の方法等）

第4条 開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第1号様式）又は法第77条第1項各号に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法

(2) 送付して行う方法

2 条例第8条に規定する実施機関が定める事項は、開示請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による開示請求があった場合又は法第76条第2項の規定による開示請求があった場合には、開示請求者に対し、速やかに当該開示請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該開示請求者に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該開示請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

（開示決定等の通知）

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

（開示決定等の期限の延長の通知）

第6条 条例第10条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第4号様式）により行うものとする。

（開示決定等の期限の特例の通知）

第7条 条例第11条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

（開示請求に係る事案の移送の通知）

第8条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第6号様式）により行うものとする。

（意見照会等）

第9条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第1項適用）（第7号様式）により行うものとする。ただし、委員会が書面により行う

必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 法第86条第2項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第2項適用）（第8号様式）により行うものとする。

3 法第86条第1項及び第2項に規定する意見書は、保有個人情報開示決定等意見書（第9号様式）によるものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する通知書（第10号様式）により行うものとする。

（開示の実施の方法）

第10条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧

(4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法

に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってきた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号オにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）

エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

（開示の実施の方法等の申出）

第11条 法第87条第3項の規定による申出は、開示の実施方法等申出書（第11号様式）又は政令第26条第3項各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

（開示の実施）

第12条 保有個人情報の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。ただし、写し等の交付は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付により行うことができる。

2 前項本文の場合において保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴をする者は、当該保有個人情報を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱いなければならない。

3 委員会は、前項の規定に違反する者に対し、保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

（開示請求に係る費用の納付）

第13条 条例第12条第2項に規定する費用及び政令第28条第4項に規定する送付に要する費用は、前納とする。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第12条第2項に規定する費用の納付の方法及び政令第28条第4項に規定する規則で定める方法は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第8号様式(1)の納入通知書により納付する方法とする。ただし、当該方法により難いときは、この限りでない。

（訂正請求の方法等）

第14条 訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第12号様式）又は法第91条第1項各号（条例第13条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る訂正請求の場合にあっては、第2号を除く。）に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法

(2) 送付して行う方法

2 条例第14条に規定する実施機関が定める事項は、訂正請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による訂正請求があった場合又は法第90条第2項の規定による訂正請求があった場合には、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該訂正請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該訂正請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

（訂正決定等の通知）

第15条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（第13号様式）により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（第14号様式）により行うものとする。

（訂正決定等の期限の延長の通知）

第16条 条例第15条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（第15号様式）により行うものとする。

（訂正決定等の期限の特例の通知）

第17条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（第16号様式）により行うものとする。

（訂正請求に係る事案の移送の通知）

第18条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第17号様式）により行

うものとする。

(訂正した保有個人情報の提供先への通知)

第19条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書(第18号様式)により行うものとする。

(利用停止請求の方法等)

第20条 利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(第19号様式)又は法第99条第1項各号(条例第16条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る利用停止請求の場合にあっては、第2号を除く。)に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法

(2) 送付して行う方法

2 条例第17条に規定する実施機関が定める事項は、利用停止請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による利用停止請求があった場合又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合には、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該利用停止請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該利用停止請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(利用停止決定等の通知)

第21条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(第20号様式)により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(第21号様式)により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の延長の通知)

第22条 条例第18条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(第22号様式)により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の特例の通知)

第23条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(第23号様式)により行うものとする。

(行政機関等匿名加工情報に係る手数料の納付)

第24条 条例第19条第1項及び第2項に定める手数料は、前納とする。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第19条第1項及び第2項に規定する手数料の納付の方法は、川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)第8号様式(1)の納入通知書により納付するものとする。ただし、当該方法により難しいときは、この限りでない。

(記載事項の変更の申出)

第25条 法第112条第1項の規定による提案を行った者又は法第118条第1項前段の規定による提案を行った者は、法第112条第2項(法第118条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定により提出した書面に記載された事項に変更(行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更を除く。)が生じた場合は、直ちに、行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書(第24号様式)により、その旨を委員会に申し出るものとする。

(保有個人情報の取扱い等)

第26条 委員会の職員による保有個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱い等に関しては、別に定めるもののほか、市長事務部局の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(川崎市個人情報保護条例施行規程の廃止)

2 川崎市個人情報保護条例施行規程(昭和60年川崎市川崎区選挙管理委員会告示第18号)は、廃止する。

第 1 号様式

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先) 川崎市川崎区選挙管理委員会

(ふりがな)

氏 名

住所又は居所 〒

電話番号

()

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する 保有個人情報	(具体的に特定してください。)
求める開示の 実施方法等	☐ 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ その他 () <実施の希望日> 年 月 日 <実施の場所> ☐ 事務所管課 ☐ 行政情報課 ☐ 写しの送付を希望する。

1	開示請求者: ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2	開示請求者の本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の30日前までに交付された住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。
3	本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (1) 本人の状況 ☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____
4	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類: ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()
5	任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類: ☐ 委任状 ☐ その他 ()

処理欄

所 管 課:	
受 付 場 所:	
受 付: 年度第 号 (. . 受付)	
備 考:	

- 注 1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」欄について、法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
- 2 「求める開示の実施方法等」欄には、開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における開示又は写しの送付)について希望がある場合に記載してください。
なお、開示の実施の方法は実施機関の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。
- 3 ☐ のある欄には、該当する☐内にレ印を記入してください。

第 2 号様式

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市川崎区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

開 示 す る 保有個人情報	☐ 全部開示 ☐ 部分開示	
不 開 示 と し た 部分とその理由		
時 限 性 開 示	年 月 日以後であれば不開示とした 部分()を開示することができます ので、同日以後に改めて開示請求をしてください。	
開示する保有個人 情報の利用目的		
開 示 の 実施方法等	1 開示の実施方法等 ・ ☐ 文書又は図画 ☐ 電磁的記録 ・ ☐ 閲覧 ☐ 聴取 ☐ 視聴 ☐ 写し等の交付(☐ 写し ☐ 複写したもの)(☐ 郵便又は信書便による送付) 2 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 年 月 日 午前 時から 午前 時までの間 午後 午後 _____にお越しください。 ※ 当日御都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で事務所管課まで 御連絡ください。	
事務所管課	川崎市川崎区選挙管理委員会事務室 電話番号 _____	

- 注 1 開示を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。
- 2 「時限性開示」欄は、部分開示とした理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができますときに記載しています。
- 3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市川崎区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市川崎区選挙管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 3 号様式

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市川崎区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり開示をしないことに決定しましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
開 示 を し な い こととした理由	
時限性開示	年 月 日以後であれば開示をしないこととした () を開示することができますので、同日以後に改めて開示請求をしてください。
事務所管課	川崎市川崎区選挙管理委員会事務室 電話番号 ー

- 注 1 「時限性開示」欄は、開示をしないこととした理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときに記載しています。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市川崎区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市川崎区選挙管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 4 号様式

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市川崎区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第10条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第10条第1項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
延長の理由	
事務所管課	川崎市川崎区選挙管理委員会事務室 電話番号 —

第 5 号様式

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市川崎区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第11条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
事務所管課	川崎市川崎区選挙管理委員会事務室 電話番号 ー

第 6 号様式

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市川崎区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移 送 先 の 行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名 : 担 当 者 名 : 所 在 地 : 電 話 番 号 :
備 考	
事務所管課 (移送元)	川崎市川崎区選挙管理委員会事務室 電話番号 ー

第7号様式

第三者意見照会書（法第86条第1項適用）

第 号
年 月 日

様

川崎市川崎区選挙管理委員会 印

次のとおり、 に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有 個人情報に含まれて いる _____ に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
事務所管課 (意見書の提出先)	川崎市川崎区選挙管理委員会事務室 所在地 〒 _____ 電話番号 _____

第三者意見照会書（法第86条第2項適用）

様

川崎市川崎区選挙管理委員会 印

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項 第1号又は第2号 の規定の適用区 分及びその理由	適用区分： ☐ 第1号 ☐ 第2号 適用理由：
開示請求に係る保有 個人情報に含まれて いる _____ に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
事務所管課 (意見書の提出先)	川崎市川崎区選挙管理委員会事務室 所在地 〒 _____ 電話番号 _____

第 9 号様式

保有個人情報開示決定等意見書

年 月 日

(宛先) 川崎市川崎区選挙管理委員会

氏 名 _____
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所又は居所 〒 _____
(法人その他の団体にあつては、本店又はその主たる事務所の所在地)
電話番号 () _____

年 月 日付で照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示に関しての 御 意 見	☐保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由

注 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。